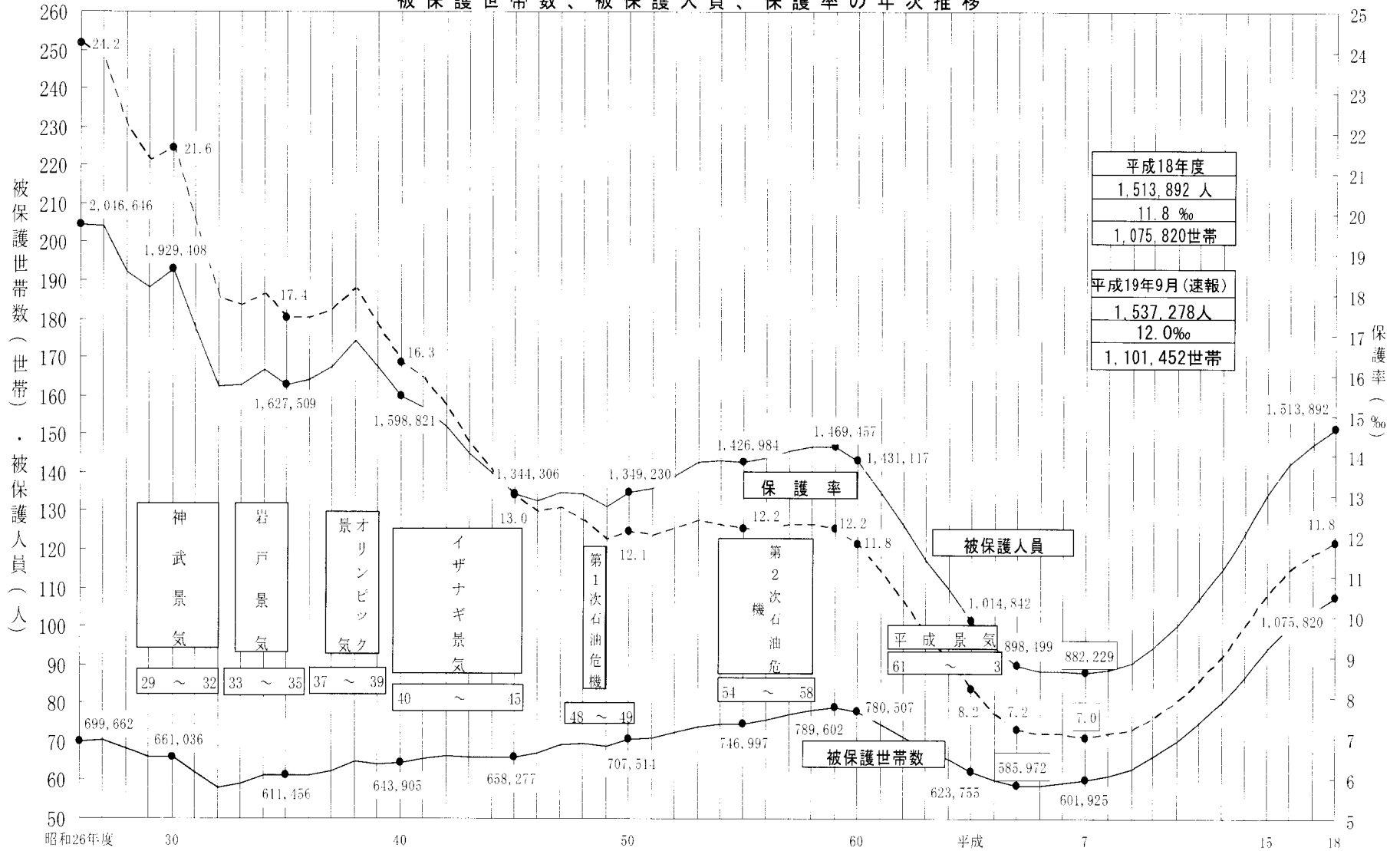


# I 生活保護の現状



被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



平成18年度
1,513,892人
11.8%
1,075,820世帯

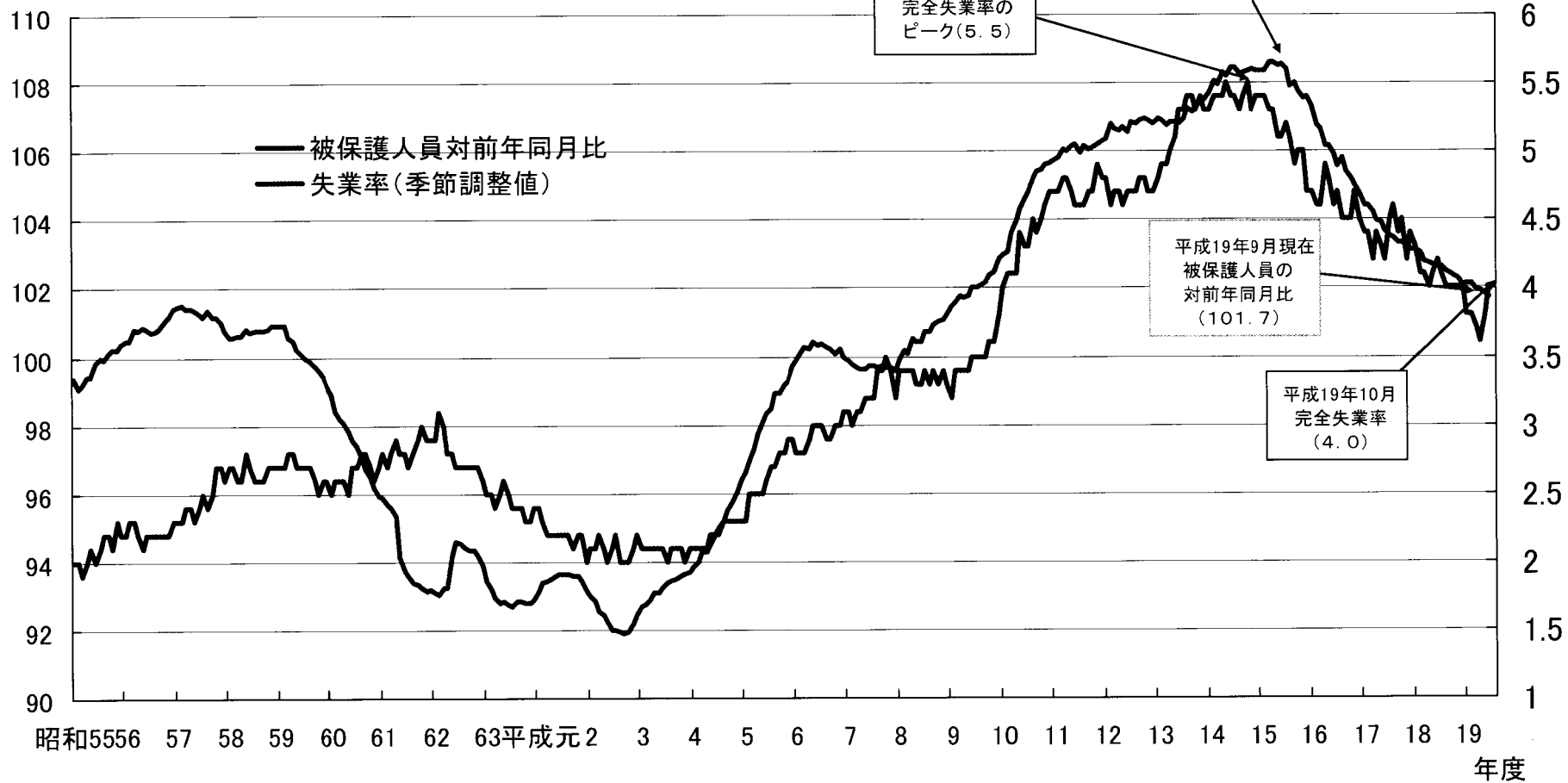
平成19年9月(速報)
1,537,278人
12.0%
1,101,452世帯

資料：福祉行政報告例

## 被保護人員の伸び率と失業率の推移

被保護人員の対前年同月比(%)

完全失業率(%)



## 世帯類型別被保護世帯数の推移

平成16年度の総世帯数は約100万世帯であり、

- 構成割合で見ると、約半数（46.7%）が高齢者世帯である。
- 保護率・保護人員が底であった平成7年度からの変化をみると、いずれの世帯類型も被保護世帯数は増加しているが、直近ではその伸びは鈍化している。

	昭和59年度	構成割合 (%)	平成7年度	構成割合 (%)	平成16年度	構成割合 (%)	増加率	
							S59→H7	H7→H16
総数	787,758	100.0	600,980	100.0	997,149	100.0	▲23.7%	+65.9%
高齢者世帯	241,964	30.7	254,292	42.3	465,680	46.7	+5.1%	+83.1%
母子世帯	115,265	14.6	52,373	8.7	87,478	8.8	▲54.6%	+67.0%
傷病者・ 障害者世帯	355,251	45.1	252,688	42.0	349,844	35.1	▲28.9%	+38.4%
その他世帯	75,278	9.6	41,627	6.9	94,148	9.4	▲44.7%	+126.1%

資料：福祉行政報告例

(注)平成17年度より世帯の定義を変更したことから、平成16年度以前で比較

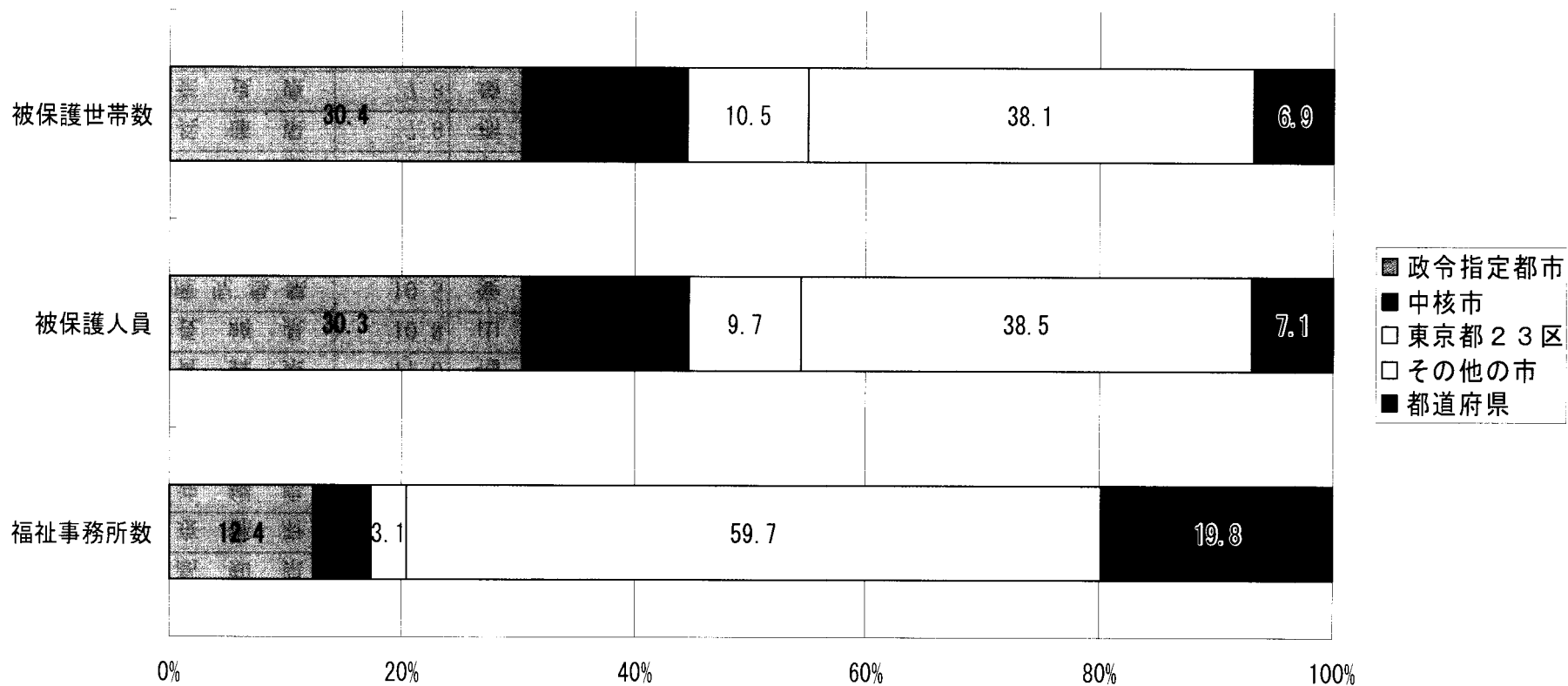
## 世帯類型別世帯保護率の推移

	昭和59年度	平成7年度	平成16年度
総数	21.1 (143.5)	14.7 (100.0)	21.5 (146.0)
うち高齢者世帯	80.1 (176.8)	45.3 (100.0)	48.7 (107.6)
母子世帯	224.7 (206.7)	108.7 (100.0)	139.7 (128.6)
その他世帯 (傷病・障害者世帯を含む)	12.7 (149.4)	8.5 (100.0)	12.3 (144.7)

単位は‰、括弧内は平成7年を100とした指数。

## 地方自治体の種類別被保護世帯数等の分布

○被保護世帯数、被保護人員を見ると、政令指定都市・中核市・東京都23区で半数以上を占めている。



資料:「被保護世帯数」「被保護人員」福祉行政報告例(平成18年度)  
 「福祉事務所数」厚生労働省社会・援護局総務課調べ(平成18年10月時点)

## 地域別保護率の比較

平成7年度			
	‰		‰
全 国	7.0	鳥 取 県	6.1
福 岡 県	16.4	佐 賀 県	5.8
北 海 道	15.4	神 奈 川 県	5.7
高 知 県	15.3	岩 手 県	5.2
京 都 府	14.3	三 重 県	4.7
沖 縄 県	12.9	島 根 県	4.5
大 阪 府	11.4	滋 賀 県	4.2
徳 島 県	11.3	宮 城 県	4.1
青 森 県	11.0	福 島 県	4.0
長 崎 県	10.8	山 形 県	3.4
鹿 児 島 県	10.5	愛 知 県	3.4
大 分 県	9.4	千 葉 県	3.2
宮 崎 県	8.5	新 潟 県	3.2
東 京 都	8.1	茨 城 県	3.1
兵 庫 県	7.9	栃 木 県	3.1
奈 良 県	7.8	埼 玉 県	3.1
山 口 県	7.8	石 川 県	2.7
愛 媛 県	7.8	群 馬 県	2.6
熊 本 県	7.5	長 野 県	2.3
香 川 県	7.4	山 梨 県	2.2
和 歌 山 県	7.3	静 岡 県	2.2
秋 田 県	7.0	福 井 県	2.1
岡 山 県	6.9	富 山 県	2.0
広 島 県	6.3	岐 阜 県	2.0

平成18年度			
	‰		‰
全 国	11.8	熊 本 県	8.8
大 阪 府	25.1	宮 城 県	8.2
北 海 道	24.2	岩 手 県	8.1
高 知 県	21.1	千 葉 県	8.1
京 都 府	19.1	鳥 取 県	7.9
福 岡 県	18.5	埼 玉 県	7.5
青 森 県	17.0	佐 賀 県	7.2
沖 縄 県	16.3	福 島 県	7.2
長 崎 県	15.8	三 重 県	7.0
東 京 都	15.6	栃 木 県	6.6
鹿 児 島 県	14.8	愛 知 県	6.0
徳 島 県	14.6	島 根 県	5.8
兵 庫 県	14.4	滋 賀 県	5.7
大 分 県	13.3	新 潟 県	5.7
神 奈 川 県	11.8	茨 城 県	5.4
広 島 県	11.7	石 川 県	4.5
和 歌 山 県	11.4	静 岡 県	4.4
宮 崎 県	11.2	群 馬 県	4.3
秋 田 県	11.1	山 形 県	4.2
奈 良 県	11.1	山 梨 県	4.0
愛 媛 県	10.8	長 野 県	3.3
山 口 県	10.4	岐 阜 県	3.2
岡 山 県	10.0	福 井 県	2.7
香 川 県	9.4	富 山 県	2.3

資料：福祉行政報告例

注：指定都市・中核市は都道府県に含む。



## 指定都市別保護率の比較

平成7年度	
	‰
京都市	21.0
大阪市	18.0
札幌市	17.0
北九州市	15.2
福岡市	15.1
神戸市	14.9
川崎市	9.0
横浜市	6.9
広島市	6.6
名古屋市	6.6
仙台市	5.2
千葉市	4.6

平成18年度	
	‰
大阪市	41.8
札幌市	27.4
神戸市	26.7
京都市	26.2
福岡市	18.7
川崎市	17.9
広島市	15.5
横浜市	13.8
千葉市	12.9
名古屋市	12.8
北九州市	12.8
仙台市	10.7

資料：福祉行政報告例

注：さいたま市、静岡市及び堺市については、平成7年度は指定都市ではないため除外している。

**保護費の構図**  
(平成20年度予算ベース)

保護費の総額及び扶助の種別等の構成

総額: 2兆6,225億円				
生活扶助 8,557億円 32.6%	住宅扶助 3,700億円 14.1%	医療扶助 1兆3,063億円 49.8%	介護 扶助 624 億円 2.4%	その他 281 億円 1.1%

※国庫負担額は上記の3/4である。

# 生活保護世帯の類型別にみた現状と課題

## 【被保護世帯・人員の内訳】

(平成18年度)

高齢者世帯 44.1%	高齢者世帯人員 35.4%
母子世帯 8.6%	母子世帯人員 16.9%
傷病者・障害者世帯 37.0%	傷病者・障害者世帯人員 36.4%
(傷病者世帯) 25.4%	(傷病者世帯) 23.2%
(障害者世帯) 11.7%	(障害者世帯) 13.2%
その他世帯 10.2%	その他世帯人員 11.3%

計 1,075,820世帯 計 1,513,892人  
全国の保護率11.8%(平成18年度)

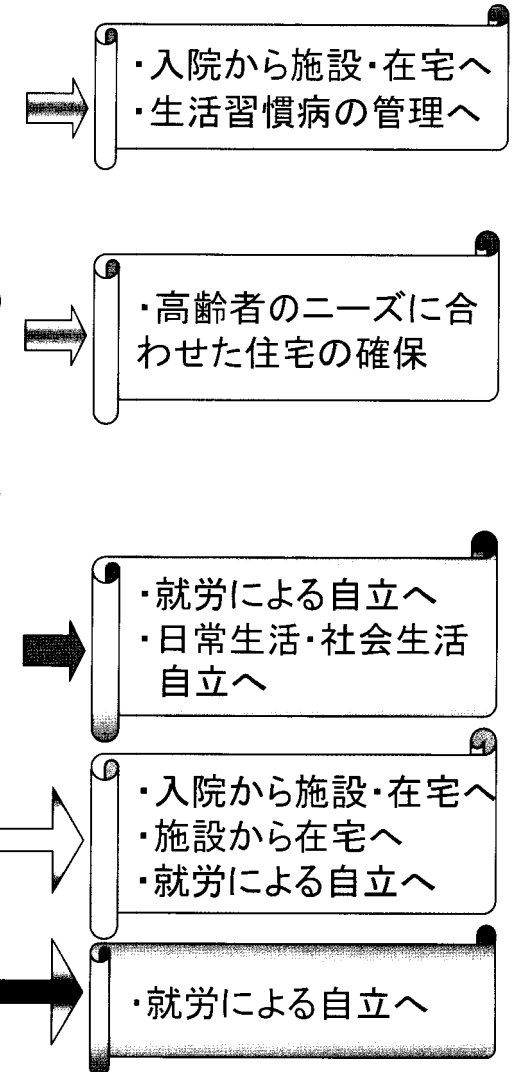
※現状

※現状

- 世帯数:47万世帯＝一般高齢者世帯の5.6%  
世帯人員数:52万人＝一般高齢者世帯人員の2.0%
- 単身世帯率＝89.2%  
(cf.一般高齢者の単身世帯率22.4%)
- 一人当たり年金受給額:45,918円(平成17年度)  
(cf.一般の一人当たり老齢基礎年金受給額:53,012円(平成17年度))
- 住宅扶助を受けている世帯割合:75.6%  
(高齢者の生活保護受給世帯の持ち家率:6.4%)
- 医療扶助を受けている世帯割合:94.4%
- 一人当たり医療扶助費:1,115,275円(平成17年度、年額)  
(cf.一般高齢者の一人当たり医療費:655,700円(平成17年度、年額))
- 入院者数割合:8.8%  
(cf.一般高齢者の入院者数割合:3.6%(平成17年度))
- 介護保険施設入所者数割合:6.2%  
(cf.一般の第1号被保険者における介護保険施設入所者数割合:3.0%(平成17年度))
- 世帯数:9万世帯＝全国の母子世帯の11.8%
- 就労率＝47.4%(cf.一般の母子世帯就労率:83.9%(平成17年度))
- 住宅扶助を受けている世帯割合:94.9%  
(母子の生活保護受給世帯の持ち家率:0.5%)
- 医療扶助を受けている世帯割合:95.9%

(※ 別に記載がない場合は全て平成18年度)

## 【課題】





## Ⅱ 生活保護の課題



## 生活保護について指摘されている課題

### 1. 保護基準

- 消費実態との不均衡－5年に1度の定期的検証による「根拠ある保護基準」の確立
  - ・ 基礎年金水準との整合
  - ・ 多人数世帯が割高
  - ・ 地域差の縮小
  - ・ 生活保護からの脱却のインセンティブが低い

### 2. 保護適用等の適正化

- 生活保護を受けるべき者が受給し、受けてはいけない者が受給していないか
  - ・ 漏給防止（申請権の侵害、辞退届による保護脱却後の自立の目途の確認）
  - ・ 濫給防止（暴力団対策、年金担保貸付利用者への対応）

### 3. 自立支援

- 自立支援プログラムの推進





## Ⅲ 生活保護の課題

### 1. 保護基準



## 生活保護制度の在り方に関する専門委員会(平成15～16年)(中間とりまとめ・報告書の概要)

### 生活扶助基準の水準に関すること

- 生活扶助基準は、一般国民の生活水準との関連においてとらえられるべき相対的なもの。具体的には、年間収入階級第1/10分位の世帯の消費水準に着目することが適当。
- 勤労3人世帯の生活扶助基準について、低所得世帯の消費支出額との比較において検証・評価した結果、その水準は基本的に妥当。

### 生活扶助基準の体系(設定及び算定方法)に関すること

- 多人数世帯について、世帯規模の経済性等を検討する必要。
- 単身世帯について、一般低所得世帯との均衡を踏まえて別途の基準の設定を検討する必要。
- 現行の年齢別較差は、おおむね妥当であるが、年齢区分の幅の拡大などについて見直しが必要。

### 級地に関すること

- 現行級地制度は、最大較差22.5%とされているが、現在の一般世帯の生活扶助相当消費支出額をみると、地域差が縮小する傾向が認められた。市町村合併の動向にも配慮しつつ、今後詳細なデータによる検証を行った上、級地制度全般について見直しを検討することが必要。

#### 生活扶助基準の評価・検証等に関すること

○今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に1度の頻度で検証を行う必要がある。

なお、生活扶助基準の検証に当たっては、平均的に見れば、勤労控除も含めた生活扶助基準額が一般低所得世帯の消費における生活扶助相当額よりも高くなっていること、また、各種控除が実質的な生活水準に影響することも考慮する必要がある。

○また、これらの検証に際しては、地域別、世帯類型別等に分けるとともに、調査方法及び評価手法についても専門家の知見を踏まえることが妥当。

## 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(抜粋)

### 【社会保障】

#### <生活保護>

- ・ 以下の内容について、早急に見直しに着手し、可能な限り2007年度に、間に合わないものについても2008年度には確実に実施する。
  - ― 生活扶助基準について、低所得世帯の消費実態等を踏まえた見直しを行う。
  - ― 母子加算について就労支援策を講じつつ廃止を含めた見直しを行う。
  - ― 一級地の見直しを行う。
  - ― 自宅を保有している者について、リバースモーゲージを利用した貸付け等を優先することとする。
- ・ 現行の生活保護制度は抜本的改革が迫られており、早急に総合的な検討に着手し、改革を実施する。

# 「生活扶助基準に関する検討会」について

## 1. 趣旨

平成16年12月に報告された「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」においては、「生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要がある」とされたところである。

また、平成18年7月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」においては、「生活扶助基準について、低所得世帯の消費実態等を踏まえた見直し」及び「級地の見直し」を行うこととされたところである。

これらを踏まえ、級地を含む生活扶助基準の見直しについて専門的な分析・検討を行うため、学識経験者等による「生活扶助基準に関する検討会」を開催する。

## 2. 主な検討項目

直近の全国消費実態調査に基づき、以下の事項について評価・検証を行う。

- 生活扶助基準の全体水準
- 級地別基準
- その他

## 3. 検討会の構成員（敬称略 50音順）

岡 部 卓	首都大学東京都市教養学部教授
菊 池 馨 実	早稲田大学法学学術院教授
駒 村 康 平	慶應義塾大学経済学部教授
根 本 嘉 昭	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
(座長)樋 口 美 雄	慶應義塾大学商学部教授

## 4. 検討経過

第1回 10月19日(金)、第2回 10月30日(火)、第3回 11月8日(木)、第4回 11月20日(火)、  
第5回 11月30日(金) 報告書の取りまとめ

# 生活扶助基準に関する検討会報告書の基本的視点

## 1 国民への説明責任を果たせる基準の設定

- 全国の低所得世帯の消費実態との均衡を図るため、全国消費実態調査等を基に、5年に1度の検証を実施。
- 生活保護受給者を除く、最も所得の低い層10%の消費水準等と基準額を比較。
  - \* 生活保護受給者は、150万人(人口の1.2%)

## 2 受給者間の公平が保たれる基準の設定

- 現行の基準は、少人数世帯に不利に、多人数世帯に有利な実態。
- 地域間の消費水準の差は縮小しており、昭和59年当時の地域差を前提とした現行の基準は、地方に不利に、都市部に有利な実態。

## 3 自立への努力が報われる基準の設定

- 勤労意欲を阻害しないよう、勤労収入の増加が手元に残る金額の増加につながるようになる必要。
- 保護からの脱却に資する仕組みを検討。

# 生活保護制度の概要

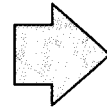
## ○ 生活保護制度の目的

- 最低生活の保障  
⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
- 自立の助長

### 最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを利用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等

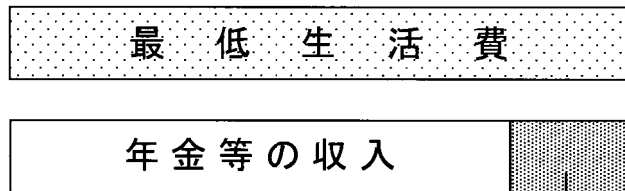


◇保護の開始時に調査  
(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)

◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。

預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを使い尽くした後に初めて保護適用となる。

支給される保護費

### 自立の助長

- ・世帯の実態に応じて、年数回の訪問調査
- ・就労の可能性のある者への就労指導

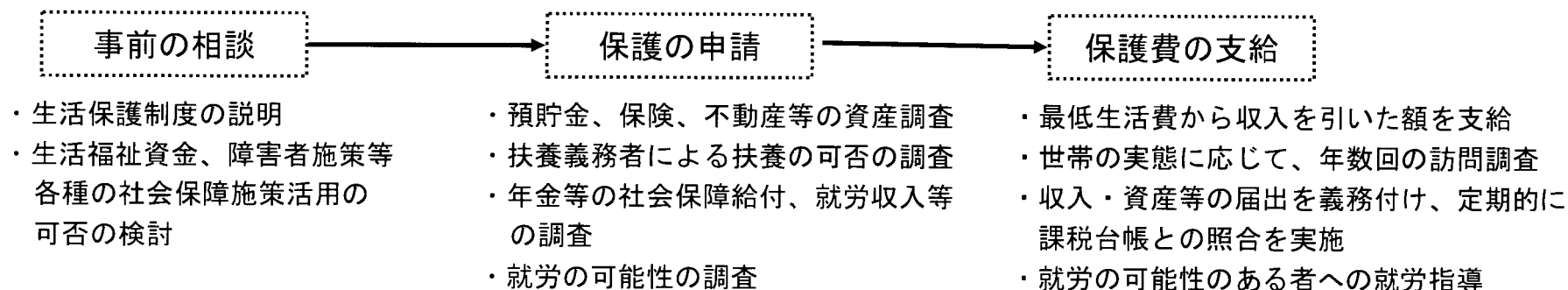


○ 生活扶助基準の例 (平成20年度)

	東京都区部等	地方郡部等
3人世帯(33歳、29歳、4歳)	167,170円	130,680円
単身世帯(68歳)	80,820円	62,640円
夫婦世帯(68歳、65歳)	121,940円	94,500円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	166,160円	132,880円

※上記額に加えて、家賃、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。

○ 生活保護の手続



○ 保護の実施機関と費用負担

- 都道府県(町村部)・市(市部)が実施。
- 都道府県・市は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。
- 保護費については、国が3/4、地方自治体が1/4を負担。

## 生活扶助基準の改定方式の変遷

- ① 標準生計費方式(昭和21年～22年)  
当時の経済安定本部が定めた世帯人員別の標準生計費を基に算出し、生活扶助基準とする方式。
- ② マーケットバスケット方式(昭和23年～35年)  
最低生活を営むために必要な飲食物費や衣類、家具什器、入浴料といった個々の品目を一つ一つ積み上げて最低生活費を算出する方式。
- ③ エンゲル方式(昭和36年～39年)  
栄養審議会の答申に基づく栄養所要量を満たし得る食品を理論的に積み上げて計算し、別に低所得世帯の実態調査から、この飲食物費を支出している世帯のエンゲル係数の理論値を求め、これから逆算して総生活費を算出する方式。
- ④ 格差縮小方式(昭和40年～58年)  
一般国民の消費水準の伸び率以上に生活扶助基準を引き上げ、結果的に一般国民と被保護世帯との消費水準の格差を縮小させようとする方式。
- ⑤ 水準均衡方式(昭和59年～現在)  
当時の生活扶助基準が、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当であるとの評価を踏まえ、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費実態との調整を図るという方式。

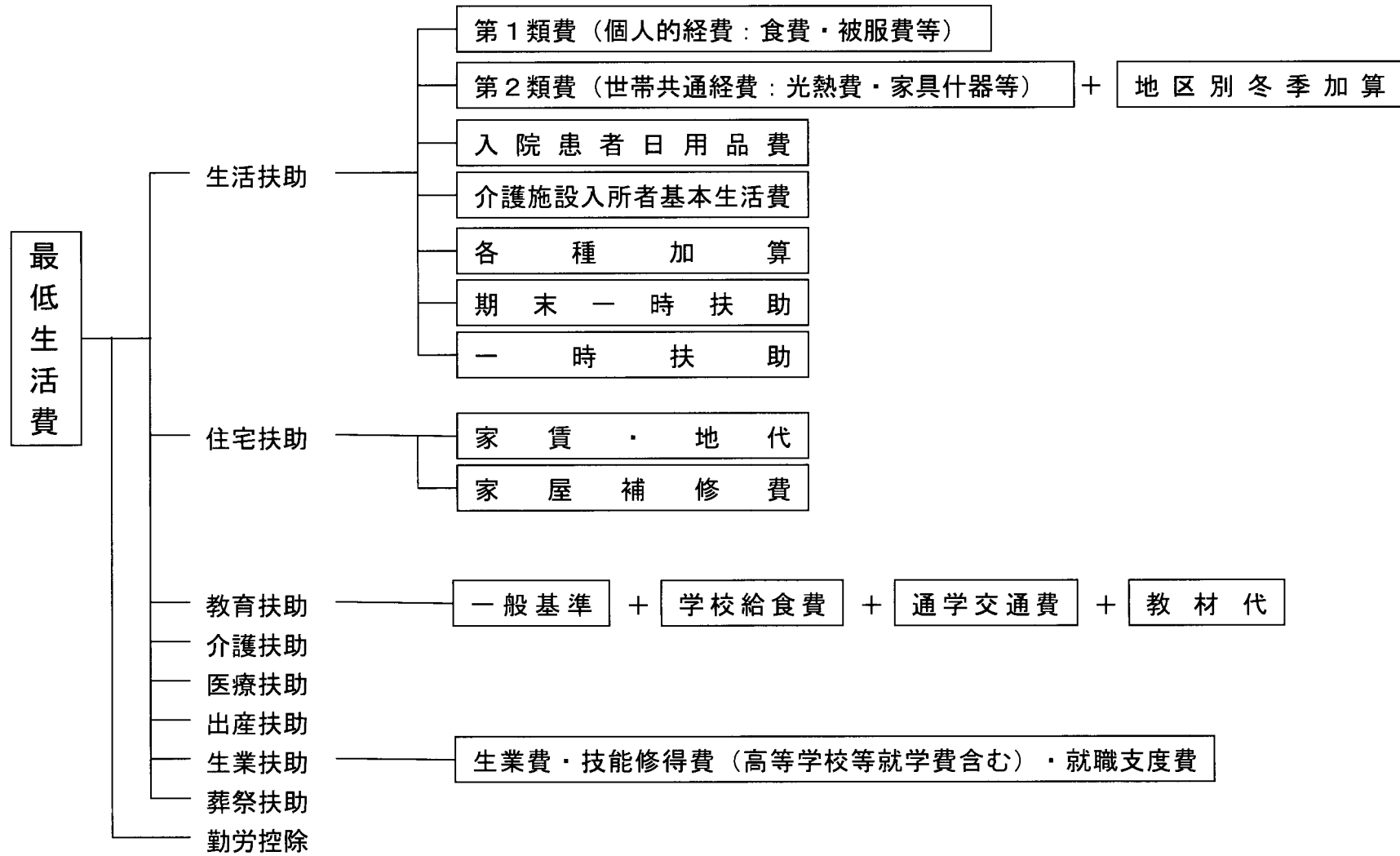
## 給付額の比較

制度名		イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン	アメリカ	日本		
		所得補助	参入最低限所得 (RMI)	社会扶助	社会扶助	TANF	生活保護		
給付基準	基本原則	全国統一基準 (地域差なし)	全国統一基準 (地域差なし)	州・市ごとに独自の基準を設定 (全国標準*あり)	市ごとに独自の基準を設定 (全国標準*あり)	州ごとに独自の基準を設定 (全国標準なし)	全国統一基準 (地域差あり)		
	以下の比較表で用いた給付額算出の元データ	全国統一基準	全国統一基準	全国標準の基準額	全国標準の基準額	イリノイ州	1級地-1	2級地-1	3級地-1
現地通貨	単身者	週 £ 54.65 月額換算約 £ 242.10	月額 E411.70	月額 E339	月額 Kr3,255	月額 \$ 223 (シカゴ)	-	-	-
	カップル	週 £ 87.75 月額換算約 £ 379.87	月額 E617.55	月額 E613	月額 Kr5,455	月額 \$ 292 (シカゴ)	-	-	-
	カップル+子ども (4歳)	週 £ 125.83 月額換算約 £ 557.43	月額 E741.06	月額 E840 (但し 10歳の子ども)	月額 Kr7,210	月額 \$396 (シカゴ)	-	-	-
為替レート (対米ドル)		1.603	1.073	1.073	0.117	1.000	0.841		
為替レート		1ポンド=190.61円	1ユーロ=136.86円	1ユーロ=136.86円	1クローナ=13.91円	1ドル=118.91円	-		
日本円換算	単身者	46,146円	52,513円	43,240円	45,284円	26,356円	84,850	77,220	69,580
	カップル	72,407円	78,769円	78,189円	75,890円	34,511円	129,940	118,250	106,550
	カップル+子ども (4歳)	106,251円	94,523円	107,143円	100,306円	46,803円	162,490	147,870	133,240
価格インデックス (家賃除く) (東京=100)		ロンドン 91.5	パリ 83.7	フランクフルト 73.6	ストックホルム 85.4	シカゴ 91.1	東京 100.0	-	-
給付額インデックス調整後日本円表記	単身者	50,433円	62,740円	58,750円	53,026円	28,931円	84,850円	77,220円	69,580円
	カップル	79,133円	94,109円	106,235円	88,864円	37,883円	129,940円	118,250円	106,550円
	カップル+子ども (4歳)	116,121円	112,931円	145,575円	117,454円	51,375円	162,490円	147,870円	133,240円
給付水準インデックス (東京=100)	単身者	59.44	73.94	69.24	62.49	34.10	100.0	-	-
	カップル	60.90	72.42	81.76	68.39	29.15	100.0	-	-
	カップル+子ども (4歳)	71.46	69.50	89.59	72.28	31.61	100.0	-	-

\*全国標準あり：各自治体等が基準を設定する際に、ガイドラインとして中央政府が提示する給付基準の提示がある場合。

出典：我が国の生活保護制度の諸問題にかかる主要各国の公的扶助制度の比較に関する調査報告  
(平成 16 年 3 月 厚生労働省社会・援護局保護課)

○ 最低生活費の体系



# ○ 最低生活費の算定例（平成20年度）

生活保護制度における最低生活費の算出方法（平成20年度）

【最低生活費＝①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦】

## ① 生活扶助基準(第1類費)

(単位:円)

年齢	1級地		2級地		3級地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0～2	20,900	19,960	19,020	18,080	17,140	16,200
3～5	26,350	25,160	23,980	22,790	21,610	20,420
6～11	34,070	32,540	31,000	29,470	27,940	26,400
12～19	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70～	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

世帯構成員の数が4人の世帯の場合は、第1類費の個人別の額を合算した額に0.95を乗じた額をその世帯の第1類費とし、世帯構成員の数が5人以上の世帯の場合は、同じく合算した額に0.90を乗じた額をその世帯の第1類費とする。

## ② 生活扶助基準(第2類費)

(単位:円)

人員	1級地		2級地		3級地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	43,430	41,480	39,520	37,570	35,610	33,660
2人	48,070	45,910	43,740	41,580	39,420	37,250
3人	53,290	50,890	48,490	46,100	43,700	41,300
4人	55,160	52,680	50,200	47,710	45,230	42,750
5人以上1人を増すごとに加算する額	440	440	400	400	360	360

①級地別に入院患者、施設入所者、出稼者を除いたすべての世帯員を合計する。

②冬季(11月～翌年3月)には地区別に冬季加算が別途計上される。

## ③ 加算額

(単位:円)

加算できる対象	加算額			
	1級地	2級地	3級地	
障害者 身体障害者障害程度等級表の1・2級に該当する者等	26,850	24,970	23,100	
	17,890	16,650	15,400	
1母子親世帯等 児童1人の場合	7,750	7,210	6,670	
	児童2人の場合	8,360	7,780	7,210
	3人以上の児童1人につき加える額	310	290	270

- ①該当者がいるときだけその分を加える。
- ②入院患者、施設入所者は金額が異なる。
- ③このほか、「妊婦・産婦」などがいる場合は、別途、妊婦加算等あり。
- ④児童とは、15歳になる日以後の最初の3月31日までの間にある者。

## ④ 住宅扶助基準

地で実代い際に家賃払う	
1級地	円以内 13,000
2級地	円以内 13,000
3級地	円以内 8,000

特別地域によりこの額以上の

## ⑤ 教育扶助基準

区分	基準額
小学生	円 2,150
中学生	円 4,180

このほか必要に応じて教材費などの実費が計上される。

## ⑥ 介護扶助基準

居宅介護費の平均にかかった

## ⑦ 医療扶助基準

費診療の平均にかかった医療

## 最低生活費認定額

このほか、出産、葬祭などがある場合は、それらの経費が一定額加算される。

○ 現行の生活扶助基準の設定方法について

○ 現行の生活扶助基準は、3人世帯を基軸として設定。

○ 一般世帯の消費実態の第1類費(食費、被服費等が相当)と第2類費(光熱水費、家具家事用品等が相当)の構成割合を参考として、生活扶助基準を第1類費と第2類費に展開

○ 第1類費については、年齢別の栄養所要量を参考とした指数で展開

○ 第2類費については、一般世帯における世帯人数別の消費支出を参考とした指数で展開

現行の生活扶助基準の設定方法

3人世帯の生活扶助基準額

162,170円(100.0%)

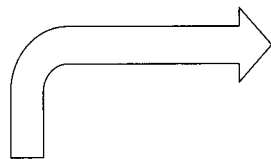
33歳・29歳・4歳



一般世帯の消費実態の第1類費と第2類費の構成割合を参考として第1類費と第2類費に展開

第1類費：106,890円(65.9%)

第2類費：55,280円(34.1%)



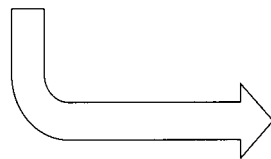
○ 第1類費(食費、被服費等が相当)  
年齢別の栄養所要量を参考とした指数で展開

	0~2歳	3~5歳	6~11歳	12~19歳	20~40歳	41~59歳	60~69歳	70歳~
現行の第1類費	51.9		84.6	104.5		94.8	89.6	80.3



単位：円

	0~2歳	3~5歳	6~11歳	12~19歳	20~40歳	41~59歳	60~69歳	70歳~
基準額	20,900	26,350	34,070	42,080	40,270	38,180	36,100	32,340



○ 第2類費(光熱水費、家具什器等が相当)  
世帯人員別の消費支出(第2類費相当)の指数を参考として展開

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
現行の第2類費	81.5	90.2		103.5	104.3



単位：円

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
基準額	44,270	49,740	55,280	57,410	57,850

○ 級地の概要

級地制度は、地域における生活様式や物価差による生活水準の差を生活保護基準に反映させることを目的としたもの。

○ 現行の級地間較差（昭和62年度～）

現行の級地は、1級地-1から3級地-2までの6区分のなかで、それぞれの較差を4.5%ずつとして設定している（計22.5%）。

級地間較差（1級地-1=100）

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
級地間較差	100.0	95.5	91.0	86.5	82.0	77.5

○ 現行の級地指定（昭和62年度～）

各市（区）町村ごとに指定している。

級地別市町村数（平成19年4月1日現在）

総数	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
市町村の例	東京都23区 横浜市 大阪市	札幌市 千葉市 福岡市	金沢市 静岡市 高知市	長岡市 三島市 佐世保市	弘前市 福知山市 今治市	結城市 篠山市 宇和島市
1,806	58	50	121	79	575	923

○ 勤労控除の概要

①勤労に伴う必要経費を補填

勤労収入を得るためには、勤労に伴う被服費や知識・教養の向上等のための経費が必要となることから、勤労収入のうちの一定額を控除する。

②勤労意欲の増進・自立助長

※現在の方式は「昭和60年12月17日 中央社会福祉審議会意見具申」における「自立助長を促進するという観点から勤労意欲の増進が効果的に図られるよう制度を見直す必要がある。」との指摘を踏まえて設定されたものである。

○基礎控除 [ 上限額 月額 33,190円 (1級地) 勤労収入額8,000円までは全額控除 ]

経常的な経費を対象とする基礎控除の控除額は、勤労収入に比例して増加させる方式 (収入金額比例方式) を採用している。

○その他の控除

- ・特別控除 [ 年間勤労収入額の1割 上限額 年額 150,900円 (1級地) ]
- ・新規就労控除 [ 基準額 月額 10,400円 (各級地共通) 就労から6か月間 ]
- ・未成年者控除 [ 基準額 月額 11,600円 (各級地共通) ]

世帯類型別にみた勤労控除額

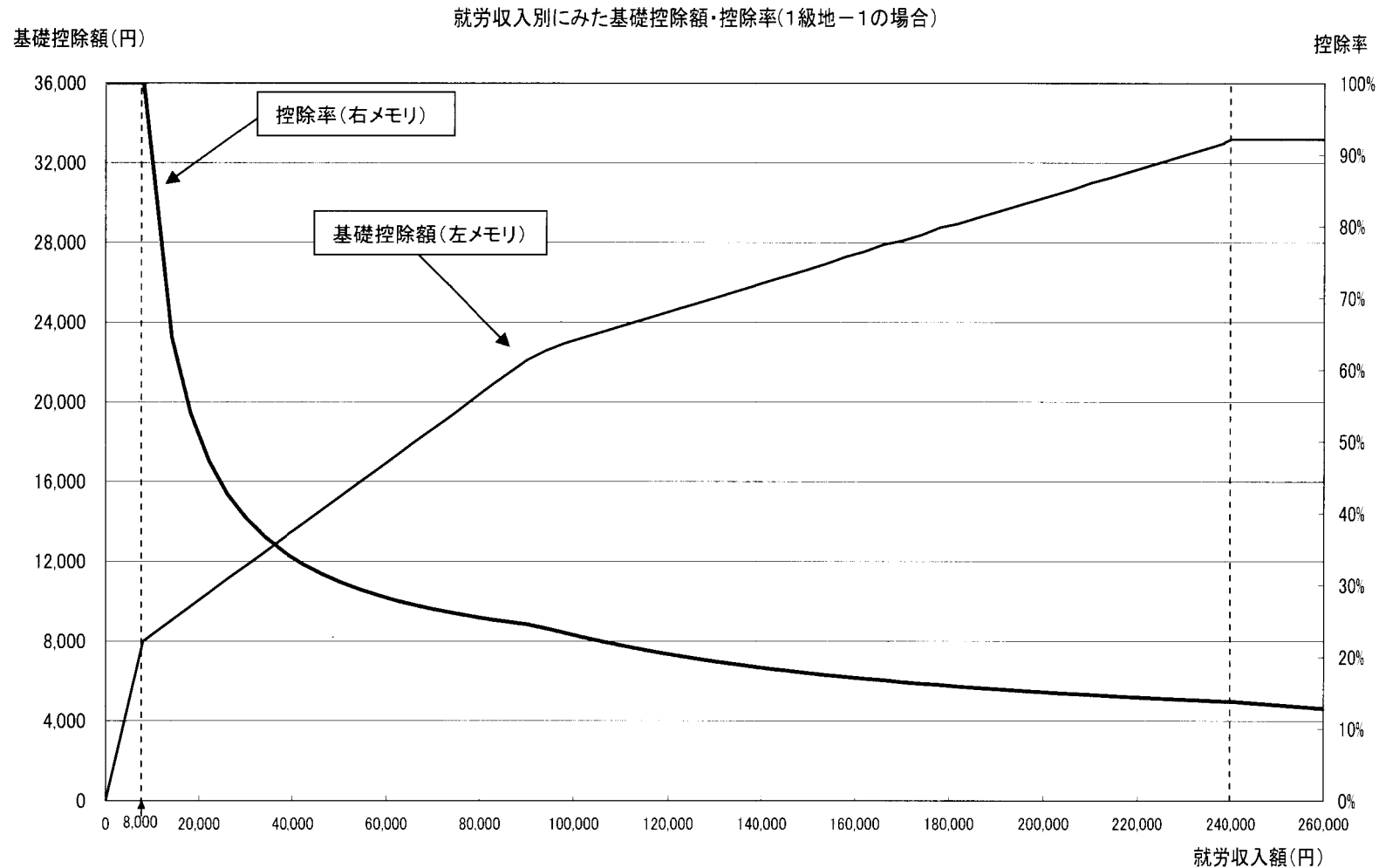
	総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害世帯	その他世帯
勤労控除適用世帯の平均控除額(実績) (1世帯あたり月額)	23,103円	13,742円	25,810円	20,593円	25,370円
就労世帯数	124,310	11,820	38,600	35,220	38,670
就労率	12.2%	2.7%	49.4%	8.9%	37.5%

資料:被保護者全国一斉調査(平成17年7月1日時点)



## ○ 勤労控除(基礎控除)の仕組み

- 就労収入額に比例して基礎控除額が増える仕組み。
- 就労収入8,000円までは全額控除となっている。
- 就労収入240,000円で基礎控除額の上限額(33,190円)となっている。



就労収入額	8,000円	50,000円	100,000円	150,000円	200,000円	240,000円	260,000円
基礎控除額	8,000円	15,220円	23,220円	26,660円	30,380円	33,190円	33,190円
控除率	100.0%	30.4%	23.2%	17.8%	15.2%	13.8%	12.8%

○ 一般低所得世帯の消費支出額について(全国消費実態調査結果)

① 夫婦子1人(有業者あり)世帯の生活扶助相当支出額と生活扶助基準額との比較

単位:円

第1・十分位		第1・五分位	
生活扶助相当支出額	生活扶助基準額	生活扶助相当支出額	生活扶助基準額
148,781	150,408	153,607	150,840

② 単身世帯の生活扶助相当支出額と生活扶助基準額との比較

(60歳以上の場合)

単位:円

年齢区分	第1・十分位		第1・五分位	
	生活扶助相当支出額	生活扶助基準額	生活扶助相当支出額	生活扶助基準額
60歳以上	62,831	71,209	71,007	71,193
60～69歳	68,666	72,956	79,110	72,913
70歳以上	57,553	69,628	64,838	69,884

※1 平成16年全国消費実態調査特別集計の結果。

※2 生活扶助相当支出額は、消費支出額から家賃、医療等の生活扶助に相当しないものを除いたもの。

※3 生活扶助基準額は、集計の対象となっている世帯のそれぞれの生活扶助基準額を算出し、その平均をとったもの。  
また、比較する基準額は平成16年度ベースのもの(ただし、平成16年度以降の制度見直しを反映したもの)。なお、別途、勤労控除により対応している就労に伴う必要経費は加えていない。

※4 ②の分位の設定は、年間収入に、「貯蓄残高－負債残高」/「平均余命」、を加えた指標を用いた。

## ○ 世帯人数別の生活扶助基準額の検証

- ほぼ全ての費目でスケールメリット(規模の経済)がはたらいている。
- 多人数世帯において、生活扶助基準額と消費支出額の乖離が大きくなっている。
- 世帯人数別の消費支出額の指数は、第1類費と第2類費とで大きな差はなく、同様のスケールメリットがはたらいている。

世帯人員別にみた消費支出額(有業者有り世帯)と生活扶助基準額の比較

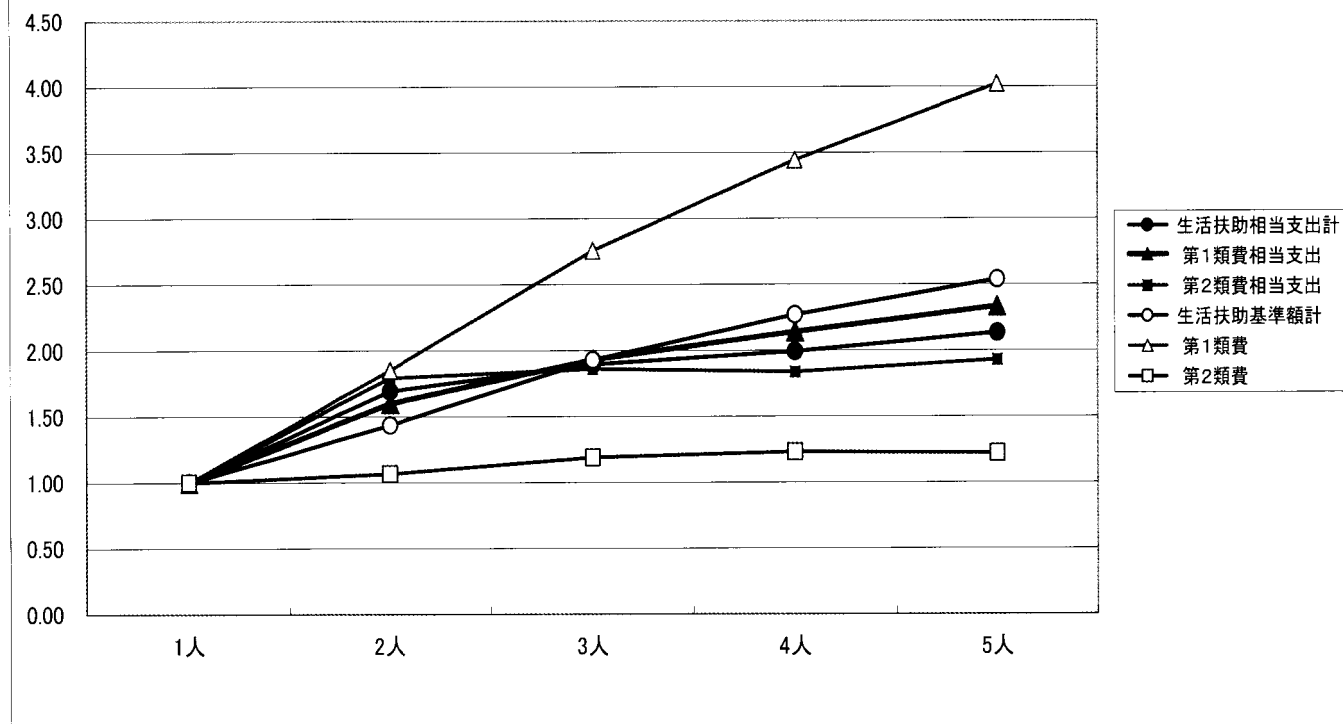
	消費支出額(円)					指数(1人=1.00)					費目別構成割合				
	1人	2人	3人	4人	5人	1人	2人	3人	4人	5人	1人	2人	3人	4人	5人
集計世帯数	639	2,493	2,575	2,574	1,195										
生活扶助相当支出計	88,080	149,211	166,949	175,497	188,066	1.00	1.69	1.90	1.99	2.14	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
第1類費相当支出	44,875	71,736	86,580	96,057	104,712	1.00	1.60	1.93	2.14	2.33	50.9%	48.1%	51.9%	54.7%	55.7%
第2類費相当支出	43,205	77,476	80,370	79,441	83,354	1.00	1.79	1.86	1.84	1.93	49.1%	51.9%	48.1%	45.3%	44.3%
食料	28,425	47,427	55,073	59,308	66,862	1.00	1.67	1.94	2.09	2.35	32.3%	31.8%	33.0%	33.8%	35.6%
住居(修繕材料)	87	527	336	222	355	1.00	6.06	3.86	2.55	4.08	0.1%	0.4%	0.2%	0.1%	0.2%
光熱・水道	8,059	14,824	17,233	18,365	21,413	1.00	1.84	2.14	2.28	2.66	9.1%	9.9%	10.3%	10.5%	11.4%
家具・家事用品	3,567	6,540	7,096	6,932	7,347	1.00	1.83	1.99	1.94	2.06	4.0%	4.4%	4.3%	3.9%	3.9%
被服及び履物	6,423	6,429	7,764	9,050	9,026	1.00	1.00	1.21	1.41	1.41	7.3%	4.3%	4.7%	5.2%	4.8%
保健医療	1,956	3,898	3,900	3,884	3,897	1.00	1.99	1.99	1.99	1.99	2.2%	2.6%	2.3%	2.2%	2.1%
交通・通信	9,980	10,856	14,039	15,352	16,393	1.00	1.09	1.41	1.54	1.64	11.3%	7.3%	8.4%	8.7%	8.7%
教育	2	220	791	2,176	2,760	1.00	110	396	1,088	1,380	0.0%	0.1%	0.5%	1.2%	1.5%
教養娯楽	12,553	16,563	17,250	19,738	21,327	1.00	1.32	1.37	1.57	1.70	14.3%	11.1%	10.3%	11.2%	11.3%
その他の消費支出	17,029	41,927	43,468	40,471	38,686	1.00	2.46	2.55	2.38	2.27	19.3%	28.1%	26.0%	23.1%	20.6%
諸雑費	8,071	13,839	14,046	13,376	13,612	1.00	1.71	1.74	1.66	1.69	9.2%	9.3%	8.4%	7.6%	7.2%
こづかい(使途不明)	22	7,546	12,753	14,286	13,792	1.00	343.00	579.68	649.36	626.91	0.0%	5.1%	7.6%	8.1%	7.3%
交際費	8,131	18,186	13,803	11,201	9,510	1.00	2.24	1.70	1.38	1.17	9.2%	12.2%	8.3%	6.4%	5.1%
仕送り金	804	2,356	2,866	1,608	1,773	1.00	2.93	3.56	2.00	2.21	0.9%	1.6%	1.7%	0.9%	0.9%
生活扶助基準計(1類+2類)	75,393	108,216	145,354	171,350	191,377	1.00	1.44	1.93	2.27	2.54	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
第1類費	35,449	65,603	97,796	122,107	142,581	1.00	1.85	2.76	3.44	4.02	47.0%	60.6%	67.3%	71.3%	74.5%
第2類費	39,944	42,613	47,558	49,242	48,797	1.00	1.07	1.19	1.23	1.22	53.0%	39.4%	32.7%	28.7%	25.5%

資料:平成16年全国消費実態調査特別集計

注1 消費支出額は世帯人員別の年間収入第1・五分位に属する世帯の平均額

注2 生活扶助基準額は、全国消費実態調査の当該世帯のそれぞれの年齢、世帯人員、級地に対応した額を算出し、その平均を用いた。

世帯人員別にみた消費支出額と生活扶助基準の比較



世帯人員別にみた消費支出額(有業者有り世帯)と生活扶助基準額の比較

	1人	2人	3人	4人	5人
生活扶助相当支出計	1.00	1.69	1.90	1.99	2.14
第1類費相当支出	1.00	1.60	1.93	2.14	2.33
第2類費相当支出	1.00	1.79	1.86	1.84	1.93
生活扶助基準額計	1.00	1.44	1.93	2.27	2.54
第1類費	1.00	1.85	2.76	3.44	4.02
第2類費	1.00	1.07	1.19	1.23	1.22

資料:平成16年全国消費実態調査特別集計

注1 消費支出額は世帯人員別の年間収入第1・五分位に属する世帯の平均額

注2 生活扶助基準額は、全国消費実態調査の当該世帯のそれぞれの年齢、世帯人員、級地に対応した額を算出し、その平均を用いた。

## ○ 年齢別の生活扶助基準額の検証

単身世帯(20歳以上)の生活扶助相当支出額を「60歳～69歳」の額を1.00とした指数で見ると、「20～39歳」は1.09、「40～59歳」は1.08、「70歳以上」は0.88となっている。

単身世帯(20歳以上)の年齢区分別にみた消費支出額

単位：円

	20歳～39歳	40歳～59歳	60歳～69歳	70歳以上	20歳～39歳	40歳～59歳	60歳～69歳	70歳以上
集計世帯数	971	520	704	940				
生活扶助相当支出計	117,687	116,198	108,001	95,407	1.09	1.08	1.00	0.88
第1類費相当支出計	65,000	57,435	47,982	41,245	1.35	1.20	1.00	0.86
第2類費相当支出計	52,687	58,763	60,019	54,162	0.88	0.98	1.00	0.90
食料	35,941	35,355	32,428	28,761	1.11	1.09	1.00	0.89
住居	189	503	615	178	0.31	0.82	1.00	0.29
光熱・水道	7,426	8,817	10,123	9,337	0.73	0.87	1.00	0.92
家具・家事用品	3,246	4,488	4,247	4,176	0.76	1.06	1.00	0.98
被服及び履物	12,547	8,419	5,717	4,270	2.19	1.47	1.00	0.75
保健医療	1,881	2,007	3,175	2,970	0.59	0.63	1.00	0.94
交通・通信	13,842	11,110	8,476	6,829	1.63	1.31	1.00	0.81
交通	4,646	3,663	3,008	2,552	1.54	1.22	1.00	0.85
通信	9,107	7,383	5,370	4,245	1.70	1.37	1.00	0.79
教育	1	0	3	0	0.32	0.11	1.00	0.11
教養娯楽	22,255	17,437	14,085	12,553	1.58	1.24	1.00	0.89
その他の消費支出	20,359	28,062	29,132	26,333	0.70	0.96	1.00	0.90
諸雑費	9,969	11,329	12,735	9,056	0.78	0.89	1.00	0.71
こづかい(使途不明)	206	137	53	138	3.89	2.59	1.00	2.61
交際費	9,315	14,486	16,031	16,767	0.58	0.90	1.00	1.05
仕送り金	869	2,111	312	372	2.78	6.76	1.00	1.19

資料：平成16年全国消費実態調査特別集計

注 『20～59歳における年間収入：第1～3・五分位の世帯』及び『60歳以上における「年間収入+(貯蓄残高-負債残高)/平均余命」：第1～3・五分位の世帯』を抽出して集計

単身世帯(20歳以上)の年齢区分別にみた生活扶助基準額

単位：円

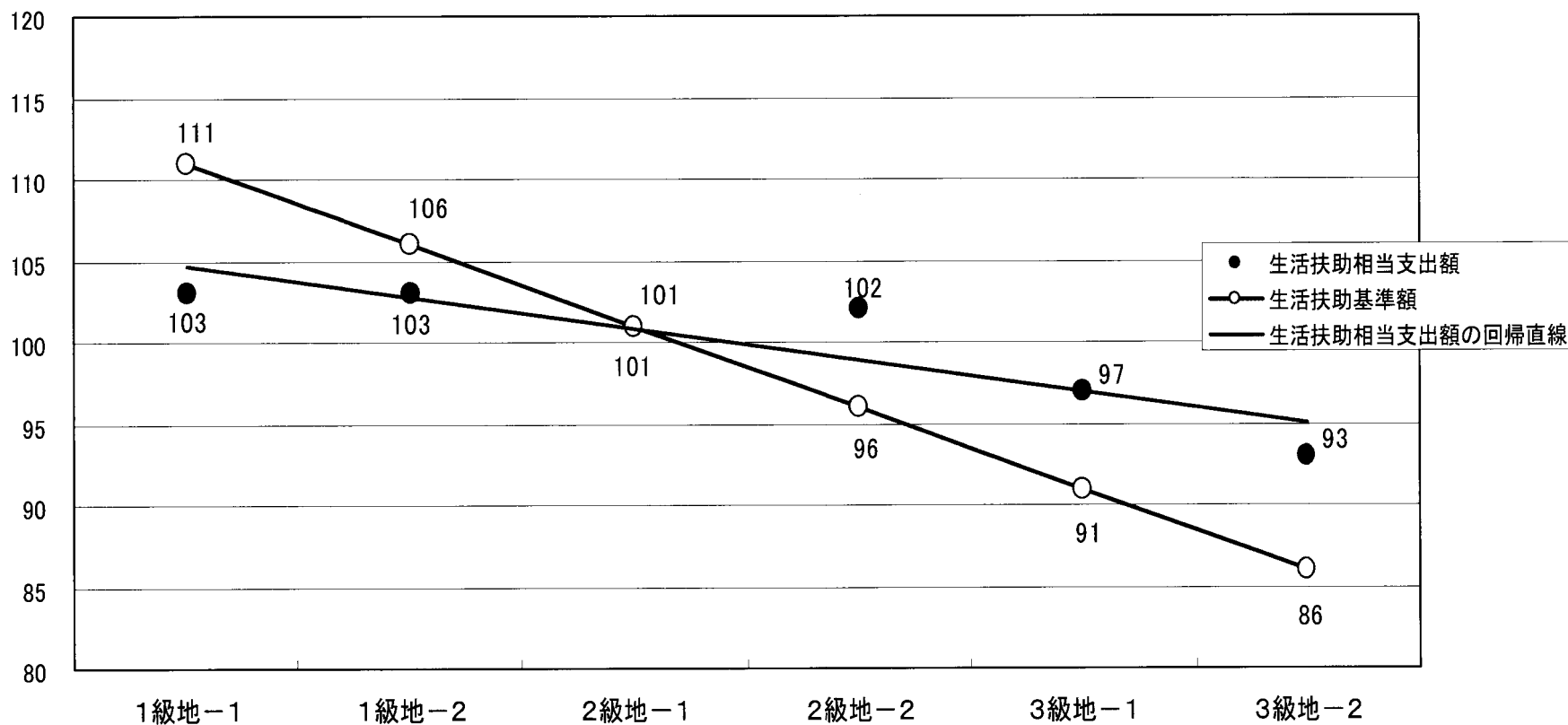
	20歳～40歳	41歳～59歳	60歳～69歳	70歳以上	20歳～40歳	41歳～59歳	60歳～69歳	70歳以上
生活扶助基準額	83,700	81,610	79,530	75,770	1.05	1.03	1.00	0.95
第1類費	40,270	38,180	36,100	32,340	1.12	1.06	1.00	0.90
第2類費	43,430	43,430	43,430	43,430	1.00	1.00	1.00	1.00

○ 一般世帯の生活扶助相当支出額と生活扶助基準額の地域差の比較

2人以上全世帯(1人あたり)、年間収入第1～3・五分位

一般世帯の生活扶助相当支出額と生活扶助基準額の比較

指数(全国平均=100)

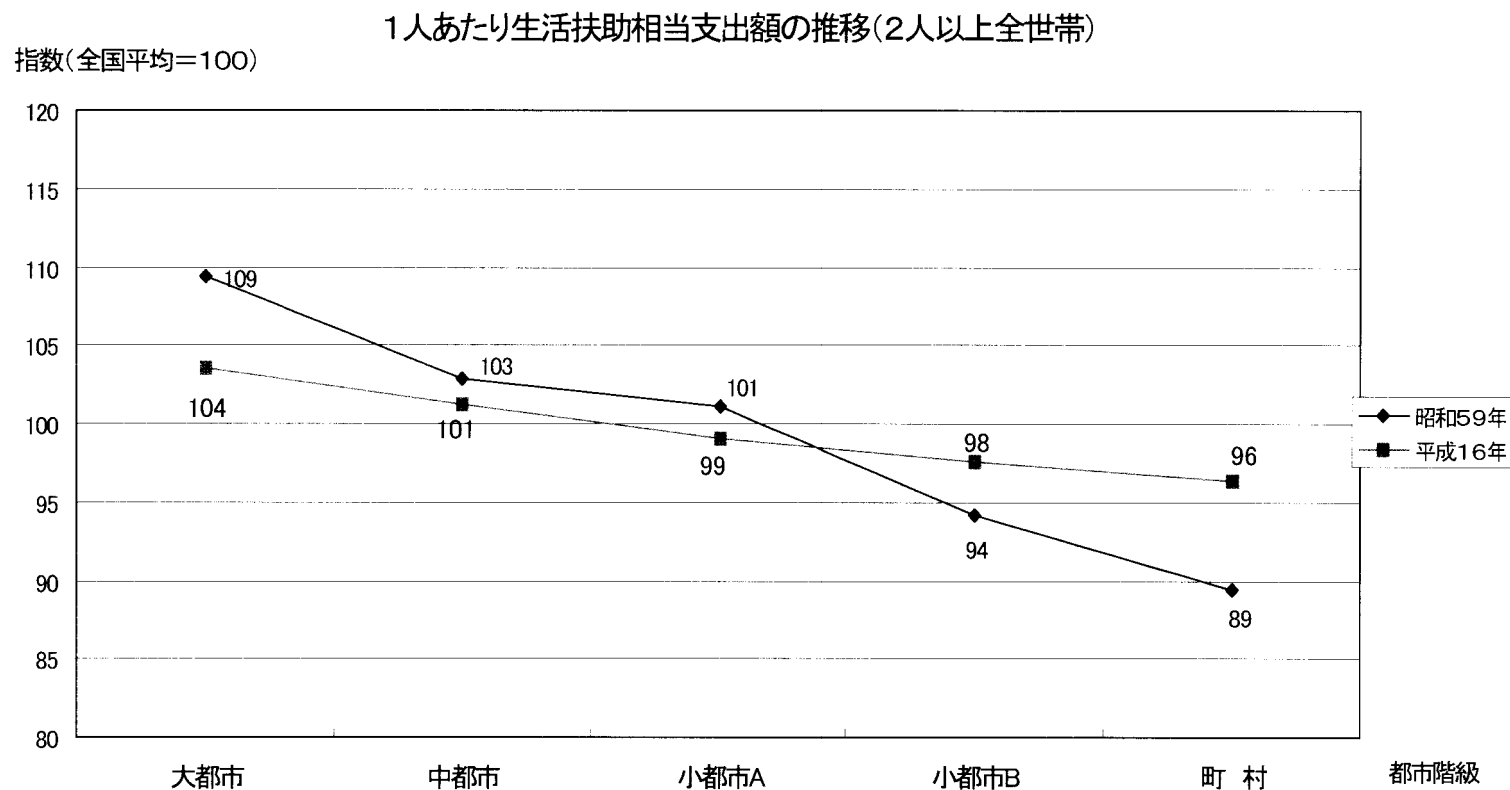


資料:平成16年全国消費実態調査特別集計

注1)1人あたりの生活扶助相当支出額は「1世帯あたりの生活扶助相当支出額」÷「平均世帯人員の平方根」で算出した。

注2)生活扶助基準の全国平均は、全国消費実態調査の級地別世帯数によるウエイトで加重平均して算出した。

○ 一般世帯における生活扶助相当支出額の地域差の推移



資料: 全国消費実態調査

注1) 生活扶助相当支出額は消費支出額-(家賃地代+保健医療+自動車等関係費+教育)で算出した。

注2) 1人あたり生活扶助相当支出額は「1世帯あたり生活扶助相当支出額」÷「平均世帯人員の平方根」で算出した。





## Ⅲ 生活保護の課題

### 2. 保護の適正化

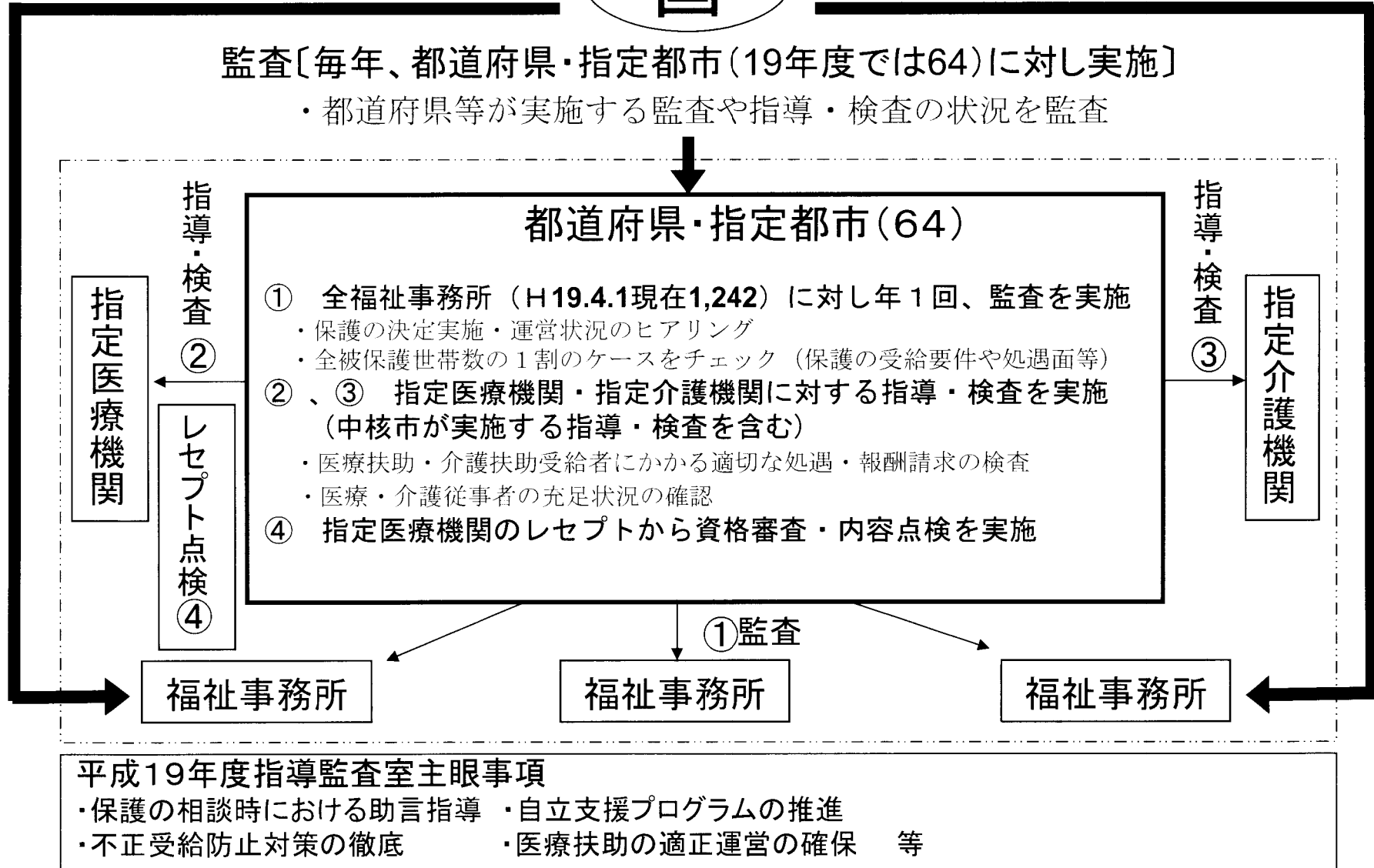


# 生活保護法施行事務監査の概念図

国

監査〔毎年、都道府県・指定都市（19年度では64）に対し実施〕

・都道府県等が実施する監査や指導・検査の状況を監査



# 不正受給の状況

## 1 不正受給件数、金額等の推移

年度	不正受給件数	金額	1件当たり金額
	件	千円	千円
14	8,204	5,360,659	653
15	9,264	5,853,929	632
16	10,911	6,203,505	568
17	12,417	7,003,465	564
18	14,669	8,976,185	612

資料：平成18年度監査実施結果報告

## 2 不正内容

内訳	平成18年度	
	実数	構成比
	件	%
稼働収入の無申告	7,885	53.8
稼働収入の過小申告	1,440	9.8
各種年金等の無申告	2,363	16.1
保険金等の無申告	501	3.4
預貯金等の無申告	221	1.5
交通事故に係る収入の無申告	281	1.9
その他	1,978	13.5
計	14,669	100.0

資料：平成18年度監査実施結果報告

## 3 不正受給発見の契機の状況

照会、調査	通報、投書	その他	計
(88.2%)	(6.5%)	(5.3%)	(100.0%)
12,945件	947件	777件	14,669件

資料：平成18年度監査実施結果報告

- (注) 1. 「照会、調査」とは、福祉事務所が被保護世帯、勤務先、生命保険会社、税務官署、社会保険事務所等の関係先に対する照会や訪問調査を行ったもの並びに監査指摘等によるものである。
2. 「通報、投書」とは、他の福祉事務所、一般住民、民生委員等からの通報、投書である。
3. 「その他」とは、新聞報道等によるものである。

## 4 具体例

### ○稼働収入の無申告

傷病のある世帯主(59歳)は、平成16年4月から18年7月までの間、タクシー会社に就労していたにもかかわらず、無就労として申告していたため、3,551千円の保護費が過大支給となったもの

### ○稼働収入の過小申告

世帯員である妻及び子は、平成12年4月から18年6月までの間、ボウリング場等での稼働収入である9,534千円のみを申告していたが、実際には妻が別に清掃会社等でも就労しており、そこでの稼働収入3,933千円が過小申告となっていたため、3,933千円の保護費が過大支給となったもの

### ○年金収入などの無申告

世帯主(65歳)は、平成15年2月から17年12月までの間に受給した特別支給の老齢厚生年金2,082千円や平成15年2月から6月までの間に受給した雇用保険の求職者給付645千円などについて申告していなかったため、3,812千円の保護費が過大支給となっていたもの

# 北九州市において発生した孤独死事例の概要等

## ○門司区の事例

- ・平成18年5月、門司区の市営住宅で一人暮らしをしていたAさん(当時56歳)が自宅で亡くなっているのが見つかり、検死の結果、死後4か月とされた。
- ・Aさんは身体障害者手帳4級(下肢不自由)をもっていた。平成17年7月には栄養失調による虚弱で働けない状態となり、町内会長や民生委員らにより救急車が呼ばれ、病院に搬送されたこともあった。また、電気、ガス、水道のライフラインは同年9月時点で止められていた。
- ・このAさんは、生活困窮の状況にあったため、平成17年9月と12月の2回にわたり、門司福祉事務所に生活保護を受給するために相談に訪れた。同福祉事務所では、保健師を派遣(計5回)するなどしていたが、市内に住む成人した子ら親族で援助できないか話し合うよう促し、生活保護の申請書の交付に至らなかったもの。

### 【問題点】

- ①ライフラインが停止している生活困窮者の把握、及び生活保護の相談への誘導
- ②民生委員等地域における生活困窮者等の見守りの在り方

## ○小倉北区の事例

- ・平成19年7月10日、小倉北区の一人暮らしのCさん(当時52歳)が自宅で死亡しているのが見つかった。遺体発見は死後3か月であった。
- ・平成18年10月までタクシー運転手として働いていたが、病気のために仕事ができなくなり、同年12月7日に生活保護の申請をした。同月26日に保護が開始され、翌年1月からは病気を治療しながら就労・自立に向けた指導が始められた。
- ・ところが、4月2日になって、Cさんから保護を辞退する旨の申し出があり、福祉事務所は4月10日付けで保護を廃止した。その後、Cさんと福祉事務所との関わりは途切れた。

### 【問題点】

- 辞退届による保護廃止における辞退意思及び廃止後の生活の見通しの確認

## ○北九州市の動き

平成19年 5月	北九州市生活保護行政検証委員会発足
10月	中間報告書発表
12月	最終報告書

## ○国の動き

生活保護関係全国係長会議の開催(平成19年9月6日)  
・保護相談時及び辞退届に基づく保護廃止時等の適切な取扱について指示

## ○国による北九州市への監査

### 1 監査期間等

・期間 平成19年10月29日(月)～11月2日(金)  
・対象 北九州市本庁、小倉北福祉事務所  
・体制 監査官等 6名(通常は2名体制)

### 2 監査の視点

- ①ライフラインが停止した急迫状態にある生活困窮者を発見できる仕組みや生活保護の相談への誘導の仕組みはできているか。またそれが機能しているか。
- ②相談・申請等開始時の取扱が適切かどうか。
- ③辞退届による廃止時等の取扱が適切かどうか。
- ④保護を開始した後のケースへの取組が適切かどうか。

### 3 問題点

- ①ライフライン停止で急迫状態にある生活困窮者の発見等については、当市には従来から地域ネットワークシステムはあるが、現場ではそれが十分機能していなかった。
- ②扶養義務者へ過度に扶養援助の確認を求めている事例があった。
- ③辞退届による保護廃止等の取扱状況については、保護廃止後の就労先や収入など自立の目処の確認が不十分な事例があった。
- ④入院しているホームレスに対し、退院時に居宅保護の必要性の確認を行わないまま保護廃止しているなど、ホームレスに対する保護の適用に関し不適切な事例があった。 など

#### 4 指導事項の概要

##### ①ライフライン停止等の把握による生活困窮者の情報提供、連携体制について

今後市が予定している新たな地域ネットワークシステムの構築においては、例えば、生活困窮度や健康状態等に応じて、速やかに生活保護の相談・申請窓口の対応が必要な者、保健師等の訪問が必要な者、民生委員等の見守りが必要な者など、段階を設けて対応するシステムにするなど、真に急迫する者を漏れなく救済できる連携体制の確保等について検討すること。

##### ②保護の相談・申請時の対応や保護辞退による廃止等の取扱いについて

次の事項について福祉事務所に対し、指導の徹底を図り、死亡事例と同様な事例を再発させないよう、その防止に努めるとともに、生活保護制度の適切な運用を行うこと。

- i 法律上認められた保護の申請権を侵害しないことは言うまでもなく、申請権を侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むとともに、申請の意思のある者については、申請手続の援助指導を行うこと。
- ii 「辞退届」により保護を廃止する場合には、その「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づくものか、十分な確認を行うこと。
- iii 保護の廃止決定を行うに当たっては、本人から自立の目処を聴取するなど、保護の廃止によって直ちに急迫した状態に陥ることのないよう十分留意するとともに、廃止決定の判断は、担当者任せにせず組織的な対応をすること。 等

##### ③ホームレスに対する保護の適用について

ホームレスに対する保護の適用については、国の通知で示している「居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものでないこと」などに留意し、生活保護制度の適切な運用を行うこと。

##### ④小倉北福祉事務所における保護受給中のケースの取扱いについて

一部の被保護世帯に対する訪問調査活動が低調なため生活実態の把握が不十分で必要な指導援助がなされていなかったことから、査察指導員は、現業員に対し訪問調査活動等現業業務の適切な進行管理を行うよう努めること。

##### ⑤その他

管内各福祉事務所の面接員や現業員等に対し、接遇・面接技能等の向上に資するための職員研修等の充実を図ること。

## A 漏給防止

### (1) 保護の相談における適切な窓口対応等について

#### ○ 申請権の尊重を指導

「法律上認められた保護の申請権を侵害しないことは言うまでもなく、申請権を侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むとともに、申請の意思のある方については申請手続きの援助指導を行うこと」

### (2) 「辞退届」に基づく保護廃止の取扱いについて

#### ○ 本人の任意かつ真摯な意思に基づかない「辞退届」を強要しないよう指導

「「辞退届」が有効となるためには、それが本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであることが必要であり、保護の実施機関が「辞退届」の提出を強要してはならないことは言うまでもなく、本人が「保護を辞退する義務がある」と誤信して提出した「辞退届」や、本人の真意によらない「辞退届」は効力を有せず、これに基づき保護を廃止することはできない。

また、「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づいて提出された場合であっても、保護の廃止決定を行うに当たっては、例えば本人から自立の目処を聴取するなど、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることのないよう十分に留意することが必要である。

さらに、保護の廃止に際しては、国民健康保険への加入など、保護の廃止に伴い必要となる諸手続についても指導援助されたい。」

(平成19年9月6日 「生活保護関係全国係長会議資料」)

## B 濫給防止

- ・ 金融機関等の関係先調査の実施
- ・ 暴力団員に対する生活保護の不適用(警察との連携)
- ・ 年金担保貸付利用者への対応
- ・ 不正受給事案の告訴等の手順の明確化



# 「生活保護行政を適正に運営するための手引」のポイント

## 位置付け

生活保護行政の適正運営の観点から、地方自治体における取組事例も参考としつつ、業務の流れに沿って関連事項を整理した手引

## 記載内容

### I 申請相談から保護の決定までの対応

- 届出義務の遵守
- 収入申告書等の徴取
- 関係先調査の実施
  - ・ 金融機関等に対する資産の調査に関する個人情報保護法との関係や留意事項を明記
- 暴力団員に対する生活保護適用の考え方
  - ・ 暴力団員に対しては保護を適用しないこと
  - ・ 暴力団員該当性の確認等に関する警察との連携要領
- 年金担保貸付利用者への対応
  - ・ 生活保護受給中の者には年金担保貸付を行わない
  - ・ 過去に年金担保貸付を受け、それが原因で生活保護を受給した者が再度貸付を受けた場合は生活保護を適用しない

### II 指導指示から保護の停廃止までの対応

- 法第27条に基づく指導指示と保護の変更・停止・廃止
- 稼働能力のある者に対する指導指示
- 履行期限を定めた指導指示
  - ・ 指導指示に履行期限を付し、期限までに履行されない場合には保護の廃止等を行う方法を明記

### III 受給中の収入未申告等への対応

- 収入未申告が疑われる場合の対応
- ケース診断会議等の開催による対応内容の判断

### IV 費用返還・徴収及び告訴等の対応

- 費用返還・費用徴収処分の適用の判断
- 費用徴収の方法
- 不正受給事案の告訴等の手順
  - ・ 告訴等に際しての考慮事項、警察との連携要領



## Ⅲ 生活保護の課題

### 3. 自立支援



# 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の考え方 ～誰でもどこでも自立に向けた支援が受けられる体制整備～

○ 福祉を受ける方に対して、可能な限り就労による自立・生活の向上を図る。(※)

一 国民が社会的、経済的、精神的な自立を図る観点から、自ら、働いて生活を支え、健康を維持する、といった「自助」を基本に、それを「共助」、「公助」が支える福祉社会を構築

※ 自立の支援や生活の向上が目的－自助努力のみでは生活に困窮する方に対しては福祉により適確に対応

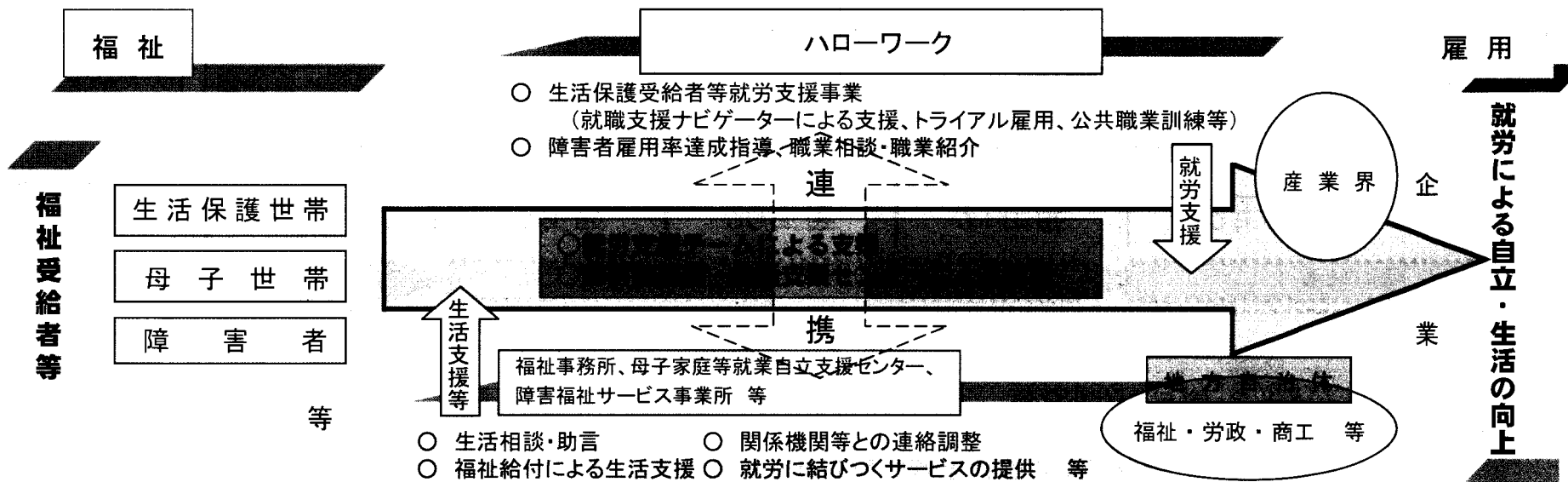
○ 緒についたばかりの福祉事務所等とハローワークの連携による「福祉と雇用の連携」施策、地方自治体における自立支援策を加速

〔例 福祉事務所において、自立・就労意欲のある生活保護や児童扶養手当の受給者を選定し、ハローワークにおいて、就労支援を実施〕

○ 「福祉から雇用へ」の実効性を高めるため、関係機関の連携を促進するとともに、産業界等の理解・協力を得ながら(※)、『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』として実施

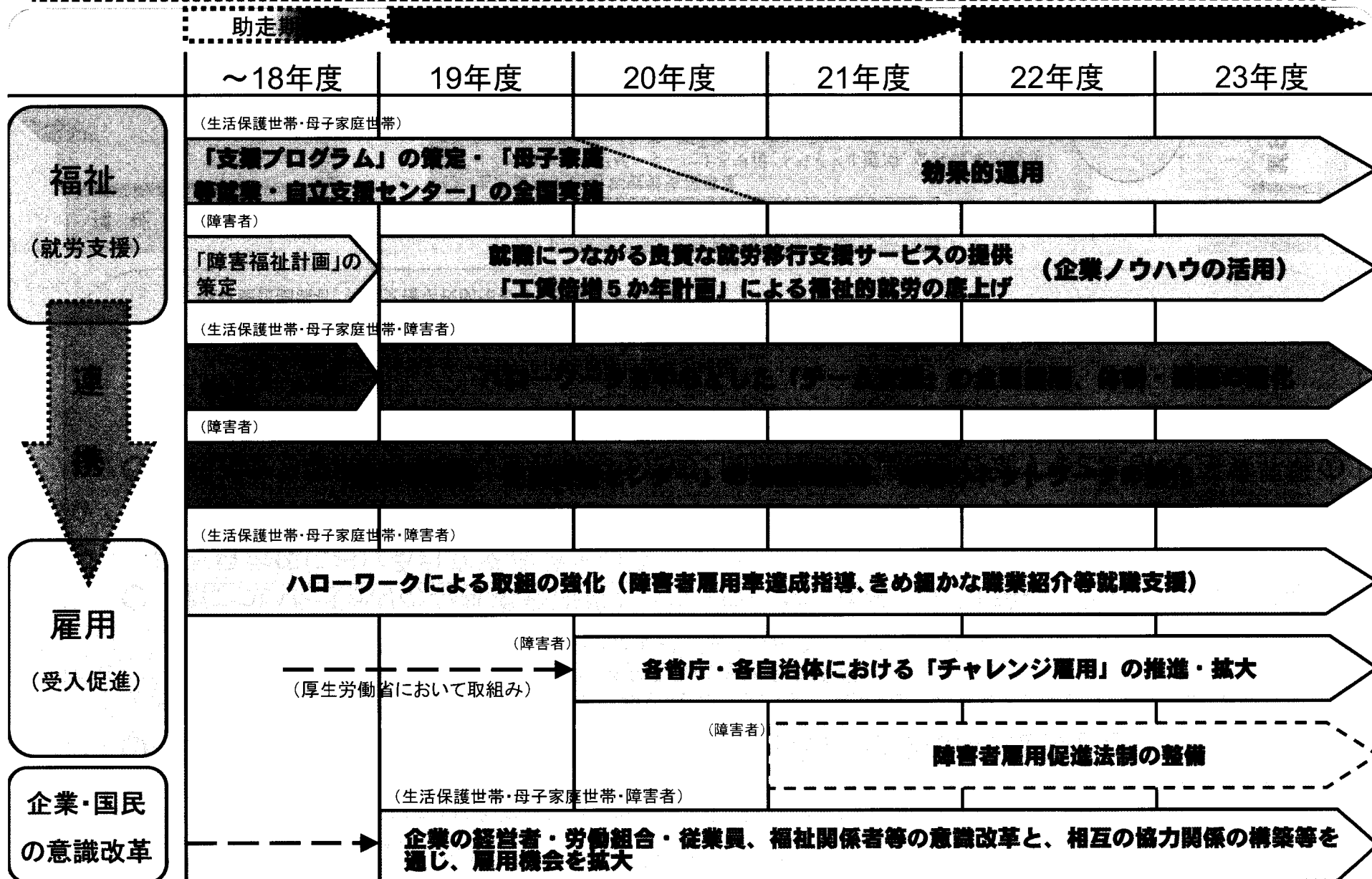
※ 産業界・企業の理解、協力

- ・ 職業紹介、職業訓練等を受けた後における雇用の機会の確保
  - ・ 母子世帯等の実情を踏まえた多様な働き方や、障害者雇用率達成の必要性への理解などの意識改革
  - ・ 企業の生産性の向上などにより、安定した雇用機会の創出や、賃金の引上げを図ること
- 福祉施設関係者、特別支援学校関係者等の意識改革も必要



# 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』のイメージ

- 福祉から雇用への移行を推進する「5か年計画」を策定するとともに、具体的な「目標」を定めて取り組む。  
 (特に、19～21年度の3年間に集中的に取り組を強化する。)



# 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』における重点戦略

## 地域の特性を活かした就労支援体制を全国展開

- 「障害者就業・生活支援センター」を全障害保健福祉圏域に設置(約400カ所)
- 各省庁・各自治体における障害者に対する「チャレンジ雇用」の推進・拡大
- 障害者に対する「就労移行支援事業」を全国展開するとともに、全都道府県において「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げを推進
- 平成19年度までに「生活保護の就労支援プログラム(※)」を全自治体で策定
  - (※)意欲の向上や職業意識の啓発、技能修得、就職支援等、段階的・計画的な支援を行うプログラム
- 母子家庭等就業・自立支援センターやマザーズハローワークなどの子育て女性重点支援拠点を全国展開

## ハローワークを中心とした「チーム支援」

- ハローワークを中心に福祉関係者等と連携した「就労支援チーム(※)」の体制・機能強化
  - (※)ハローワークの就職支援担当と福祉事務所、福祉施設等関係機関により編成されるチーム
- ハローワークにおける「就労支援アクションプラン」の推進により、支援対象者(生活保護・母子世帯)の就職率を60%に引上げ「就職活動プランの策定」、「就労意欲向上プログラム」 など



## 障害者雇用促進法制の整備

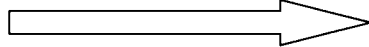
- 短時間労働・派遣労働を活用した雇用促進、中小企業における雇用促進等を図るための障害者雇用促進法制の整備

## 関係者の意識改革

- 関係者の意識改革を通じた雇用機会の拡大
  - 企業の経営者・労働組合・従業員、福祉関係者等の意識改革と、相互の協力関係の構築等を通じ、雇用機会を拡大



## 生活保護受給者に対する自立支援の推進

- 生活保護の目的
  - ・ 最低生活費の支給
  - ・ 自立の助長 
- 自立支援プログラム導入の背景
  - ・ 被保護者の抱える問題の多様化、被保護世帯数の増加
  - ・ 生活保護担当職員の不足と経験不足
- 自立の助長の内容
  - ・ 経済的自立 → 就労 等
  - ・ 日常生活自立 → 入院から在宅復帰 等
  - ・ 社会生活自立 → ひきこもり防止、社会参加 等

### 自立支援プログラムの導入(平成17年度～)

- 被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、自立支援の具体的内容と手順を定めた個別プログラムを自治体が策定
- 個々の被保護者に必要なプログラムを選定し、関係部署、保健所、医療機関、福祉施設、NPO等と連携し自立支援を組織的に実施
- ※ 自立支援プログラムの例
  - ・ 稼働能力を有する者（経済的自立の支援）
    - 就労支援員（職安OB等）を福祉事務所に配置し、就労支援を行う。
  - ・ 長期入院中の者（日常生活自立の支援）
    - 嘱託医等、医療機関等と連携し、退院を促進する。
  - ・ 高齢者等（社会生活自立の支援）
    - 社会福祉協議会、保健師、NPO法人等と連携し、傷病や閉じこもりを防止し、健康的な自立生活を維持する。



# 1 自治体による自立支援プログラムに基づく自立支援の状況

## 策定状況

- 自立支援プログラム策定自治体数824(保護の実施自治体の96%)  
※ 未策定自治体については、平成19年度中に策定予定。
- 自立支援プログラム策定自治体のうち、就労支援に関するプログラム策定自治体数636(保護の実施自治体の73%)  
※ 未策定自治体については、平成19年度中に策定予定。
- 策定されている自立支援プログラム数

経済的自立に関するプログラム	1036※1
うち就労支援に関するプログラム	934※1
日常生活自立支援に関するプログラム	1047※2
社会生活自立支援に関するプログラム	212※2

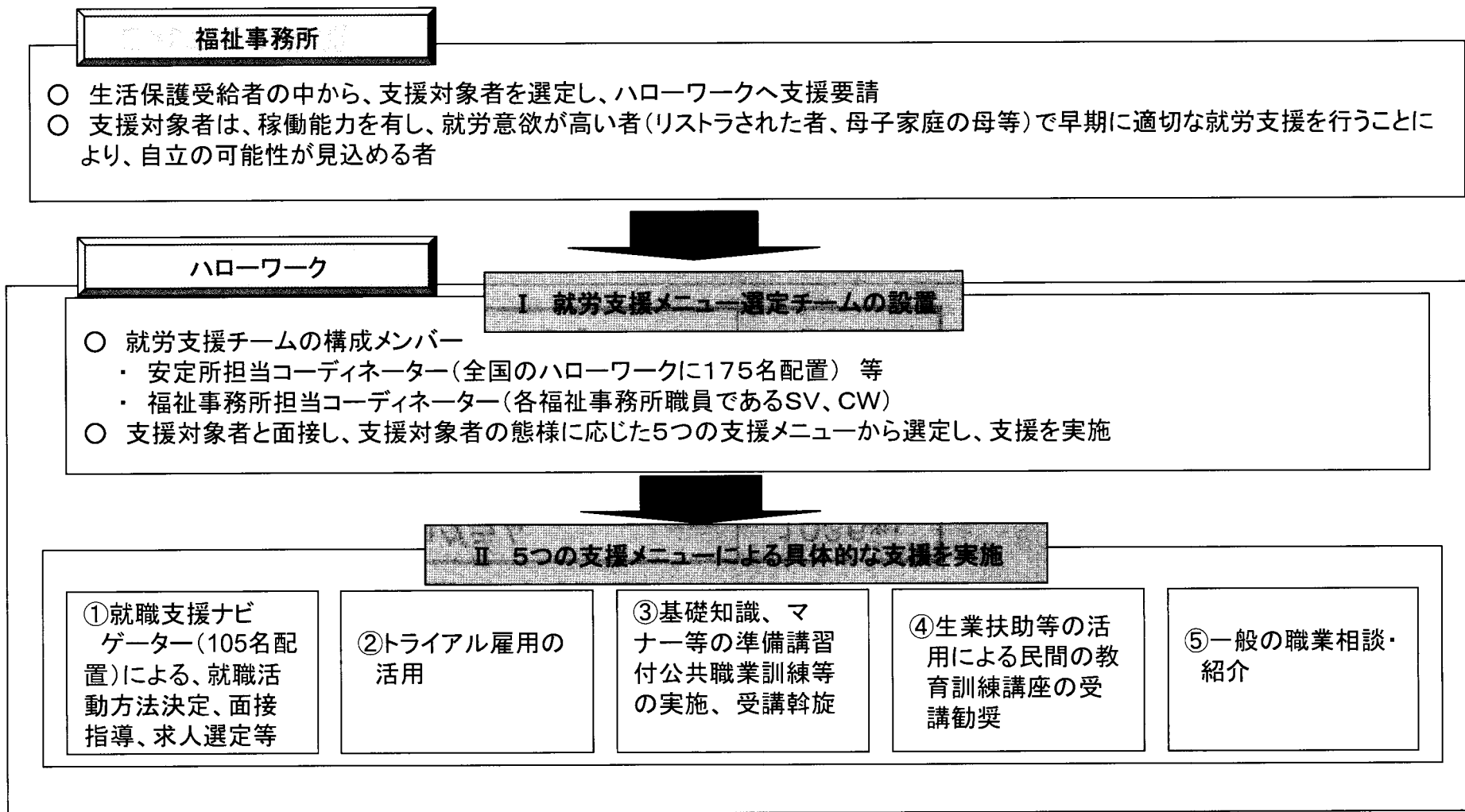
※1 平成19年9月末現在

※2 平成19年3月末現在

## 自治体に対する財政的支援とこれまでの取組等

- セーフティネット支援対策等事業費補助金(平成19年度予算180億円)により自治体の取組(支援専門員等の配置、協力事業者への委託等)を支援。
- これまでの取組  
平成18年度：全自治体で自立支援プログラムを少なくとも1つ策定  
平成19年度：全自治体で就労支援に関するプログラムを策定

## 2 福祉事務所とハローワークの連携による生活保護受給者就労支援事業(平成17年度～)



生活保護受給者等就労支援事業の実施状況(平成18年度実績)

	支援対象者数①	支援開始者数	支援終了者数	支援終了者のうち就職者数②
生活保護受給者	10,586	9,129	8,994	5,535

※ 支援対象者数①に占める就職者数②の割合は、52.3%となっている。

### 3 就労支援の成果

○ 就労支援により約17,700人が新規就労・増収を実現

(単位:人)

	新規就労	増収	合計
1 福祉事務所による就労支援プログラム	9,237 (75%)	3,043 (25%)	12,280 (100%)
2 ハローワークとの連携事業 (生活保護受給者等就労支援事業)	4,222 (78%)	1,189 (22%)	5,411 (100%)
合計	13,459 (76%)	4,232 (24%)	17,691 (100%)

(平成18年度実績)

(注1)福祉事務所による就労支援プログラムの参加者は、34,000人。

(注2)前頁の就職者数とハローワークとの連携事業の新規就労・増収の合計に差異があるのは、同一の参加者が就職と退職を複数回繰り返した場合、前頁は延人員、本頁は実人員でカウントしているため。



# I 生活扶助基準の概要

## ○ 生活保護制度の概要

### 1 生活保護制度の目的

#### ○ 最低生活の保障

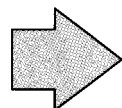
⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施

#### ○ 自立の助長

#### 最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを活用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等



#### ◇保護の開始時に調査

(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)

◇保護適用後にも届出を義務付け

### ② 支給される保護費の額

・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給

最低生活費

年金等の収入

支給される保護費

収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。

預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを使い尽くした後に初めて保護適用となる。

#### 自立の助長

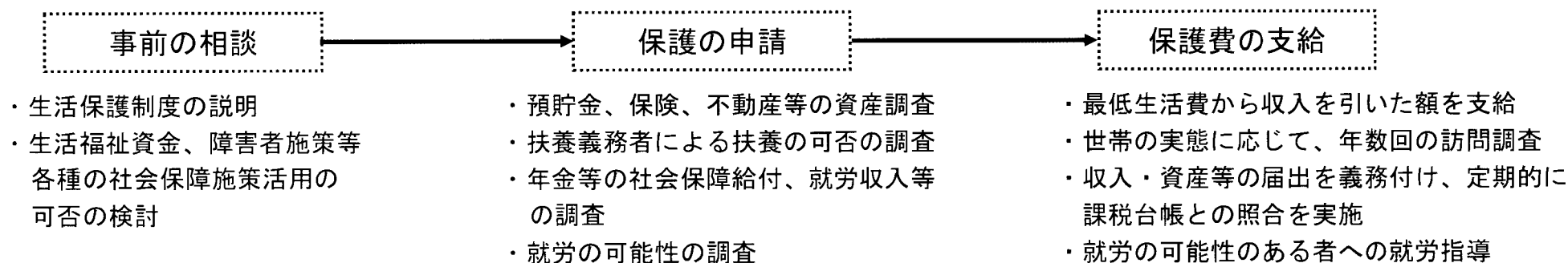
- ・世帯の実態に応じて、年数回の訪問調査
- ・就労の可能性のある者への就労指導

○ 生活扶助基準の例 (平成20年度)

	東京都区部等	地方郡部等
3人世帯(33歳、29歳、4歳)	167,170円	130,680円
単身世帯(68歳)	80,820円	62,640円
夫婦世帯(68歳、65歳)	121,940円	94,500円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	166,160円	132,880円

※上記額に加えて、家賃、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。

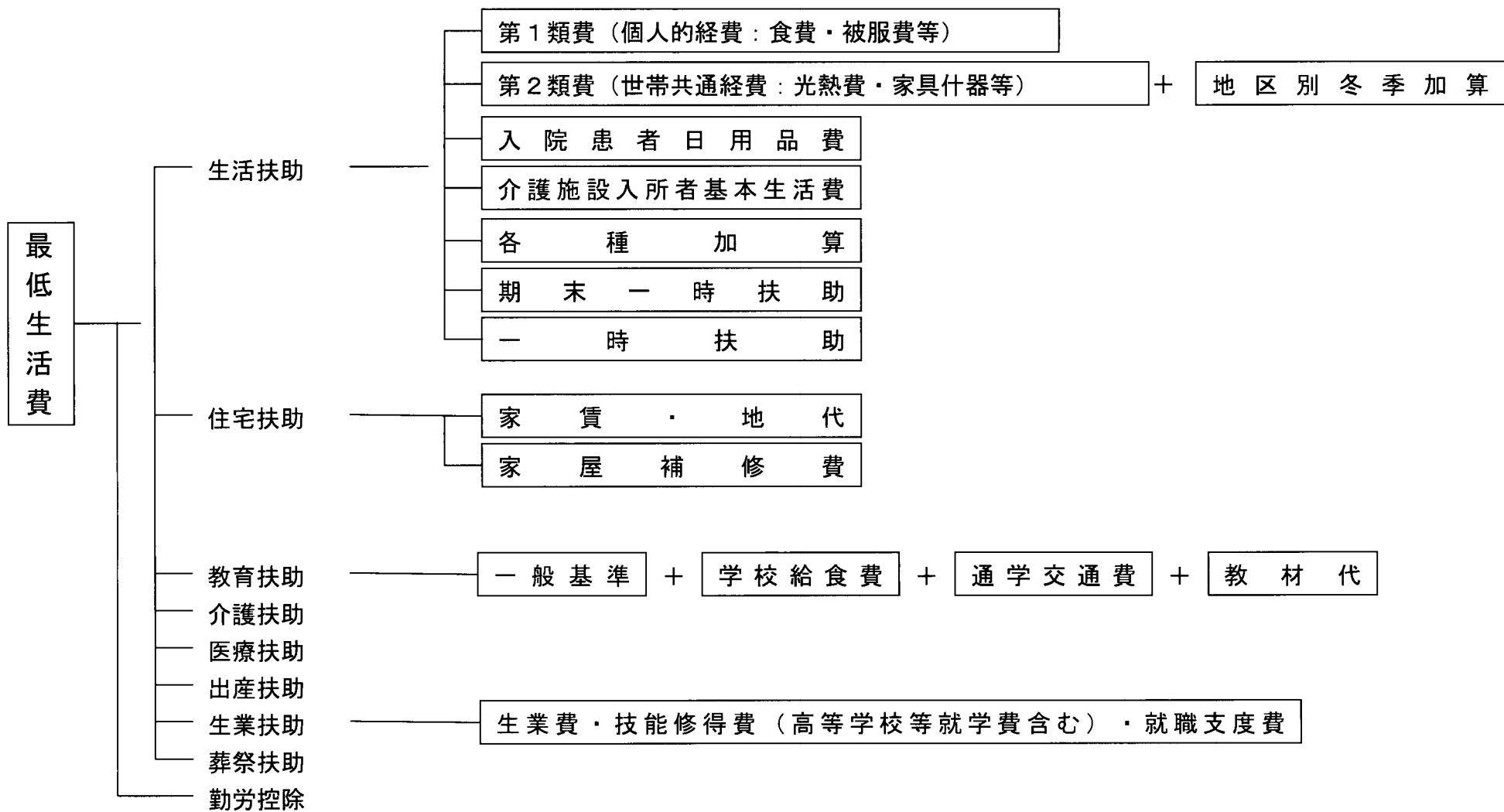
○ 生活保護の手続



○ 保護の実施機関と費用負担

- 都道府県(町村部)・市(市部)が実施。
- 都道府県・市は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。
- 保護費については、国が3/4、地方自治体が1/4を負担。

○ 最低生活費の体系



# ○ 最低生活費の算定例（平成20年度）

## 生活保護制度における最低生活費の算出方法（平成20年度）

【最低生活費＝①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦】

### ① 生活扶助基準(第1類費)

(単位:円)

年齢	1級地		2級地		3級地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0～2	20,900	19,960	19,020	18,080	17,140	16,200
3～5	26,350	25,160	23,980	22,790	21,610	20,420
6～11	34,070	32,540	31,000	29,470	27,940	26,400
12～19	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70～	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

世帯構成員の数が4人の世帯の場合は、第1類費の個人別の額を合算した額に0.95を乗じた額をその世帯の第1類費とし、世帯構成員の数が5人以上の世帯の場合は、同じく合算した額に0.90を乗じた額をその世帯の第1類費とする。

### ② 生活扶助基準(第2類費)

(単位:円)

人員	1級地		2級地		3級地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	43,430	41,480	39,520	37,570	35,610	33,660
2人	48,070	45,910	43,740	41,580	39,420	37,250
3人	53,290	50,890	48,490	46,100	43,700	41,300
4人	55,160	52,680	50,200	47,710	45,230	42,750
5人以上1人を増すごとに加算する額	440	440	400	400	360	360

①級地別に入院患者、施設入所者、出稼者を除いたすべての世帯員を合計する。

②冬季(11月～翌年3月)には地区別に冬季加算が別途計上される。

### ③ 加算額

(単位:円)

加算できる対象	加算額		
	1級地	2級地	3級地
障害者 身体障害者障害程度等級表の1・2級に該当する者等 身体障害者障害程度等級表の3級に該当する者等	26,850	24,970	23,100
	17,890	16,650	15,400
1母子親世帯等 児童1人の場合 児童2人の場合 3人以上の児童1人につき加える額	7,750	7,210	6,670
	8,360	7,780	7,210
	310	290	270

- ①該当者がいるときだけその分を加える。
- ②入院患者、施設入所者は金額が異なる。
- ③このほか、「妊婦・産婦」などがある場合は、別途、妊婦加算等あり。
- ④児童とは、15歳になる日以後の最初の3月31日までの間にある者。

### ④ 住宅扶助基準

地で実代い際るに家支償払・つ	
1級地	円以内 13,000
2級地	円以内 13,000
3級地	円以内 8,000

地域によりこの額以上の特別基準あり。

### ⑤ 教育扶助基準

区分	基準額
小学生	円 2,150
中学生	円 4,180

このほか必要に応じ教材費などの実費が計上される。

### ⑥ 介護扶助基準

居宅介護等にかかった介護費の平均月額
--------------------

### ⑦ 医療扶助基準

費診療の療平均にかかった医療費の平均月額
----------------------

このほか、出産、葬祭などがある場合は、それらの経費が一定額加算される。

### 最低生活費認定額



## 生活扶助基準の改定方式の変遷

- ① 標準生計費方式(昭和21年～22年)  
当時の経済安定本部が定めた世帯人員別の標準生計費を基に算出し、生活扶助基準とする方式。
- ② マーケットバスケット方式(昭和23年～35年)  
最低生活を営むために必要な飲食物費や衣類、家具什器、入浴料といった個々の品目を一つ一つ積み上げて最低生活費を算出する方式。
- ③ エンゲル方式(昭和36年～39年)  
栄養審議会の答申に基づく栄養所要量を満たし得る食品を理論的に積み上げて計算し、別に低所得世帯の実態調査から、この飲食物費を支出している世帯のエンゲル係数の理論値を求め、これから逆算して総生活費を算出する方式。
- ④ 格差縮小方式(昭和40年～58年)  
一般国民の消費水準の伸び率以上に生活扶助基準を引き上げ、結果的に一般国民と被保護世帯との消費水準の格差を縮小させようとする方式。
- ⑤ 水準均衡方式(昭和59年～現在)  
当時の生活扶助基準が、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当であるとの評価を踏まえ、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費実態との調整を図るという方式。

## ○ 現行の生活扶助基準の設定方法について

- 現行の生活扶助基準は、3人世帯を基軸として設定。
- 一般世帯の消費実態の第1類費(食費、被服費等が相当)と第2類費(光熱水費、家具家事用品等が相当)の構成割合を参考として、生活扶助基準を第1類費と第2類費に展開
- 第1類費については、年齢別の栄養所要量を参考とした指数で展開
- 第2類費については、一般世帯における世帯人数別の消費支出を参考とした指数で展開

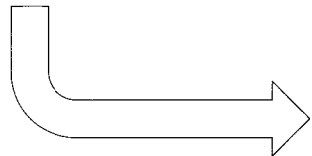
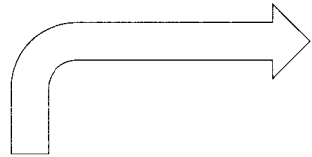
### 現行の生活扶助基準の設定方法

3人世帯の生活扶助基準額  
162,170円(100.0%)  
33歳・29歳・4歳



一般世帯の消費実態の第1類費と第2類費の構成割合を参考として第1類費と第2類費に展開

第1類費：106,890円(65.9%)  
第2類費：55,280円(34.1%)



○ 第1類費(食費、被服費等が相当)  
年齢別の栄養所要量を参考とした指数で展開

	0~2歳	3~5歳	6~11歳	12~19歳	20~40歳	41~59歳	60~69歳	70歳~
現行の第1類費	51.9	65.4	84.6	104.5	100.0	94.8	89.6	80.3



	0~2歳	3~5歳	6~11歳	12~19歳	20~40歳	41~59歳	60~69歳	70歳~
基準額	20,900	26,350	34,070	42,080	40,270	38,180	36,100	32,340

単位：円

○ 第2類費(光熱水費、家具什器等が相当)  
世帯人員別の消費支出(第2類費相当)の指数を参考として展開

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
現行の第2類費	81.5	90.2	100.0	103.5	104.3



	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
基準額	44,270	49,740	55,280	57,410	57,850

単位：円

○ 級地の概要

級地制度は、地域における生活様式や物価差による生活水準の差を生活保護基準に反映させることを目的としたもの。

○ 現行の級地間較差（昭和62年度～）

現行の級地は、1級地-1から3級地-2までの6区分のなかで、それぞれの較差を4.5%ずつとして設定している（計22.5%）。

級地間較差（1級地-1=100）

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
級地間較差	100.0	95.5	91.0	86.5	82.0	77.5

○ 現行の級地指定（昭和62年度～）

各市（区）町村ごとに指定している。

級地別市町村数（平成19年4月1日現在）

総数	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
市町村の例	東京都23区 横浜市 大阪市	札幌市 千葉市 福岡市	金沢市 静岡市 高知市	長岡市 三島市 佐世保市	弘前市 福知山市 今治市	結城市 篠山市 宇和島市
1,806	58	50	121	79	575	923

## ○ 勤労控除の概要

### ① 勤労に伴う必要経費を補填

勤労収入を得るためには、勤労に伴う被服費や知識・教養の向上等のための経費が必要となることから、勤労収入のうちの一定額を控除する。

### ② 勤労意欲の増進・自立助長

※現在の方式は「昭和60年12月17日 中央社会福祉審議会意見具申」における「自立助長を促進するという観点から勤労意欲の増進が効果的に図られるよう制度を見直す必要がある。」との指摘を踏まえて設定されたものである。

## ○ 基礎控除 [ 上限額 月額 33,190円 (1級地) 勤労収入額8,000円までは全額控除 ]

経常的な経費を対象とする基礎控除の控除額は、勤労収入に比例して増加させる方式 (収入金額比例方式) を採用している。

## ○ その他の控除

- ・ 特別控除 [ 年間勤労収入額の1割 上限額 年額 150,900円 (1級地) ]
- ・ 新規就労控除 [ 基準額 月額 10,400円 (各級地共通) 就労から6か月間 ]
- ・ 未成年者控除 [ 基準額 月額 11,600円 (各級地共通) ]

世帯類型別にみた勤労控除額

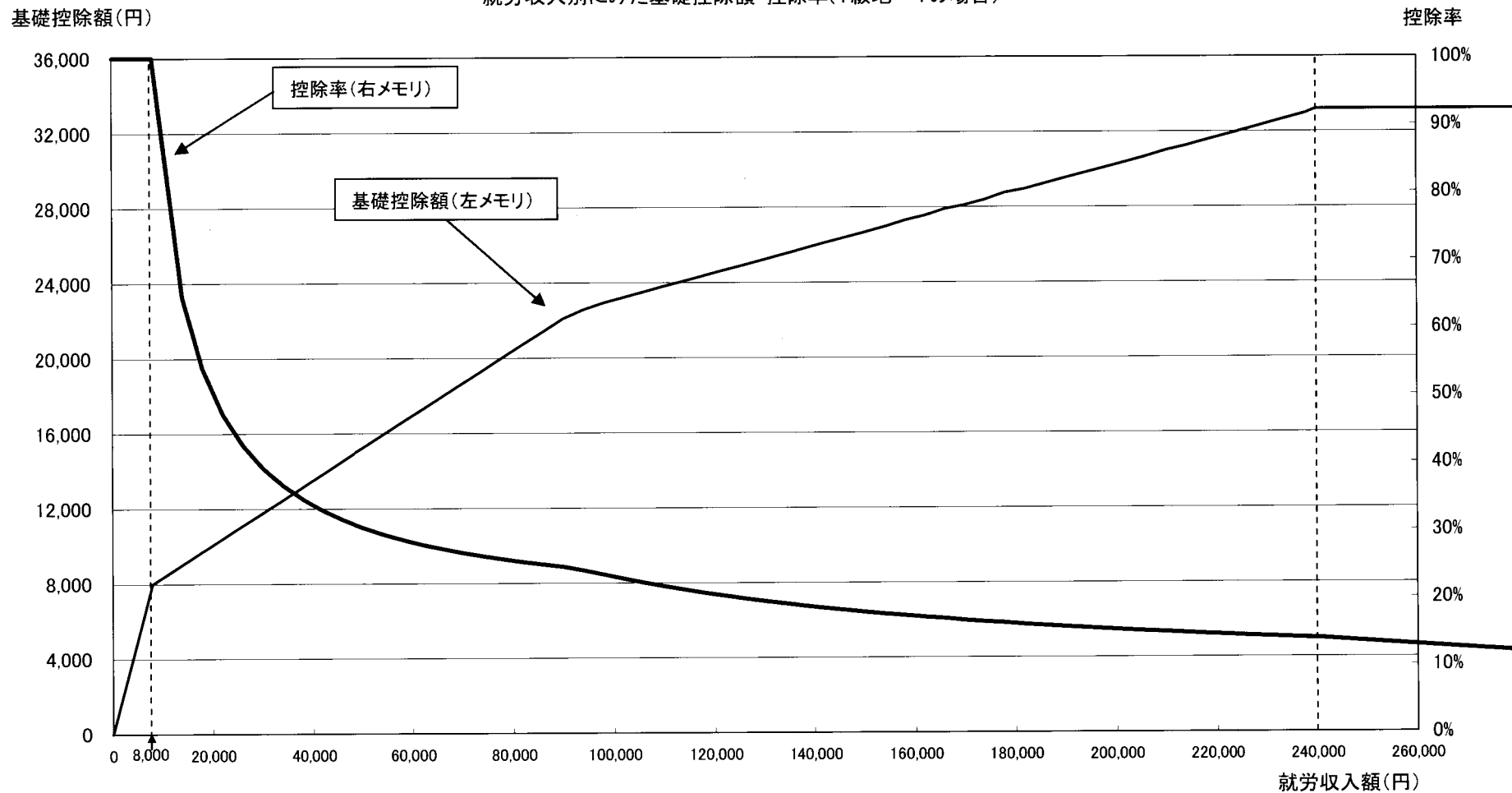
	総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害世帯	その他世帯
勤労控除適用世帯の平均控除額(実績) (1世帯あたり月額)	23,103円	13,742円	25,810円	20,593円	25,370円
就労世帯数	124,310	11,820	38,600	35,220	38,670
就労率	12.2%	2.7%	49.4%	8.9%	37.5%

資料: 被保護者全国一斉調査(平成17年7月1日時点)

## ○ 勤労控除(基礎控除)の仕組み

- 就労収入額に比例して基礎控除額が増える仕組み。
- 就労収入8,000円までは全額控除となっている。
- 就労収入240,000円で基礎控除額の上限額(33,190円)となっている。

就労収入別にみた基礎控除額・控除率(1級地-1の場合)



就労収入額	8,000円	50,000円	100,000円	150,000円	200,000円	240,000円	260,000円
基礎控除額	8,000円	15,220円	23,220円	26,660円	30,380円	33,190円	33,190円
控除率	100.0%	30.4%	23.2%	17.8%	15.2%	13.8%	12.8%

## Ⅱ 生活扶助基準に関する検討会報告書のポイント(平成19年11月30日)

### 背景

1. 生活保護は、生活困窮者に対して、健康で文化的な最低限度の生活を無差別平等に保障する最後のセーフティネット。
2. 生活保護には、「生活扶助」「住宅扶助」「医療扶助」など8種類の扶助があるが、「生活扶助」は日常生活費に対する金銭給付であり、最も基本的な給付。
3. 「生活扶助基準」については、
  - ① 平成16年の「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」による報告書において、その水準は、基本的に妥当とされるとともに、今後は5年に一度の検証を行うべきことが提言
  - ② 平成18年の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、級地を含めた生活扶助基準の見直しを行うこととされた。
4. 今般、5年に一度実施されている全国消費実態調査の結果を用いて検証・評価する準備が整ったことから、学識経験者による専門的な分析・検討を行うために、本検討会が設置されたもの。

### 位置付け

1. 直近(平成16年)の全国消費実態調査の結果等を用いて、主に統計的な分析をもとに、専門的、かつ、客観的に評価・検証を実施。
2. 厚生労働省において生活扶助基準の見直しを行う場合は、本報告書の評価・検証の結果を参考とするよう期待。

## 主な検証結果：水準

(現行水準の設定方法)

- 現行の生活扶助基準の水準については、国民の消費実態との均衡を維持・調整する「水準均衡方式」を採用。

(検証方法)

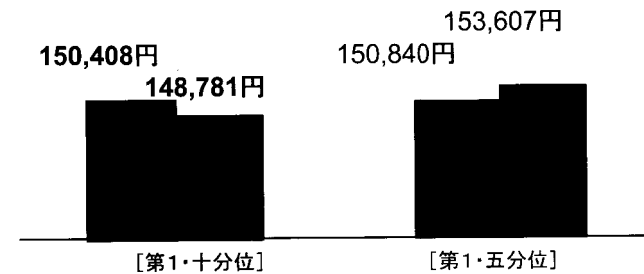
- 生活扶助基準の水準を評価・検証するに当たっては、低所得世帯である年間収入階級第1・十分位に着目して、その消費支出額(具体的には、生活扶助に相当する消費支出額(生活扶助相当支出額))の水準と生活扶助基準を比較。

(検証結果)

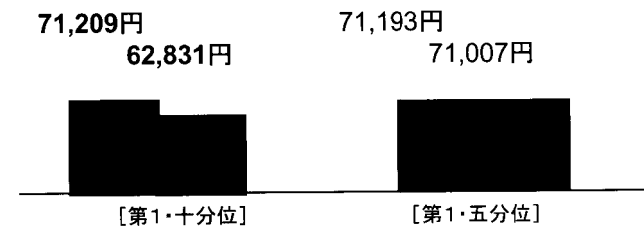
- 現行の生活扶助基準額(右図の赤色)の水準は、生活扶助相当支出額(右図の水色)の水準に比べ
  - ① 夫婦子1人世帯では、やや高め
  - ② 単身世帯では、高めという結果。
- 生活扶助基準額は、これまで第1・十分位の消費水準と比較することが適当とされてきたが、今回これを変更する特段の理由はない。

### 現行の生活扶助基準額(■)と 生活扶助相当支出額(■)との比較

#### ① 夫婦子1人世帯(有業者あり)



#### ② 単身世帯世帯(60歳以上)



(資料) 平成16年全国消費実態調査特別集計(①、②共通)

## 主な検証結果：体系

### (現行の体系)

- 現行の生活扶助基準は、世帯の個人的経費(第1類費)と世帯共通経費(第2類費)とを合算して算出。

### (検証)

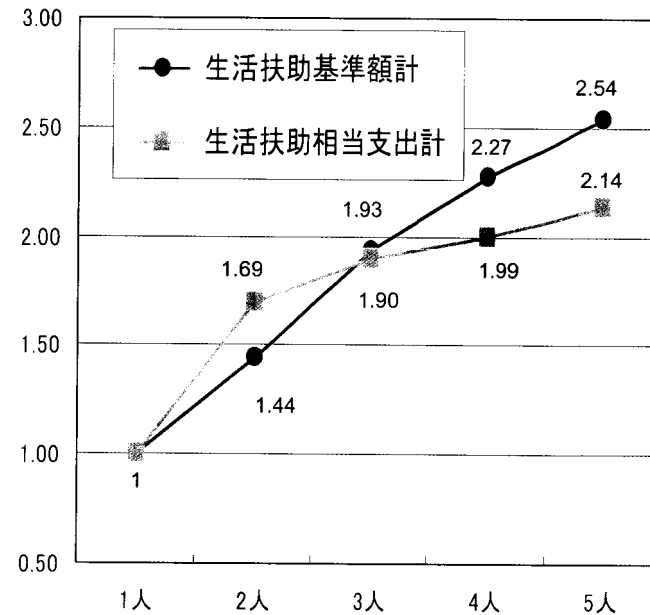
- 検証の結果、個人的経費とされている第1類費においても、世帯人員に応じたスケールメリットが生じていることが確認。
- 第1類費のスケールメリットを反映していない現在の世帯人員別の生活扶助基準額は、4人以上の多人数世帯に有利。

### (提言)

- 生活保護受給者の3/4が単身世帯であることから単身世帯に着目した基準体系とすることが考えられる。

## 世帯人員別にみた消費支出額と生活扶助基準額の比較

〔世帯人員が1人の世帯の生活扶助基準額及び生活扶助相当支出を1とした場合の比率〕



(注) 「生活扶助相当支出計」は世帯人員別の年間収入階級第1・五分位に属する世帯の平均額

(資料) 平成16年全国消費実態調査特別集計



## 主な検証結果 : 地域差

### (現行の地域差)

- 現行の級地制度は、地域における生活様式や物価差による生活水準の差を反映させるため設定。
- 現在は6区分で、1級地-1と3級地-2との間は、22.5%の差。

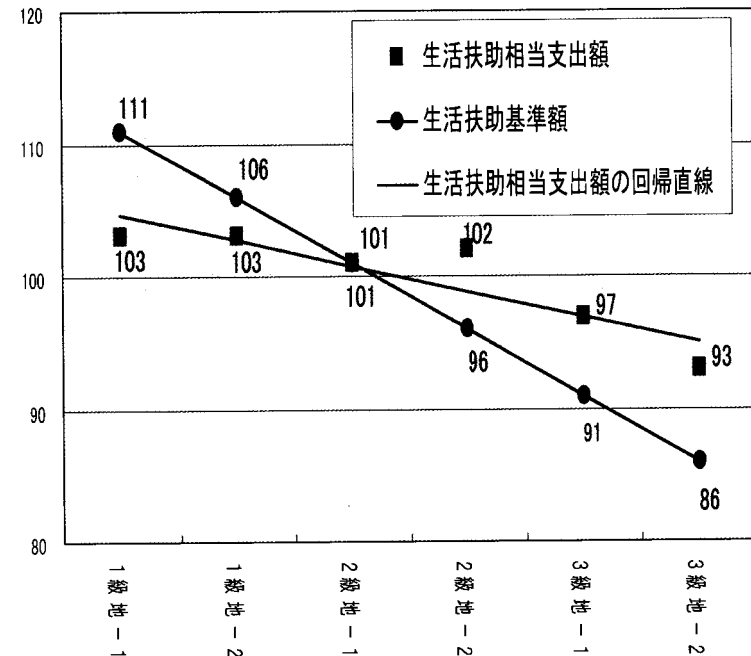
### (検証)

- 検証の結果、現行の級地別の生活扶助基準額の地域差に比較して、地域間の生活扶助相当支出額の差は縮小。

## 級地別にみた消費支出額と生活扶助基準額の比較

2人以上全世帯(1人当たり)、年間収入第1~3・五分位

指数(全国平均=100)



(注) 「生活扶助相当支出額」は、年間収入階級第1~3・五分位に属する世帯の1人当たりの生活扶助相当支出額

(資料)平成16年全国消費実態調査特別集計

## その他：勤労控除

### (現行の勤労控除)

- 現行の勤労控除は、生活保護受給者が勤労収入を得ているときに、その一定程度を手元に残すものであり、
  - ① 勤労に伴う必要経費を補填するとともに、
  - ② 勤労意欲の増進及び自立の助長を図ることを目的とする制度。

### (検証)

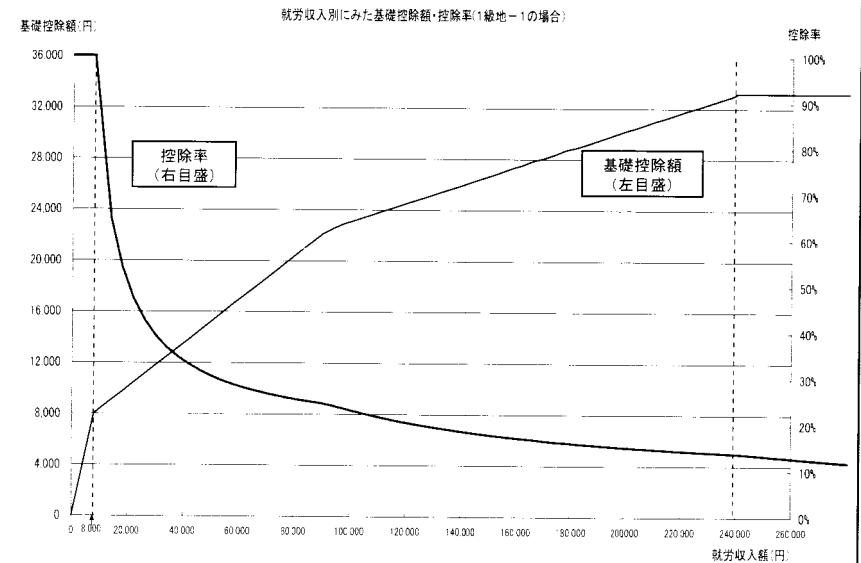
- 就労に関連する経費の実態をみると、収入の1割程度。

### (勤労意欲に関する議論の整理)

- 勤労意欲を一層増進する工夫を図るべきであるが、どのような工夫が可能か、次の点などを踏まえた検討を行うべき。
  - ① 収入増により保護費が減額されると勤労意欲を阻害するので、勤労収入の一定程度を手元に残すこと。
  - ② 特に保護からの脱却に資する仕組みを検討すべきこと。
  - ③ 勤労意欲を高める仕組みについての実証的な検証を行うこと。

## 現行の勤労控除の概要

- 就労収入8,000円までは全額控除
- 就労収入240,000円の基礎控除額33,190円が上限



就労収入額	8,000円	50,000円	100,000円	150,000円	200,000円	240,000円	260,000円
基礎控除額	8,000円	15,220円	23,220円	26,660円	30,380円	33,190円	33,190円
控除率	100.0%	30.4%	23.2%	17.8%	15.2%	13.8%	12.8%

### Ⅲ 生活扶助基準に関する検討会報告書

#### 生活扶助基準に関する検討会報告書

平成19年11月30日  
生活扶助基準に関する検討会

#### 1. 検討の趣旨・目的等

##### (1) 本検討会の設置の背景

- 生活保護制度は、資産、能力等を活用してもなお生活に困窮する者に対して、憲法第25条に規定する理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を無差別平等に保障する最後のセーフティネットである。生活保護制度における給付には、食費、被服費、光熱水費などの日常生活費に関する「生活扶助」、家賃などの住居費に関する「住宅扶助」、医療に要する費用に関する「医療扶助」など8種類の扶助があるが、住宅扶助、医療扶助等は特定の需要に対する給付であるのに対して、生活扶助は日常生活費に対する金銭給付であるとの意味で最も基本的な給付であるといえる。
- 生活保護の基準は、扶助ごとに厚生労働大臣が定めているが、現行の生活扶助基準は、大きくは、食費や被服費など個人単位に消費するものとされている「第1類費」と、光熱水費など世帯単位で消費するものとされている「第2類費」からなり、第1類費は年齢別に、第2類費は世帯人員別に基準額が定められている。また、それらの基準額は、それぞれ全国の市町村を生活様式や物価の違いなどを考慮して6つに区分された「級地」ごとに地域差がつけられている。なお、生活扶助として世帯単位で支給される額は、この第1類費と第2類費を合算した生活扶助基準額と、その世帯の収入について一定の方法で算定した額(収入認定額)との差額である<sup>1</sup>。
- この生活扶助基準の水準の妥当性については、社会保障審議会福祉部会に設けられた「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」が平成16(2004)年12月にとりまとめた報告書(以下「前回の報告書」という。)において、「いわゆる水準均衡方式を前提とする手法により、勤労3人世帯の生活扶助基準について、低所得世帯の消費支出額との比較において検証・評価した結果、その水準は基本的に妥当であったが、今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要がある。」とされた。

<sup>1</sup> これは最も単純な場合であり、この他、生活扶助基準に加算がある場合、生活扶助以外の扶助が出る場合など、実際に支給される額は、それぞれの世帯の実際の必要に応じて算出される。

○ また、生活扶助基準に関しては、これとは別に、平成18(2006)年7月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、「低所得世帯の消費実態等を踏まえた見直し」及び「級地の見直し」を行うこととされている。

○ 今般、5年に一度実施されている直近の全国消費実態調査<sup>2</sup>の結果を用いて検証・評価する準備が整ったことから、学識経験者によって専門的な分析・検討を行うため、本検討会が設置されたものである。

##### (2) 本検討会における検討項目

- 本検討会では、前回の報告書において提言された定期的な検証のほか、前回の報告書において生活扶助基準に関し指摘のあったもののうち、引き続き課題として残っている項目についても検討した。
- 本検討会における主な検討項目を整理すると、以下のとおりである。
  - ① 水準の妥当性  
生活扶助基準の水準が、保護を受給していない低所得世帯における消費実態との均衡が適切に図られているかどうかに関する評価・検証
  - ② 体系の妥当性  
生活扶助基準は、個人的経費として年齢階級別に表示された第1類費と、世帯共通経費として世帯人員別に表示された第2類費に分けて定められているが、これらの合算によって算出される基準額が消費実態を反映しているかどうかに関する評価・検証
  - ③ 地域差の妥当性  
現行の級地制度においては、最も高い級地と最も低い級地の基準額の較差が22.5%となっているが、これが地域間における生活水準の差を反映しているかどうかに関する評価・検証
  - ④ その他  
働いて得た収入がある場合に、その収入の額に応じて一定額が手元に残る仕組みである勤労控除が妥当なものとなっているかどうかに関する検討

##### (3) 報告書の位置付け等

<sup>2</sup> 直近に実施された平成16(2004)年の全国消費実態調査は、平成17(2005)年7月以降、随時公表され、最終の公表日は、平成18(2006)年11月である。なお、本検討会では、この全国消費実態調査を平成19(2007)年3月以降特別集計作業を行い、使用している。

- 本検討会は、本年10月19日から11月30日までの間、5回にわたり、集中的に検討を重ねた。
- 本検討会では、それぞれの検討項目について、直近の全国消費実態調査の結果等を用いて、主に統計的な分析をもとに、専門的、かつ、客観的に評価・検証を実施した。
- 厚生労働省において生活扶助基準の見直しを行う場合には、本報告書の評価・検証の結果を参考とされるよう期待するものである。

## 2. 生活扶助基準の評価・検証

### (1) 評価・検証の方法

- 生活扶助基準の評価・検証を適切に行うにはどのような方法がよいか検討するため、まずは、生活扶助基準がこれまでどのように設定されてきたかその変遷を振り返ると、
  - ① 現在の生活保護法が施行された昭和25(1950)年当時の設定方式は「マーケットバスケット方式」と呼ばれ、最低生活に必要なと思われる食費、被服費などを個々に積み上げて基準額が算出され、
  - ② 昭和36(1961)年からは、当時の基準栄養量(栄養所要量)を満たしうる食費を理論的に積み上げ、別途にこの食費を支出している世帯のエンゲル係数を求め、これらから逆算して基準額が算出される「エンゲル方式」が行われていたが、これらの設定方式では基準額が低い水準にとどまることから、
  - ③ 昭和40(1965)年から、国民の消費水準との格差を縮めるため、民間最終消費支出の伸び率を基礎に、その伸び率以上に基準額を引き上げる「格差縮小方式」を導入し、
  - ④ その結果、国民の消費実態との均衡上、ほぼ妥当な水準に達したことから、昭和59(1984)年からは、その均衡した水準を維持・調整する「水準均衡方式」となり、現在に至っている。
- こうした経緯の中で、生活扶助基準の評価・検証を適切に行うためには、国民の消費実態を詳細に分析する必要があり、そのためには、全国消費実態調査を基本とし、収入階級別、世帯人員別、年齢階級別、地域別などの様々な角度から詳細に分析することが適当である<sup>3</sup>。

### (2) 生活扶助基準の水準

#### ① 基本的な考え方

- 生活扶助基準の水準は、健康で文化的な最低限度の生活を維持することができるものでなければならないが、その具体的内容は、その時代の経済的・文化的な発達の程度のほか、国民の公平感や社会通念などに照らして総合的に決まるものである。実際の生活扶助基準の設定に当たっては、水準均衡方式が採用されていることから、その水準は、国民の消費実態との関係、あるいは本人の過去の消費水準との関係で相対的に決まるものと認識されている<sup>4</sup>。したがって、生活扶助基準の水準に関する評価・検証に当たっては、これらの点を総合的にみて妥当な水準となっているかという観点から行うことが必要である。
- なお、本検討会では、生活保護の基準の設定に当たっては、健康で文化的な最低限度の生活を維持するという観点から、それを下回ることでない絶対的な水準があり、それは国民の安心を確保する上で重要ではないかとの指摘があった。しかし、現在の基準額は、かつて基準額の設定に用いられていた食費などを個々に積み上げる方法による水準より高く<sup>5</sup>、仮に現時点でこうした絶対的な水準に準拠したとすると生活保護基準は現行より引き下げられるものと見込まれるとともに、現時点では国民的に合意された絶対的な水準が明示されているものではない状況にある。
- 前回の報告書では、生活扶助基準額を改定する際に従前から3人世帯(33歳、29歳、4歳)を標準としてきたことを踏まえ、夫婦子1人の勤労3人世帯の年間収入階級第1・十分位の消費水準と生活扶助基準額を比較し、均衡が図られているかどうかの検討が行われた。
- 本検討会では、被保護世帯のうち3人世帯は5.5%(平成18年度平均)に過ぎないことを踏まえ、夫婦子1人世帯だけでなく、被保護世帯の74.2%(同)を占める単身世帯にも着目し、同様に評価・検証を実施した。

<sup>3</sup> 実際の生活扶助基準の設定に当たっては、実情に応じて、全国消費実態調査以外のデータ等も適時適切に参照することも必要であるとの指摘があった。

<sup>4</sup> 人々が必要とする消費水準は、過去の消費水準の影響を受けており、そうした意味で、時系列でみた相対的な性格もある。なお、耐久消費財の普及状況については、一時点のみではなく、時系列でもみる必要があるのではないかと指摘もあった。

<sup>5</sup> 今回の評価・検証に用いた全国消費実態調査の結果においては、例えば、夫婦子1人(有業者あり)世帯の年間収入階級第1・十分位におけるエンゲル係数(消費支出額に占める食料費の割合)は0.21(平均的な世帯(第3・五分位)は0.20)、また、単身世帯の第1・十分位のエンゲル係数は0.27(平均的な世帯(第3・五分位)は0.23)となっている。

## ② 消費実態との比較による評価・検証

- 夫婦子1人(有業者あり)世帯の年間収入階級第1・十分位における生活扶助相当支出額は、世帯当たり148,781円であったのに対して、それらの世帯の平均の生活扶助基準額は、世帯当たり150,408円であり、生活扶助基準額がやや高めとなっている。なお、第1・五分位で比較すると、前者が153,607円、後者が150,840円であり、やや低めとなっている。
- 単身世帯(60歳以上の場合)の年間収入階級第1・十分位における生活扶助相当支出額は、世帯当たり62,831円であったのに対して、それらの世帯の平均の生活扶助基準額は、世帯当たり71,209円であり、生活扶助基準額が高めとなっている。なお、第1・五分位で比較すると、前者が71,007円、後者が71,193円であり、均衡した水準となっている。
- 生活扶助基準額は、これまで第1・十分位の消費水準と比較することが適当とされてきたが、
  - ア. 第1・十分位の消費水準は、平均的な世帯の消費水準に照らして相当程度に達していること
  - イ. 第1・十分位に属する世帯における必需的な耐久消費財の普及状況は、平均的な世帯と比べて大きな差はなく、また、必需的な消費品目の購入頻度は、平均的な世帯と比較しても概ね遜色ない状況にあることから、今回、これを変更する理由は特段ない<sup>6</sup>と考える。なお、これまでの給付水準との比較も考慮する必要がある。

## (3) 生活扶助基準の体系

### ① 基本的な考え方

- 生活扶助基準の体系に関する評価・検証に当たっては、世帯構成などが異なる生活保護受給者の間において実質的な給付水準の均衡が図られる体系としていくべきとの観点から行い、その上で、必要な見直しを行っていくことが必要である。
- 現行の生活扶助基準の体系は、世帯人員別及び年齢別の基準額を組み合わせるものと

なっているが、これら相互の関係の基軸になっているのは、標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)の基準額である。具体的には、まずは標準3人世帯の基準額を定め、これを個人的経費の第1類費と世帯共通経費の第2類費に一定の割合で分けた上で、第1類費は年齢階級別に一定の割合で1人当たりの基準額に分解するとともに、他の年齢階級の基準額を算出し、一方の第2類費も世帯人員3人の場合に対する一定割合で他の世帯人員の基準額を算出している。

- 前回の報告書では、消費実態との比較において、世帯人員別にみた課題として、次のような指摘がされている。
  - (i) 人数が増すにつれ第1類費の比重が高くなり、割高となっていること
  - (ii) 単身世帯については、消費実態を反映したものとなっておらず、第1類費と第2類費に区分する実質的意味が乏しいことも踏まえ、別途の基準を設定することについて検討することが望ましいこと
- これらの指摘を受けて、すでに平成17(2005)年度より、第1類費について4人以上の世帯の場合に、一定程度、規模の経済(スケールメリット)を考慮に入れて設定しているところであるが、本検討会では、見直し後の世帯人員別、年齢階級別の基準額について、改めて消費実態を反映しているか評価・検証を実施した。

## ② 消費実態との比較による評価・検証

### (ア) 世帯人員別の基準額の水準

- 世帯人員別に設定された生活扶助基準額の評価・検証を行うため、第1・五分位における世帯人員別の生活扶助相当支出額と比較すると、仮に世帯人員が1人の世帯の生活扶助基準額及び生活扶助相当支出額を、それぞれ1としたときの比率で、4人世帯は生活扶助基準額が2.27と、生活扶助相当支出額の1.99に比べて相対的にやや高め、5人世帯でも生活扶助基準額が2.54と、生活扶助相当支出額の2.14に比べて相対的にやや高めとなっており、世帯人員4人以上の多人数世帯に有利であり、世帯人員が少ない世帯に不利になっている実態が見られる。

<sup>6</sup> ただし、これまで比較の対象としてきた夫婦子1人世帯の第1・十分位の消費水準は、第3・五分位の7割に達しているが、単身世帯(60歳以上)については、その割合が5割(第1・五分位でみると約6割)にとどまっている点に留意する必要がある。

## (イ) 年齢階級別の基準額の水準

- 年齢階級別に設定された生活扶助基準額の評価・検証を行うため、単身世帯の第1～3・五分位における年齢階級別の生活扶助相当支出額と比較すると、仮に60歳台の生活扶助基準額及び生活扶助相当支出額を、それぞれ1としたときの比率で、20歳～39歳では生活扶助基準額が1.05と、生活扶助相当支出額の1.09に比べて相対的にやや低め、40歳から59歳では生活扶助基準額が1.03と、生活扶助相当支出額の1.08に比べて相対的にやや低めになっている。一方、70歳以上では生活扶助基準額が0.95と、生活扶助相当支出額の0.88より相対的にやや高めであるなど消費実態からやや乖離している<sup>7</sup>。

## (ウ) 第1類費と第2類費の区分

- 現在の生活扶助基準は、年齢階級別に設定された個人的経費の第1類費と、世帯人員別に設定された世帯共通経費の第2類費に分けられているが、実際の消費実態がこうした考え方に当てはまるか評価・検証を行った。
- その結果、個人的経費である第1類費相当の支出額についても世帯人員によるスケールメリットがみられ、また、世帯共通経費である第2類費相当の支出額についてもその世帯員の年齢階級別で差がみられた。したがって、第1類費と第2類費に区分された基準額が実際の消費実態を反映しているとはいえない状況となっているといえる。
- このため、世帯人員別のスケールメリットを消費実態に合わせて反映させるためには、必ずしも第1類費、第2類費に区分する必要性はないと考えられる。  
また、仮に第1類費と第2類費の区分を廃止した場合には、単身世帯を基礎において世帯人数に応じて増加額が逓減する体系とすることにより、世帯の消費実態を生活扶助基準に反映させることが可能である。

## (エ) 標準世帯

- 生活保護制度においては、しばしば「標準世帯」が取り上げられてきた。この「標準世帯」とは、昭和25(1950)年当時は「標準5人世帯(64歳男、35歳女、9歳男、5歳女、1歳男)」のことであったが、昭和36(1961)年からは「標準4人世帯(35歳男、30歳女、9歳男、4歳女)」となり、昭和61(1986)年以降は、「標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)」となり現在に至っている。
- 改めてこの「標準世帯」の意味について考えてみると、(a)生活扶助基準の改定に際して生活扶助基準の基軸となる世帯として利用するもの、(b)国民に生活保護の基準を分かりやすく説明する際にモデルとして利用するもの、という2つの役割があるが、(b)については、生活扶助基準を説明する際、すでに、単身世帯、複数人員世帯など標準3人世帯以外のモデルも利用していることから、実質的には(a)の意味合いが強い。
- (a)の「生活扶助基準の基軸」としての役割に関していえば、仮に生活扶助基準の体系が消費実態と整合性が取れているのであれば、現行のように、必ずしも標準3人世帯を基軸として基準額を設定する方式をとる必要はなく、また、要保護者の保護の基準の設定という点では、複数人員世帯より単身世帯に着目して生活扶助基準を設定することが可能である。

## (4) 生活扶助基準の地域差

### ① 基本的な考え方

- 現行の級地制度は、地域における生活様式や物価差による生活水準の差を生活保護基準額に反映させることを目的としたものである。
- 前回の報告書において、「一般世帯の生活扶助相当消費支出額をみると、地域差が縮小する傾向が認められ」、「今後詳細なデータによる検証」を実施する必要があるとされたことから、今回、改めて消費実態について評価・検証を実施した。

<sup>7</sup> 稼働年齢層の生活扶助基準額については、勤労控除との関係も考慮する必要がある。

## ② 消費実態との比較による評価・検証

- 現行の級地制度における地域差を設定した当時(昭和59(1984)年)の消費実態と、直近(平成16(2006)年)の消費実態を比較すると、地域差が縮小している傾向がみられる。
- 世帯類型、年齢階層などで実際の生活様式は異なるとしても、平均的には、現行の地域差を設定した当時と比較して、地域間の消費水準の差は縮小してきているといえる。

## (5) 勤労控除の在り方

### ① 基本的な考え方

- 現行の勤労控除は、最低生活費から収入認定額を差し引いた差額を支給する生活保護制度において、勤労収入に応じて一定程度を控除することにより、生活保護受給者の手元に残る金額を増やすことを目的とするものである<sup>8</sup>。
- 勤労控除としては、基礎控除のほか、特別控除<sup>9</sup>、新規就労控除<sup>10</sup>、未成年者控除<sup>11</sup>があるが、このうち基礎控除が基本となる控除である。基礎控除は、(a)勤労に伴う必要経費の補填に充てること、(b)勤労意欲の増進及び自立の助長を図ること、を目的として、勤労収入 8,000 円までは全額控除し、それを超える収入については、級地別の上限額(1 級地で月額 33,190 円)での範囲で、収入に比例して控除額が増加する収入金額比例方式が採用されている。<sup>12</sup>
- 勤労控除については、現行の趣旨・目的に照らして、勤労に伴う必要経費は認められるか評価・検証を行うとともに、現行の仕組みが勤労意欲を効果的に高めるものであるか議論した。

## ② 消費実態との比較による評価・検証

- 勤労控除について①の「(a)勤労に伴う必要経費の補填に充てる」という役割については、就労に関連する経費(外食費、被服費、クリーニング代等、就労に伴うと考えられる支出費目)の実態をみると、収入の1割程度となっている。

## ③ 勤労意欲に関する議論の整理

- 勤労控除について①の「(b)勤労意欲の増進及び自立の助長を図る」という役割については、
  - ア. 収入の増加に伴ってその分保護費が減額されるとすると勤労意欲を阻害すると考えられることから、一定程度の手元に残る金額を増加させる必要があり、
  - イ. 特に、保護からの脱却に資するような仕組みを検討するべきであるが、
  - ウ. どのような仕組みが勤労意欲を高めるかについては、実証的に検証する必要がある。
- 一方、生活保護受給者について勤労控除を引き上げると手元に残る金額を増加させることになり、生活保護を受けずに働いている低所得者層との間で所得の逆転が起きるなどの問題がある。また、法の目的に自立の助長が含まれていることからその目的の範囲内であれば勤労控除により給付額が引き上がることも正当性があるという考え方も示された。
- また、現行制度では、勤労控除で手元に残る金額が増えた場合、生活保護から脱却しにくくなる側面もある。他方、生活保護を受けながら自立を図る世帯を想定した場合、勤労控除には就労を継続するという役割があるという指摘があった。
- したがって、勤労意欲を一層増進する工夫を図るべきであるが、どのような工夫が可能かについては、上記の点を踏まえた検討を行うべきである。

<sup>8</sup> 「勤労控除」という表現は、生活保護受給者をはじめ一般的に分かりにくい名称となっている。「手元に残る金額」などのように、生活保護受給者等にとって分かりやすい表現とすることが望まれる。

<sup>9</sup> 「特別控除」は、就労に伴う収入を得ている者について年間を通じて一定の額(上限額 150,900 円)までを控除するもの。

<sup>10</sup> 「新規就労控除」は、中学校や高等学校を卒業して初めて継続性のある職業に就いた場合などに一定の額(月額 10,400 円)を就労から6ヶ月間に限り行うもの。

<sup>11</sup> 20歳未満の者が就労収入を得ているときは、一定の額(月額 11,600 円)を控除するもの。

<sup>12</sup> 例えば、収入が5万円であれば控除額は15,220円、収入が10万円であれば控除額は23,220円となっている。

## 生活扶助基準に関する検討会委員名簿

(敬称略、五十音順)

岡部 卓 首都大学東京都市教養学部教授

菊池 馨実 早稲田大学法学学術院教授

駒村 康平 慶應義塾大学経済学部教授

根本 嘉昭 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授

(座長)樋口 美雄 慶應義塾大学商学部教授



## IV 検証データ

### 1 水準の検証に用いたデータ

○ 一般低所得世帯の消費支出額について(全国消費実態調査結果)

#### ① 夫婦子1人(有業者あり)世帯の生活扶助相当支出額と生活扶助基準額との比較

単位:円

第1・十分位		第1・五分位	
生活扶助相当支出額	生活扶助基準額	生活扶助相当支出額	生活扶助基準額
148,781	150,408	153,607	150,840

#### ② 単身世帯の生活扶助相当支出額と生活扶助基準額との比較

(60歳以上の場合)

単位:円

年齢区分	第1・十分位		第1・五分位	
	生活扶助相当支出額	生活扶助基準額	生活扶助相当支出額	生活扶助基準額
60歳以上	62,831	71,209	71,007	71,193
60～69歳	68,666	72,956	79,110	72,913
70歳以上	57,553	69,628	64,838	69,884

※1 平成16年全国消費実態調査特別集計の結果。

※2 生活扶助相当支出額は、消費支出額から家賃、医療等の生活扶助に相当しないものを除いたもの。

※3 生活扶助基準額は、集計の対象となっている世帯のそれぞれの生活扶助基準額を算出し、その平均をとったもの。  
また、比較する基準額は平成16年度ベースのもの(ただし、平成16年度以降の制度見直しを反映したもの)。なお、別途、勤労控除により対応している就労に伴う必要経費は加えていない。

※4 ②の分位の設定は、年間収入に、「貯蓄残高－負債残高」/「平均余命」、を加えた指標を用いた。



(第3・五分位を100%とした場合の指数)

単位:円

	全国 年間収入分位											
	平均	第1・十分位	第1・五分位	第2・五分位	第3・五分位	第4・五分位	第5・五分位	第1・五分位	第2・五分位	第3・五分位	第4・五分位	第5・五分位
年収最小値	5万円	5万円	5万円	221万円	261万円	300万円	316万円	5万円	408万円	528万円	660万円	852万円
年収最大値	~7,158万円	~336万円	~221万円	~261万円	~300万円	~316万円	~336万円	~408万円	~528万円	~660万円	~852万円	~7,158万円
年収平均値	649万円	266万円	170万円	247万円	280万円	305万円	327万円	321万円	468万円	587万円	745万円	1,124万円
年収(月額)	54万円	22万円	14万円	21万円	23万円	25万円	27万円	27万円	39万円	49万円	62万円	94万円
消費支出	107.3%	74.0%	70.8%	69.8%	73.4%	76.0%	80.3%	76.5%	90.8%	100.0%	114.5%	154.8%
生活扶助相当支出計	109.1%	70.7%	66.5%	70.6%	66.6%	69.5%	80.4%	73.0%	87.1%	100.0%	119.2%	166.4%
食料	102.8%	74.0%	72.0%	74.5%	71.0%	73.2%	79.5%	77.0%	88.5%	100.0%	111.3%	137.0%
穀類	103.3%	83.6%	78.2%	85.4%	87.2%	77.6%	89.8%	83.9%	94.9%	100.0%	110.3%	127.6%
魚介類	105.6%	68.1%	66.8%	69.2%	62.8%	61.8%	79.9%	71.2%	83.5%	100.0%	121.6%	151.6%
肉類	105.3%	81.3%	75.8%	80.6%	80.1%	79.7%	90.3%	83.8%	91.3%	100.0%	115.4%	136.2%
乳卵類	100.3%	87.6%	83.1%	83.8%	85.7%	84.6%	100.7%	86.9%	91.2%	100.0%	103.9%	119.7%
野菜・海藻	102.4%	68.5%	62.7%	73.7%	69.3%	63.7%	73.3%	73.2%	83.9%	100.0%	117.6%	137.5%
果物	104.3%	57.7%	53.8%	57.0%	60.2%	58.0%	59.5%	61.5%	78.3%	100.0%	118.6%	163.2%
油脂・調味料	102.2%	76.9%	74.4%	80.2%	78.3%	70.8%	80.8%	79.3%	88.6%	100.0%	110.8%	132.5%
菓子類	99.1%	70.9%	72.9%	73.5%	62.5%	70.5%	75.0%	76.7%	89.1%	100.0%	105.1%	124.5%
調理食品	101.9%	78.6%	81.9%	80.3%	67.9%	80.8%	82.2%	81.5%	91.3%	100.0%	109.8%	126.9%
飲料	102.7%	83.9%	84.3%	88.7%	73.8%	85.0%	87.6%	88.8%	91.2%	100.0%	109.8%	123.6%
酒類	103.7%	83.9%	84.7%	89.2%	97.5%	70.5%	77.8%	84.4%	86.2%	100.0%	110.2%	137.5%
外食	102.9%	63.9%	61.6%	58.2%	58.5%	72.0%	69.3%	67.1%	87.3%	100.0%	107.8%	152.1%
住居	104.6%	52.9%	20.7%	30.4%	105.5%	39.0%	68.8%	55.9%	85.3%	100.0%	133.4%	148.6%
光熱・水道	102.1%	88.4%	93.2%	85.1%	87.7%	85.9%	89.9%	90.6%	94.0%	100.0%	108.2%	117.6%
家具・家事用品	102.0%	71.9%	67.3%	82.6%	67.6%	70.8%	71.4%	75.2%	93.4%	100.0%	114.0%	127.3%
被服及び履物	106.4%	62.4%	51.7%	63.6%	62.5%	63.2%	70.9%	61.4%	76.5%	100.0%	115.0%	179.2%
和服	110.0%	129.7%	22.4%	24.8%	133.9%	16.4%	451.4%	65.8%	20.5%	100.0%	28.0%	335.7%
洋服	102.6%	59.7%	54.3%	63.8%	57.8%	67.1%	55.4%	59.9%	75.4%	100.0%	107.4%	170.2%
シャツ・セーター類	114.3%	55.4%	49.9%	53.5%	58.8%	59.2%	55.7%	57.8%	81.1%	100.0%	132.2%	200.3%
下着類	110.1%	76.4%	61.2%	79.6%	89.5%	80.7%	70.9%	76.9%	88.1%	100.0%	128.6%	156.9%
生地・糸類	89.7%	55.5%	47.6%	90.1%	55.0%	40.9%	43.8%	78.4%	73.4%	100.0%	89.2%	107.5%
他の被服	105.1%	71.0%	61.7%	82.4%	81.3%	55.1%	74.6%	72.1%	87.7%	100.0%	113.2%	152.6%
履物類	101.8%	61.2%	41.6%	63.5%	60.5%	64.3%	75.9%	58.7%	73.8%	100.0%	117.1%	159.2%
被服関連サービス	130.1%	46.6%	41.0%	54.8%	19.6%	46.6%	71.2%	46.7%	74.9%	100.0%	165.0%	264.1%
保健医療	105.2%	87.1%	93.3%	82.7%	74.4%	93.3%	91.9%	87.6%	98.8%	100.0%	109.3%	130.3%
交通・通信	107.1%	101.2%	102.6%	110.2%	95.7%	97.2%	100.5%	97.0%	95.8%	100.0%	109.8%	133.1%
教育	130.9%	29.1%	14.3%	37.2%	43.7%	38.4%	11.6%	29.6%	65.2%	100.0%	141.9%	317.8%
教養娯楽	101.7%	53.5%	46.8%	50.6%	54.6%	57.2%	58.4%	56.5%	78.7%	100.0%	110.0%	163.2%
教養娯楽用耐久財	87.8%	33.5%	30.3%	37.0%	55.9%	13.3%	31.2%	36.7%	66.5%	100.0%	75.0%	160.9%
教養娯楽用品	94.8%	55.2%	52.3%	61.9%	52.9%	55.2%	54.0%	58.9%	75.6%	100.0%	105.1%	134.3%
書籍・他の印刷物	101.4%	63.8%	59.0%	61.8%	65.6%	70.7%	61.5%	69.0%	86.3%	100.0%	111.9%	139.8%
教養娯楽サービス	110.2%	56.1%	45.5%	45.7%	50.9%	69.1%	69.3%	57.9%	81.8%	100.0%	124.2%	187.0%
宿泊料	110.8%	40.6%	52.5%	29.4%	12.0%	52.6%	56.4%	43.4%	70.9%	100.0%	110.6%	229.1%
バック旅行費	144.3%	72.4%	36.0%	24.2%	97.0%	87.7%	117.2%	68.4%	80.5%	100.0%	170.2%	302.6%
月謝類	103.6%	35.8%	29.3%	22.5%	28.6%	52.0%	46.9%	38.6%	58.8%	100.0%	133.9%	187.0%
他の教養娯楽サービス	105.9%	65.1%	54.5%	64.4%	58.2%	76.2%	72.1%	67.4%	95.3%	100.0%	111.6%	155.2%
その他の消費支出	123.4%	64.1%	56.0%	61.0%	54.2%	59.5%	89.6%	68.2%	87.1%	100.0%	139.8%	222.0%
諸雑費	103.1%	71.2%	65.3%	74.6%	65.4%	81.3%	69.5%	71.5%	81.9%	100.0%	112.6%	149.3%
こづかい(使途不明)	102.8%	58.7%	48.3%	57.5%	55.0%	57.2%	75.6%	65.2%	81.9%	100.0%	117.4%	149.6%
交際費	111.4%	63.3%	57.0%	62.7%	57.8%	58.9%	80.2%	69.2%	92.5%	100.0%	117.0%	178.2%
仕送り金	311.6%	65.6%	55.8%	26.6%	4.0%	0.4%	241.2%	67.4%	111.0%	100.0%	388.3%	891.6%

資料:平成16年全国消費実態調査特別集計







# ○ 一般世帯における耐久消費財の普及率について

## 夫婦子1人(有業者あり)世帯

○夫婦子1人世帯(有業者あり)において普及率が70%を超える品目の普及率の平均をみると、平均が86.6%に対して第1・十分位で80.1%となっており、大きな差はない。

夫婦子1人世帯(有業者あり)における耐久消費財の普及率

	平均	年間収入分位										
		第1・十分位	第1・五十分位	第2・五十分位	第3・五十分位	第4・五十分位	第5・五十分位	第1・五分位	第2・五分位	第3・五分位	第4・五分位	第5・五分位
平均における普及率が70%を超える品目の普及率の平均	86.6%	80.1%	78.6%	77.7%	80.2%	81.9%	82.2%	81.7%	85.2%	86.8%	88.8%	90.6%
電気掃除機	99.0%	98.7%	99.5%	95.9%	99.3%	98.9%	99.8%	98.5%	99.1%	98.6%	99.4%	99.3%
洗濯機	99.0%	98.8%	96.6%	98.1%	99.9%	100.0%	99.1%	98.6%	99.1%	98.5%	99.2%	99.6%
電子レンジ(電子オーブンレンジを含む)	98.2%	98.0%	95.3%	97.5%	99.9%	99.4%	97.8%	98.1%	98.4%	97.5%	98.7%	98.4%
携帯電話(PHSを含む)	96.0%	96.0%	93.4%	95.9%	95.5%	98.0%	97.1%	96.3%	96.4%	94.4%	95.8%	97.4%
茶だんす・食器戸棚	92.3%	90.6%	90.7%	87.0%	86.8%	93.9%	94.5%	90.5%	92.9%	93.4%	93.6%	90.9%
ビデオテープレコーダー	89.9%	82.7%	79.1%	74.8%	83.5%	88.8%	87.4%	85.7%	88.2%	91.3%	91.2%	92.8%
ステレオセット又はCD・MDラジオカセット	89.5%	81.4%	77.2%	78.1%	81.8%	91.0%	79.1%	83.9%	88.0%	88.4%	92.4%	94.8%
カメラ(デジタルを含む)	89.0%	78.8%	75.8%	74.4%	77.4%	82.5%	83.7%	82.0%	87.6%	89.5%	91.6%	94.4%
ルームエアコン	87.4%	76.6%	75.7%	78.7%	80.5%	72.5%	75.5%	81.2%	86.3%	87.5%	87.8%	93.9%
自動炊飯器(遠赤釜 IH型)	87.3%	88.3%	86.2%	87.7%	88.7%	93.4%	85.4%	88.9%	86.5%	87.3%	87.2%	86.6%
パソコン	82.3%	59.4%	54.0%	54.6%	58.7%	60.9%	69.1%	65.1%	77.2%	84.7%	90.8%	93.9%
洋服だんす(作り付けを除く)	77.0%	72.4%	72.7%	69.5%	73.8%	67.0%	78.8%	71.1%	73.7%	78.4%	80.0%	81.9%
カラーテレビ(29インチ未満)	76.1%	76.5%	77.8%	76.7%	77.8%	80.9%	69.4%	77.0%	74.3%	76.9%	76.6%	76.0%
冷蔵庫(300リットル以上)	75.4%	60.2%	55.2%	55.5%	61.6%	57.2%	71.5%	65.0%	75.6%	76.8%	78.3%	81.4%
整理だんす(作り付けを除く)	75.1%	68.3%	70.7%	64.7%	67.8%	68.0%	70.2%	69.8%	72.3%	73.2%	78.5%	81.9%
食堂セット(食卓と椅子のセット)	72.6%	55.2%	58.3%	53.5%	50.2%	57.5%	56.7%	56.0%	67.5%	72.3%	80.4%	86.7%

資料:平成16年全国消費実態調査特別集計

(参考)

	全国											
	平均	年間収入分位										
		第1・十分位	第1・五十分位	第2・五十分位	第3・五十分位	第4・五十分位	第5・五十分位	第1・五分位	第2・五分位	第3・五分位	第4・五分位	第5・五分位
和だんす（作り付けを除く）	50.6%	36.8%	35.8%	32.8%	36.5%	36.1%	42.6%	36.7%	45.0%	50.9%	58.9%	61.5%
洋服だんす（作り付けを除く）	77.0%	72.4%	72.7%	69.5%	73.8%	67.0%	78.8%	71.1%	73.7%	78.4%	80.0%	81.9%
茶だんす・食器戸棚	92.3%	90.6%	90.7%	87.0%	86.8%	93.9%	94.5%	90.5%	92.9%	93.4%	93.6%	90.9%
システムキッチン	48.5%	28.9%	22.9%	30.1%	29.4%	29.5%	32.5%	30.9%	38.1%	48.5%	58.4%	66.5%
給湯器	46.9%	30.1%	27.9%	26.8%	27.4%	33.8%	34.7%	33.8%	37.5%	48.5%	51.3%	63.3%
洗髪洗面化粧台	53.7%	36.9%	30.3%	33.6%	39.0%	42.3%	39.3%	40.6%	46.5%	55.4%	58.8%	67.4%
温水洗浄便座	49.3%	27.0%	22.4%	30.6%	25.1%	26.8%	29.9%	31.2%	39.1%	48.5%	60.0%	67.5%
冷蔵庫（300リットル未満）	28.2%	41.6%	46.6%	42.9%	44.1%	42.7%	31.9%	37.2%	27.0%	25.5%	26.8%	24.3%
冷蔵庫（300リットル以上）	75.4%	60.2%	55.2%	55.5%	61.6%	57.2%	71.5%	65.0%	75.6%	76.8%	78.3%	81.4%
洗濯機	99.0%	98.8%	96.6%	98.1%	99.9%	100.0%	99.1%	98.6%	99.1%	98.5%	99.2%	99.6%
ルームエアコン	87.4%	76.6%	75.7%	78.7%	80.5%	72.5%	75.5%	81.2%	86.3%	87.5%	87.8%	93.9%
ピアノ	22.3%	9.1%	8.3%	8.7%	5.9%	12.6%	10.0%	8.7%	12.9%	19.9%	27.9%	42.1%
DVDレコーダー	34.1%	25.4%	22.5%	25.5%	25.7%	22.3%	30.9%	27.4%	32.5%	30.9%	40.0%	39.8%
ビデオテープレコーダー	89.9%	82.7%	79.1%	74.8%	83.5%	88.8%	87.4%	85.7%	88.2%	91.3%	91.2%	92.8%
プラズマテレビ	2.3%	1.9%	0.0%	4.7%	3.6%	0.0%	1.1%	1.5%	2.2%	2.0%	2.9%	2.9%
液晶テレビ	7.6%	4.1%	4.3%	2.0%	1.8%	4.3%	8.1%	4.7%	6.3%	7.0%	7.7%	12.3%
カラーテレビ（29インチ以上）	41.3%	36.3%	31.6%	43.0%	34.0%	31.5%	41.3%	36.1%	39.0%	40.2%	43.6%	47.2%
カラーテレビ（29インチ未満）	76.1%	76.5%	77.8%	76.7%	77.8%	80.9%	69.4%	77.0%	74.3%	76.9%	76.6%	76.0%
ビデオカメラ（デジタルを含む）	66.4%	54.9%	43.7%	51.3%	55.3%	59.4%	65.0%	57.4%	65.3%	70.7%	69.9%	68.7%
カメラ（デジタルを含む）	89.0%	78.8%	75.8%	74.4%	77.4%	82.5%	83.7%	82.0%	87.6%	89.5%	91.6%	94.4%
パソコン	82.3%	59.4%	54.0%	54.6%	58.7%	60.9%	69.1%	65.1%	77.2%	84.7%	90.8%	93.9%
整理だんす（作り付けを除く）	75.1%	68.3%	70.7%	64.7%	67.8%	68.0%	70.2%	69.8%	72.3%	73.2%	78.5%	81.9%
鏡台（ドレッサー）	54.8%	42.1%	40.8%	36.2%	39.7%	41.2%	52.3%	43.5%	50.9%	55.7%	62.8%	61.3%
ユニット家具（購入価格が20万円以上）	4.8%	2.5%	1.0%	2.4%	1.1%	5.2%	2.9%	2.4%	3.1%	3.5%	5.7%	9.2%
応接セット（3点セット以上）	13.8%	6.2%	4.9%	8.0%	3.6%	7.8%	6.5%	6.5%	9.8%	12.1%	17.2%	23.4%
応接用座卓（食卓を除く）	24.7%	14.0%	14.1%	13.6%	9.7%	18.1%	14.6%	15.3%	18.7%	22.6%	30.5%	36.5%
サイドボード・リビングボード	41.3%	32.1%	22.9%	26.2%	33.0%	41.5%	37.2%	32.7%	36.9%	41.8%	45.9%	49.3%
食堂セット（食卓と椅子のセット）	72.6%	55.2%	58.3%	53.5%	50.2%	57.5%	56.7%	56.0%	67.5%	72.3%	80.4%	86.7%
ベッド・ソファベッド（作り付けを除く）	59.0%	48.8%	45.6%	39.6%	49.5%	53.8%	55.3%	50.4%	55.3%	56.6%	61.7%	70.9%
じゅうたん（5万円以上のもの）	8.2%	3.5%	5.0%	5.7%	2.4%	2.2%	2.3%	3.0%	5.1%	8.0%	9.6%	15.2%
電気掃除機	99.0%	98.7%	99.5%	95.9%	99.3%	98.9%	99.8%	98.5%	99.1%	98.6%	99.4%	99.3%
自動炊飯器（遠赤釜 I H型）	87.3%	88.3%	86.2%	87.7%	88.7%	93.4%	85.4%	88.9%	86.5%	87.3%	87.2%	86.6%
電子レンジ（電子オープンレンジを含む）	98.2%	98.0%	95.3%	97.5%	99.9%	99.4%	97.8%	98.1%	98.4%	97.5%	98.7%	98.4%
食器洗い機	19.9%	11.0%	11.9%	13.4%	8.6%	11.5%	9.4%	11.7%	14.1%	17.5%	23.7%	32.7%
電動ミシン	59.6%	43.1%	36.5%	35.9%	48.9%	52.0%	42.3%	44.7%	53.4%	58.6%	68.0%	73.1%
電気こたつ	64.0%	65.2%	64.5%	72.5%	59.0%	65.9%	64.2%	61.7%	61.7%	65.7%	65.9%	64.8%
太陽熱温水器	4.1%	1.4%	0.0%	0.6%	3.9%	0.0%	2.5%	2.7%	3.2%	2.9%	4.6%	7.0%
書斎・学習用机（ライティングデスクを含む）	55.5%	33.6%	32.3%	28.7%	34.6%	40.6%	32.0%	34.4%	42.1%	51.2%	68.9%	80.7%
ステレオセット又はCD・MDラジオカセット	89.5%	81.4%	77.2%	78.1%	81.8%	91.0%	79.1%	83.9%	88.0%	88.4%	92.4%	94.8%
ファクシミリ（コピー付を含む）	56.1%	38.0%	33.2%	38.1%	39.6%	37.9%	41.3%	41.7%	51.2%	56.4%	61.5%	70.0%
ゴルフ用具一式（ハーフセットを含む）	38.5%	18.3%	16.1%	24.8%	16.6%	15.3%	18.8%	20.2%	29.4%	41.6%	46.1%	55.1%
携帯電話（PHSを含む）	96.0%	96.0%	93.4%	95.9%	95.5%	98.0%	97.1%	96.3%	96.4%	94.4%	95.8%	97.4%

資料：平成16年全国消費実態調査特別集計



## 単身世帯

○単身世帯において普及率が70%を超える品目の普及率の平均をみると、平均が82.7%に対して第1・五分位で78.7%となっており、ほぼ同水準となっている。

(60歳以上の場合)

	平均	年間収入分位					
		第1・十分位	第1・五分位	第2・五分位	第3・五分位	第4・五分位	第5・五分位
平均における普及率が70%を超える品目の普及率の平均	82.7%	77.6%	78.7%	82.3%	83.4%	84.1%	85.0%
電気掃除機	96.0%	92.5%	93.7%	95.7%	95.8%	97.5%	97.2%
洗濯機	94.6%	94.4%	93.4%	96.0%	90.8%	96.4%	96.4%
茶たんす・食器戸棚	92.3%	92.0%	91.6%	91.7%	93.0%	93.9%	91.4%
電子レンジ（電子オーブンレンジを含む）	87.0%	74.3%	77.1%	83.8%	91.0%	90.7%	92.7%
洋服たんす（作り付けを除く）	81.7%	82.0%	77.8%	84.9%	83.6%	81.4%	80.7%
ルームエアコン	78.5%	59.7%	65.5%	77.1%	79.7%	83.9%	86.6%
整理たんす（作り付けを除く）	78.0%	67.4%	72.7%	75.0%	81.5%	79.9%	81.1%
和たんす（作り付けを除く）	76.9%	64.5%	67.1%	76.3%	77.6%	79.7%	83.6%
カラーテレビ（29インチ未満）	75.9%	81.5%	80.3%	74.9%	73.3%	76.9%	73.7%
自動炊飯器（遠赤釜 IH型）	75.3%	73.6%	75.3%	71.2%	75.2%	73.7%	81.4%
電気こたつ	73.5%	71.9%	71.7%	78.3%	76.3%	71.3%	69.8%

資料：平成16年全国消費実態調査特別集計

(参考)

	全国						
	平均	年間収入分位					第5・五分位
		第1・十分位	第1・五分位	第2・五分位	第3・五分位	第4・五分位	
和だんす（作り付けを除く）	76.9%	64.5%	67.1%	76.3%	77.6%	79.7%	83.6%
洋服だんす（作り付けを除く）	81.7%	82.0%	77.8%	84.9%	83.6%	81.4%	80.7%
茶だんす・食器戸棚	92.3%	92.0%	91.6%	91.7%	93.0%	93.9%	91.4%
システムキッチン	36.0%	18.6%	22.3%	29.4%	34.2%	43.1%	51.0%
給湯器	46.3%	33.0%	34.3%	38.5%	46.5%	51.6%	60.4%
洗髪洗面化粧台	47.1%	26.8%	29.5%	41.1%	43.8%	57.0%	64.1%
温水洗浄便座	45.7%	19.8%	20.6%	38.3%	44.8%	58.5%	66.5%
冷蔵庫（300リットル未満）	54.8%	68.0%	64.9%	63.3%	52.1%	49.9%	44.0%
冷蔵庫（300リットル以上）	50.9%	33.7%	34.4%	46.4%	51.2%	58.2%	64.1%
洗濯機	94.6%	94.4%	93.4%	96.0%	90.8%	96.4%	96.4%
ルームエアコン	78.5%	59.7%	65.5%	77.1%	79.7%	83.9%	86.6%
ピアノ	10.6%	2.4%	2.6%	8.0%	7.7%	14.0%	20.7%
DVDレコーダー	5.3%	0.3%	1.2%	4.2%	5.9%	6.5%	8.7%
ビデオテープレコーダー	47.0%	30.5%	29.1%	43.9%	49.1%	50.4%	62.3%
プラズマテレビ	2.2%	0.4%	0.9%	0.4%	1.7%	3.1%	5.0%
液晶テレビ	4.3%	1.2%	2.6%	2.9%	4.1%	5.0%	6.7%
カラーテレビ（29インチ以上）	33.0%	19.8%	21.5%	28.1%	36.3%	34.5%	44.7%
カラーテレビ（29インチ未満）	75.9%	81.5%	80.3%	74.9%	73.3%	76.9%	73.7%
ビデオカメラ（デジタルを含む）	6.7%	4.5%	3.3%	4.0%	6.5%	7.3%	12.3%
カメラ（デジタルを含む）	43.2%	15.2%	21.3%	35.6%	41.7%	54.1%	63.1%
パソコン	18.0%	4.6%	6.2%	9.5%	14.7%	23.2%	36.3%
整理だんす（作り付けを除く）	78.0%	67.4%	72.7%	75.0%	81.5%	79.9%	81.1%
鏡台（ドレッサー）	58.0%	46.9%	49.2%	58.3%	60.4%	58.9%	63.4%
ユニット家具（購入価格が20万円以上）	2.9%	1.0%	0.5%	2.1%	1.2%	3.9%	6.7%
応接セット（3点セット以上）	25.0%	11.3%	12.7%	14.7%	22.3%	32.8%	42.4%
応接用座卓（食卓を除く）	34.2%	18.1%	16.0%	31.0%	32.3%	45.4%	46.4%
サイドボード・リビングボード	33.8%	20.6%	20.6%	29.1%	38.0%	38.0%	43.1%
食堂セット（食卓と椅子のセット）	62.8%	35.3%	42.6%	54.1%	64.4%	75.6%	77.1%
ベッド・ソファベッド（作り付けを除く）	48.4%	36.2%	39.0%	46.4%	48.9%	51.5%	56.2%
じゅうたん（5万円以上のもの）	20.6%	6.7%	6.4%	13.0%	21.0%	24.1%	38.3%
電気掃除機	96.0%	92.5%	93.7%	95.7%	95.8%	97.5%	97.2%
自動炊飯器（遠赤釜 IH型）	75.3%	73.6%	75.3%	71.2%	75.2%	73.7%	81.4%
電子レンジ（電子オーブンレンジを含む）	87.0%	74.3%	77.1%	83.8%	91.0%	90.7%	92.7%
食器洗い機	6.5%	1.6%	1.7%	5.5%	3.3%	10.6%	11.3%
電動ミシン	37.0%	23.6%	27.5%	36.8%	41.5%	40.7%	38.5%
電気こたつ	73.5%	71.9%	71.7%	78.3%	76.3%	71.3%	69.8%
太陽熱温水器	4.7%	4.8%	3.4%	3.5%	4.0%	7.6%	5.1%
書斎・学習用机（ライティングデスクを含む）	29.6%	14.0%	12.9%	17.0%	27.0%	36.4%	54.8%
ステレオセット又はCD・MDラジオカセット	40.0%	18.9%	21.3%	31.8%	42.6%	52.7%	51.8%
ファクシミリ（コピー付を含む）	19.6%	6.5%	7.7%	13.8%	18.7%	28.5%	29.5%
ゴルフ用具一式（ハーフセットを含む）	10.9%	2.1%	2.9%	6.1%	11.9%	14.1%	19.7%
携帯電話（PHSを含む）	32.6%	13.0%	18.0%	25.8%	34.2%	39.1%	46.0%

資料：平成16年全国消費実態調査特別集計

# ○ 一般世帯における購入頻度について

## 夫婦子1人(有業者あり)世帯

○夫婦子1人(有業者あり)世帯の第3・五分位において年間1回以上の購入頻度がある費目は、食事代、喫茶代、飲酒代、婦人用スラックス、他の男子用シャツ、他の婦人用シャツ、婦人用セーター、子供用シャツ、男子用下着類、女子用下着類、子供用下着類、婦人靴、新聞、国内パック旅行費、映画・演劇等入場料、インターネット接続料、理髪料・パーマ代・カット代、贈与金、つきあい費であり、おおむね遜色ない。(次頁参照)

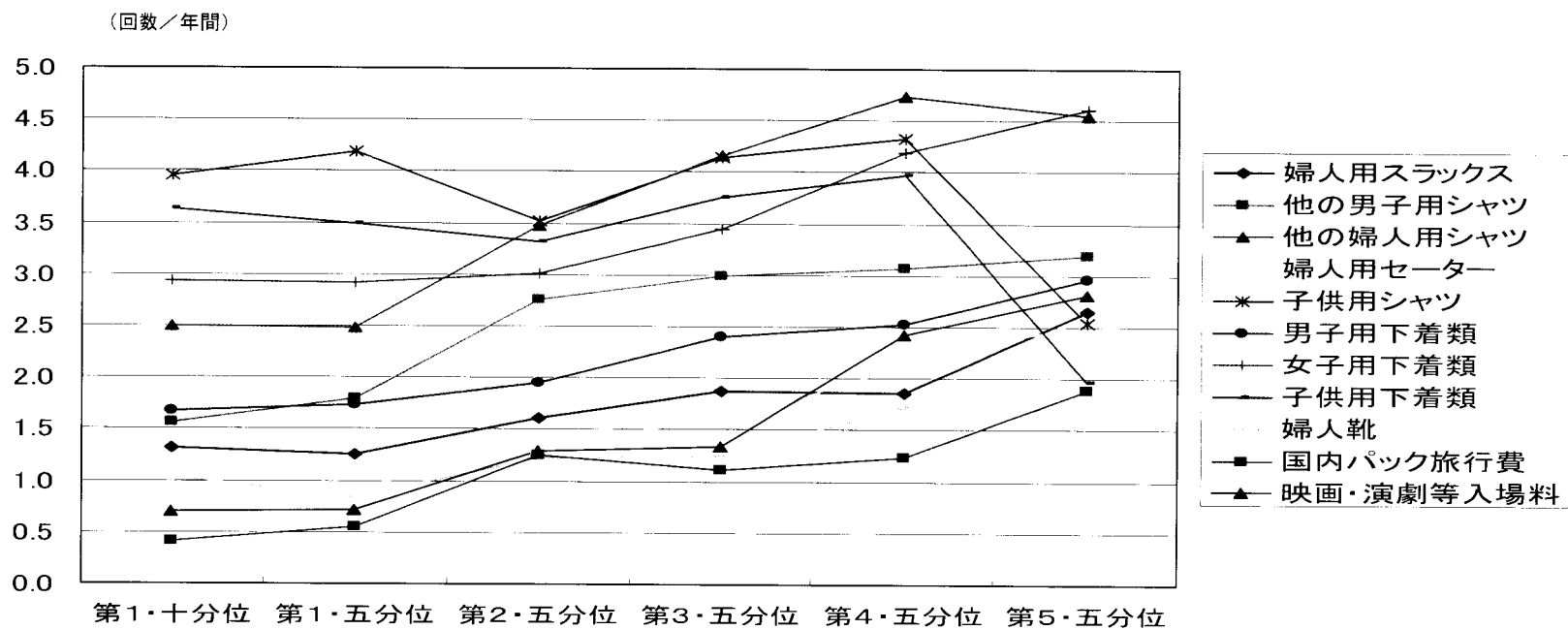
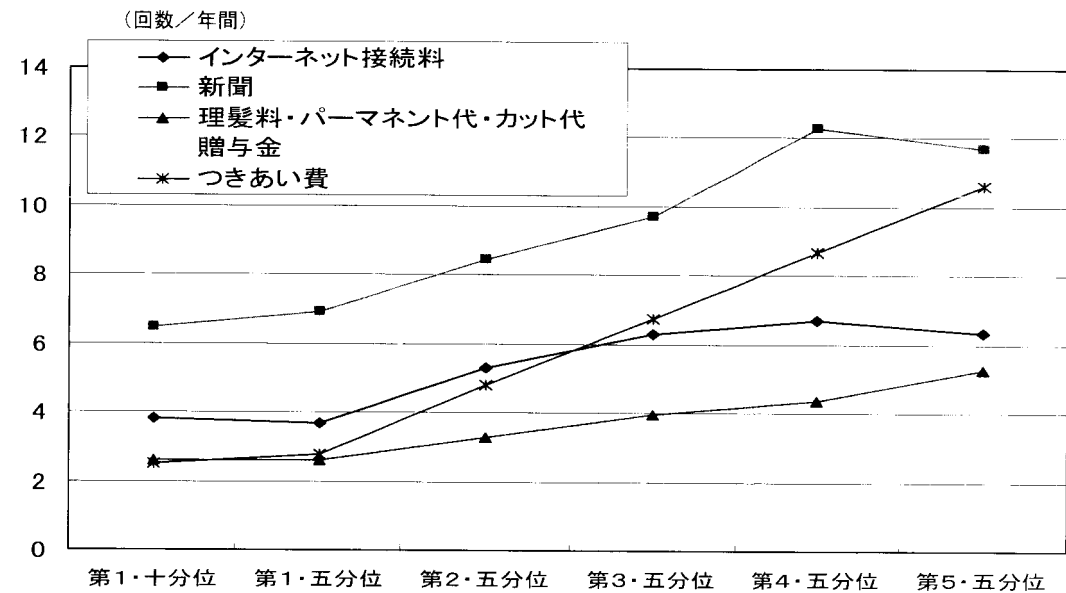
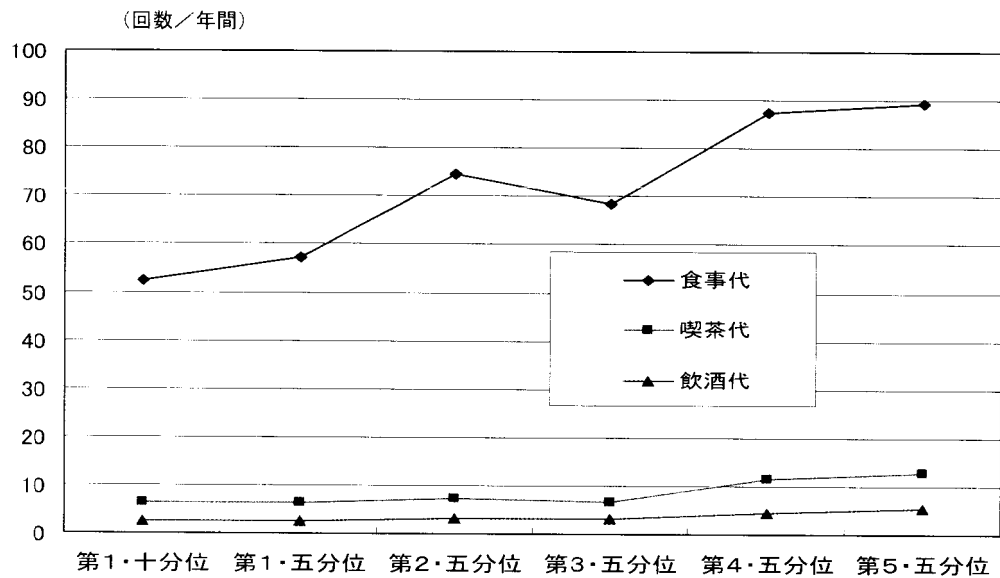
(回数/年間)

	全国											
	平均	年間収入分位										
		第1・十分位	第1・五分位	第2・五分位	第3・五分位	第4・五分位	第5・五分位	第1・五分位	第2・五分位	第3・五分位	第4・五分位	第5・五分位
集計世帯数	9,473	1,109	217	206	256	227	203	2,095	1,800	1,837	1,924	1,816
食料	88.37	61.53	41.22	68.83	65.33	52.23	80.04	66.42	85.11	78.68	103.88	107.76
食事代	75.46	52.55	37.19	58.95	55.80	44.70	66.09	57.25	74.55	68.58	87.60	89.32
喫茶代	9.05	6.53	2.87	7.13	6.27	5.34	11.03	6.53	7.28	6.76	11.66	13.02
飲酒代	3.86	2.45	1.17	2.75	3.25	2.19	2.91	2.64	3.28	3.33	4.61	5.42
被服及び履物	29.83	23.19	18.66	20.10	23.85	20.59	32.75	23.23	26.49	30.39	34.79	34.25
背広服	0.19	0.09	0.09	0.05	0.24	0.08	0.01	0.12	0.11	0.18	0.24	0.32
男子用上着	0.13	0.05	0.04	0.01	0.12	0.10	0.00	0.07	0.09	0.15	0.17	0.19
男子用ズボン	0.98	0.72	0.53	0.47	1.49	0.52	0.62	0.79	0.90	0.79	1.02	1.38
婦人服	0.49	0.32	0.25	0.35	0.45	0.08	0.49	0.31	0.46	0.48	0.50	0.69
スカート	0.73	0.43	0.05	0.18	0.82	0.30	0.77	0.50	0.46	0.49	1.04	1.16
婦人用スラックス	1.85	1.33	1.13	0.93	1.83	0.99	1.76	1.25	1.61	1.88	1.86	2.66
ワイシャツ	0.65	0.27	0.25	0.32	0.29	0.31	0.18	0.29	0.49	0.57	0.77	1.13
他の男子用シャツ	2.77	1.58	1.40	1.32	1.46	1.30	2.39	1.80	2.77	2.99	3.08	3.19
男子用セーター	0.32	0.30	0.44	0.21	0.40	0.44	0.03	0.25	0.27	0.45	0.31	0.34
ブラウス	0.77	0.43	0.08	0.56	0.59	0.34	0.58	0.41	0.56	0.76	1.00	1.13
他の婦人用シャツ	3.88	2.50	1.91	2.49	1.52	2.11	4.47	2.48	3.48	4.16	4.74	4.56
婦人用セーター	1.71	0.98	0.59	0.78	1.05	0.54	1.95	0.91	1.35	1.60	2.12	2.57
子供用シャツ	3.75	3.95	4.15	2.52	3.66	3.64	5.79	4.19	3.52	4.14	4.34	2.55
子供用セーター	0.30	0.22	0.17	0.07	0.44	0.27	0.13	0.21	0.31	0.32	0.43	0.23
男子用下着類	2.32	1.68	0.91	2.48	1.70	1.52	1.79	1.74	1.95	2.40	2.53	2.96
女子用下着類	3.64	2.94	1.43	3.14	2.75	2.77	4.61	2.92	3.02	3.45	4.20	4.62
子供用下着類	3.31	3.64	4.02	2.23	3.73	3.36	4.84	3.49	3.32	3.76	3.97	1.98
男子靴	0.69	0.72	0.43	0.79	0.39	0.82	1.17	0.65	0.60	0.57	0.75	0.90
婦人靴	1.35	1.04	0.80	1.20	0.92	1.11	1.17	0.85	1.22	1.24	1.72	1.70
教養娯楽	19.45	11.83	10.84	13.11	10.78	10.22	14.19	12.49	17.29	19.24	24.00	24.24
新聞	9.83	6.47	6.76	6.91	5.92	4.79	7.95	6.95	8.46	9.72	12.31	11.72
宿泊料	0.96	0.43	0.34	0.87	0.52	0.23	0.19	0.55	0.91	0.74	1.27	1.32
国内パック旅行費	1.22	0.42	0.27	0.43	0.41	0.33	0.66	0.56	1.25	1.11	1.25	1.90
外国パック旅行費	0.05	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.05	0.01	0.05	0.14
映画・演劇等入場料	1.71	0.70	0.37	0.44	0.90	1.21	0.57	0.72	1.29	1.33	2.43	2.81
インターネット接続料	5.68	3.81	3.11	4.44	3.02	3.66	4.82	3.70	5.33	6.32	6.70	6.36
その他の消費支出	18.47	9.43	6.62	11.67	8.55	8.88	11.41	10.29	15.21	18.53	21.85	26.48
理髪料・パーマ代・カット代	3.90	2.59	2.27	3.37	1.84	2.36	3.10	2.62	3.29	3.95	4.37	5.26
贈与金	7.85	4.30	2.65	5.95	5.01	4.28	3.59	4.90	7.12	7.85	8.77	10.61
つきあい費	6.73	2.54	1.70	2.35	1.69	2.24	4.72	2.77	4.81	6.73	8.71	10.61

※1 「購入頻度」は、調査世帯が当該項目を家計簿に1世帯当たり何回記入したかを示すもの。

※2 「集計世帯数」は、1年間における延べ世帯数。

資料：平成16年家計調査特別集計



# 単身世帯

○単身世帯の第3・五分位において年間1回以上の購入頻度がある費目は、食事代、喫茶代、飲酒代、婦人用スラックス、他の婦人用シャツ、婦人用セーター、女子用下着類、新聞、国内パック旅行費、理髪料・パーマ代・カット代、贈与金であり、おむね遜色ない。(次頁参照)

(60歳以上の場合)

(回数/年間)

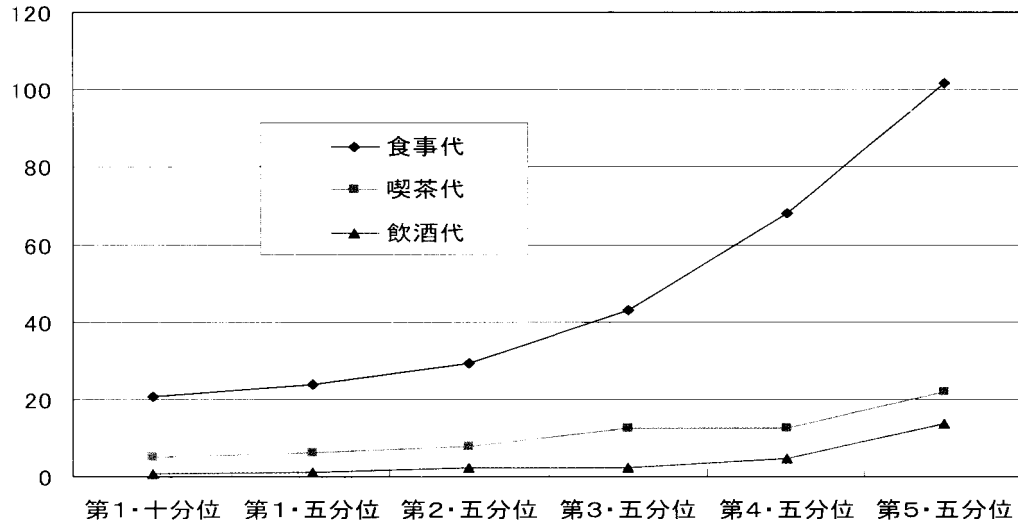
	全国						
	平均	年間収入分位					第5・五分位
		第1・十分位	第1・五分位	第2・五分位	第3・五分位	第4・五分位	
集計世帯数	4,968	480	991	963	1,018	1,031	965
食料	70.48	26.33	31.80	39.83	57.73	85.50	137.55
食事代	53.26	20.55	24.04	29.45	43.08	67.99	101.76
喫茶代	12.28	5.16	6.41	7.91	12.42	12.67	21.99
飲酒代	4.94	0.62	1.35	2.47	2.24	4.84	13.80
被服及び履物	10.10	7.34	7.51	8.93	10.02	10.94	13.10
背広服	0.02	0.00	0.02	0.00	0.00	0.02	0.07
男子用上着	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00	0.03	0.16
男子用ズボン	0.19	0.00	0.01	0.13	0.20	0.17	0.45
婦人服	0.30	0.10	0.22	0.18	0.32	0.44	0.36
スカート	0.29	0.26	0.22	0.23	0.18	0.34	0.46
婦人用スラックス	1.00	0.57	0.63	0.96	1.27	1.17	0.96
ワイシャツ	0.10	0.00	0.01	0.05	0.01	0.15	0.28
他の男子用シャツ	0.47	0.03	0.06	0.35	0.26	0.26	1.42
男子用セーター	0.07	0.03	0.02	0.03	0.11	0.07	0.11
ブラウス	0.80	0.36	0.42	0.71	0.83	0.99	1.07
他の婦人用シャツ	1.43	1.27	1.05	1.57	1.50	1.62	1.42
婦人用セーター	1.06	0.81	0.83	1.06	1.04	1.06	1.31
子供用シャツ	0.10	0.09	0.09	0.01	0.09	0.14	0.19
子供用セーター	0.01	0.02	0.03	0.01	0.02	0.01	0.00
男子用下着類	0.76	0.49	0.42	0.70	0.59	0.93	1.14
女子用下着類	2.53	2.66	2.76	2.27	2.59	2.55	2.51
子供用下着類	0.08	0.03	0.04	0.05	0.10	0.06	0.17
男子靴	0.16	0.04	0.08	0.03	0.09	0.21	0.41
婦人靴	0.67	0.57	0.62	0.58	0.83	0.70	0.64
教養娯楽	15.31	9.19	9.67	10.82	16.71	17.82	21.51
新聞	10.63	8.03	7.79	8.74	12.86	11.48	12.26
宿泊料	0.84	0.08	0.19	0.25	0.71	1.02	2.01
国内パック旅行費	1.83	0.76	1.20	1.10	1.78	2.55	2.53
外国パック旅行費	0.10	0.11	0.06	0.03	0.13	0.10	0.17
映画・演劇等入場料	1.33	0.16	0.32	0.55	0.87	1.97	2.93
インターネット接続料	0.59	0.05	0.10	0.15	0.37	0.70	1.61
その他の消費支出	18.42	11.25	13.12	14.21	19.17	22.01	23.60
理髪料・パーマ代・カット代	4.74	2.71	3.22	3.93	4.59	5.65	6.29
贈与金	13.53	8.48	9.82	10.19	14.53	16.21	16.91
つきあい費	0.15	0.06	0.07	0.09	0.04	0.14	0.39

※1 「購入頻度」は、調査世帯が当該項目を家計簿に1世帯当たり何回記入したかを示すもの。

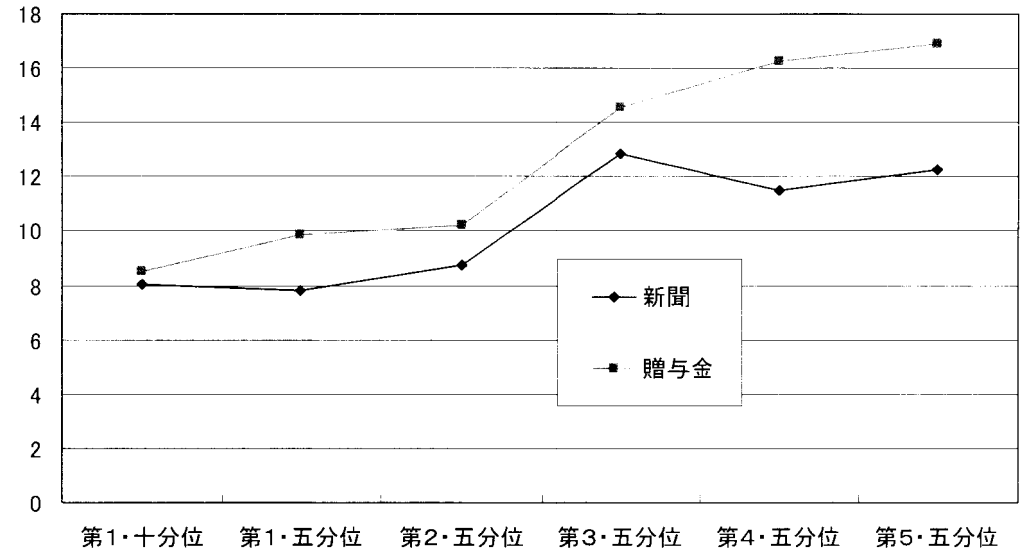
※2 「集計世帯数」は、1年間における延べ世帯数。

資料：平成16年家計調査特別集計

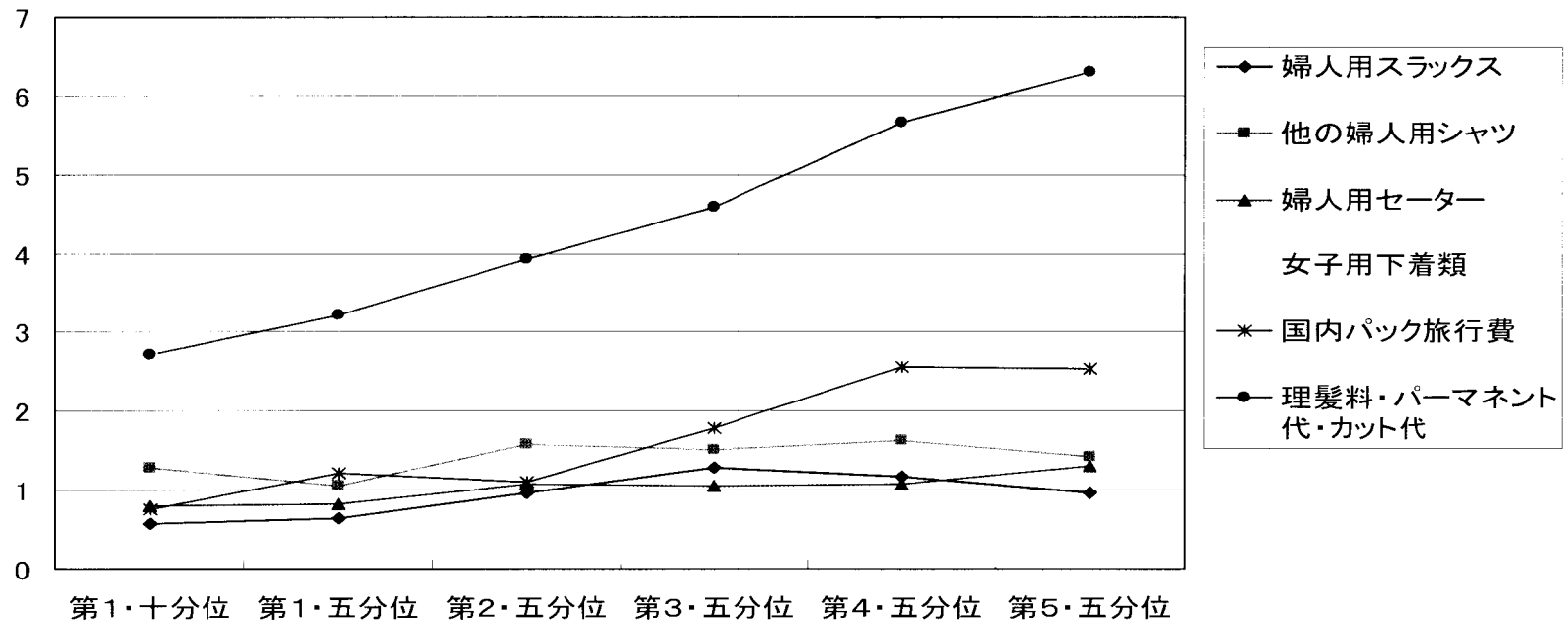
(回数/年間)



(回数/年間)



(回数/年間)



○ 被保護世帯における消費実態等について

○被保護単身世帯における家計全体の状況を見ると、実収入と実支出の差額が15,645円となっている。

(60歳以上の場合)

単位:円

総収入	223,829	総支出	223,829	差額(収入－支出)
実収入	119,600	実支出	103,955	15,645
勤め先収入	3,118	消費支出	102,574	
内職収入	467	食料	31,655	
生活保護給付	94,603	住居	31,166	
国民年金等	15,388	光熱・水道	8,049	
その他の社会保障給付	2,647	家具・家事用品	3,864	
仕送り金品	240	被服及び履物	2,918	
その他の収入	3,138	保健医療	2,514	
		交通・通信	6,723	
		教育	0	
		教養娯楽	5,203	
		その他の消費支出	10,482	
		非消費支出	1,381	
実収入以外の収入	74,093	実支出以外の支出	88,401	△ 14,308
貯金引出(※)	72,311	貯金(※)	84,065	△ 11,754
保険取金	0	保険掛け金	85	△ 85
借入金	337	借金返済	2,536	△ 2,199
月賦	230	月賦払	460	△ 230
掛買	867	掛買払	706	161
その他	348	その他	550	△ 202
前月からの繰入金	29,689	翌月への繰越金	30,721	△ 1,032
記入不備等	446	記入不備等	752	△ 306

資料: 社会保障生計調査(平成16年度)

※ 実収入以外の収入の貯金引出は、保護費の金融機関からの引き出しを含むものであり、実支出以外の支出の貯金は、保護費の金融機関への預け入れを含むものである。

(参考) 被保護単身世帯の消費支出額

(60歳以上の場合)

単位:円

世帯数	1,332
消費支出額	102,574
生活扶助相当額	67,871
食料	31,655
穀類	3,693
魚介類	3,246
肉類	1,391
乳卵類	1,561
野菜・海草	5,533
果物	1,745
油脂・調味料	1,664
菓子類	1,691
調理食品	4,803
飲料	2,587
酒類	532
一般外食	3,211
光熱・水道	8,049
家具・家事用品	3,864

被服及び履物	2,918
和服	33
他の洋服	614
シャツ・セーター類	501
下着類	567
生地・糸類	60
他の被服	294
履物類	365
被服関連サービス	485
保健医療	2,163
交通通信	6,369
教養娯楽	5,081
教養娯楽用耐久財	118
教養娯楽用品	1,353
書籍他の印刷物	2,288
教養娯楽サービス	1,322
その他の消費支出	7,773
諸雑費等	6,624
交際費	1,149

資料：社会保障生計調査（平成16年度）



(参考) 被保護世帯の耐久消費財の普及状況

○ 被保護単身世帯(60歳以上の場合)

	被保護 全世帯	被保護 単身世帯
一般単身世帯(60歳以上の場合)の平均における普及率が70%を超える耐久消費財の普及率の平均	72.9%	69.4%
和だんす(作り付けを除く)	44.2%	44.1%
洋服だんす(作り付けを除く)	65.8%	58.8%
茶だんす・食器戸棚	82.9%	84.7%
洗濯機	93.3%	82.9%
ルームエアコン	54.5%	51.2%
テレビ	97.9%	97.1%
整理だんす(作り付けを除く)	53.4%	52.4%
電気掃除機	91.5%	86.5%
自動炊飯器(遠赤釜・IH型)	77.8%	68.2%
電子レンジ(電子オープンレンジを含む)	81.9%	77.6%
電気こたつ	58.6%	59.4%

資料: 厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成19年5月時点)

(参考) 一般単身世帯(60歳以上の場合)

一般単身世帯 第1・十分位	一般単身世帯 第1・五分位
77.6%	78.7%
64.5%	67.1%
82.0%	77.8%
92.0%	91.6%
94.4%	93.4%
59.7%	65.5%
81.5%	80.3%
67.4%	72.7%
92.5%	93.7%
73.6%	75.3%
74.3%	77.1%
71.9%	71.7%

資料: 平成16年全国消費実態調査特別集計

## 2 体系の検証に用いたデータ

### ○ 世帯人数別の生活扶助基準額の検証

- ほぼ全ての費目でスケールメリット(規模の経済)がはたらいている。
- 多人数世帯において、生活扶助基準額と消費支出額の乖離が大きくなっている。
- 世帯人数別の消費支出額の指数は、第1類費と第2類費とで大きな差はなく、同様のスケールメリットがはたらいている。

世帯人員別にみた消費支出額(有業者有り世帯)と生活扶助基準額の比較

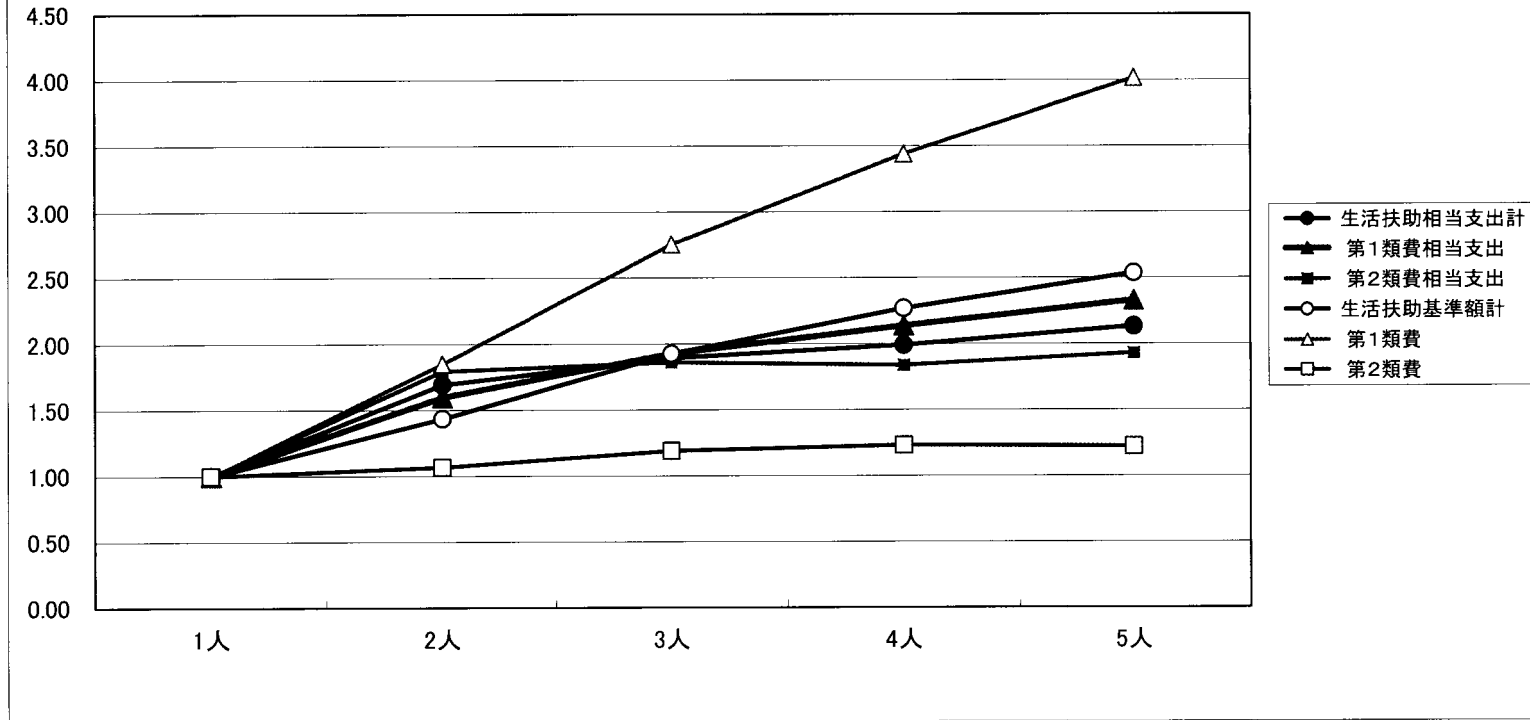
	消費支出額(円)					指数(1人=1.00)					費目別構成割合				
	1人	2人	3人	4人	5人	1人	2人	3人	4人	5人	1人	2人	3人	4人	5人
集計世帯数	639	2,493	2,575	2,574	1,195										
生活扶助相当支出計	88,080	149,211	166,949	175,497	188,066	1.00	1.69	1.90	1.99	2.14	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
第1類費相当支出	44,875	71,736	86,580	96,057	104,712	1.00	1.60	1.93	2.14	2.33	50.9%	48.1%	51.9%	54.7%	55.7%
第2類費相当支出	43,205	77,476	80,370	79,441	83,354	1.00	1.79	1.86	1.84	1.93	49.1%	51.9%	48.1%	45.3%	44.3%
食料	28,425	47,427	55,073	59,308	66,862	1.00	1.67	1.94	2.09	2.35	32.3%	31.8%	33.0%	33.8%	35.6%
住居(修繕材料)	87	527	336	222	355	1.00	6.06	3.86	2.55	4.08	0.1%	0.4%	0.2%	0.1%	0.2%
光熱・水道	8,059	14,824	17,233	18,365	21,413	1.00	1.84	2.14	2.28	2.66	9.1%	9.9%	10.3%	10.5%	11.4%
家具・家事用品	3,567	6,540	7,096	6,932	7,347	1.00	1.83	1.99	1.94	2.06	4.0%	4.4%	4.3%	3.9%	3.9%
被服及び履物	6,423	6,429	7,764	9,050	9,026	1.00	1.00	1.21	1.41	1.41	7.3%	4.3%	4.7%	5.2%	4.8%
保健医療	1,956	3,898	3,900	3,884	3,897	1.00	1.99	1.99	1.99	1.99	2.2%	2.6%	2.3%	2.2%	2.1%
交通・通信	9,980	10,856	14,039	15,352	16,393	1.00	1.09	1.41	1.54	1.64	11.3%	7.3%	8.4%	8.7%	8.7%
教育	2	220	791	2,176	2,760	1.00	110	396	1,088	1,380	0.0%	0.1%	0.5%	1.2%	1.5%
教養娯楽	12,553	16,563	17,250	19,738	21,327	1.00	1.32	1.37	1.57	1.70	14.3%	11.1%	10.3%	11.2%	11.3%
その他の消費支出	17,029	41,927	43,468	40,471	38,686	1.00	2.46	2.55	2.38	2.27	19.3%	28.1%	26.0%	23.1%	20.6%
諸雑費	8,071	13,839	14,046	13,376	13,612	1.00	1.71	1.74	1.66	1.69	9.2%	9.3%	8.4%	7.6%	7.2%
こづかい(使途不明)	22	7,546	12,753	14,286	13,792	1.00	343.00	579.68	649.36	626.91	0.0%	5.1%	7.6%	8.1%	7.3%
交際費	8,131	18,186	13,803	11,201	9,510	1.00	2.24	1.70	1.38	1.17	9.2%	12.2%	8.3%	6.4%	5.1%
仕送り金	804	2,356	2,866	1,608	1,773	1.00	2.93	3.56	2.00	2.21	0.9%	1.6%	1.7%	0.9%	0.9%
生活扶助基準計(1類+2類)	75,393	108,216	145,354	171,350	191,377	1.00	1.44	1.93	2.27	2.54	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
第1類費	35,449	65,603	97,796	122,107	142,581	1.00	1.85	2.76	3.44	4.02	47.0%	60.6%	67.3%	71.3%	74.5%
第2類費	39,944	42,613	47,558	49,242	48,797	1.00	1.07	1.19	1.23	1.22	53.0%	39.4%	32.7%	28.7%	25.5%

資料:平成16年全国消費実態調査特別集計

注1 消費支出額は世帯人員別の年間収入第1・五分位に属する世帯の平均額

注2 生活扶助基準額は、全国消費実態調査の当該世帯のそれぞれの年齢、世帯人員、級地に対応した額を算出し、その平均を用いた。

世帯人員別にみた消費支出額と生活扶助基準の比較



世帯人員別にみた消費支出額(有業者有り世帯)と生活扶助基準額の比較

	1人	2人	3人	4人	5人
生活扶助相当支出計	1.00	1.69	1.90	1.99	2.14
第1類費相当支出	1.00	1.60	1.93	2.14	2.33
第2類費相当支出	1.00	1.79	1.86	1.84	1.93
生活扶助基準額計	1.00	1.44	1.93	2.27	2.54
第1類費	1.00	1.85	2.76	3.44	4.02
第2類費	1.00	1.07	1.19	1.23	1.22

資料:平成16年全国消費実態調査特別集計

注1 消費支出額は世帯人員別の年間収入第1・五分位に属する世帯の平均額

注2 生活扶助基準額は、全国消費実態調査の当該世帯のそれぞれの年齢、世帯人員、級地に対応した額を算出し、その平均を用いた。

## ○ 年齢別の生活扶助基準額の検証

単身世帯(20歳以上)の生活扶助相当支出額を「60歳～69歳」の額を1.00とした指数で見ると、「20～39歳」は1.09、「40～59歳」は1.08、「70歳以上」は0.88となっている。

単身世帯（20歳以上）の年齢区別にみた消費支出額

単位：円

	20歳～39歳	40歳～59歳	60歳～69歳	70歳以上	20歳～39歳	40歳～59歳	60歳～69歳	70歳以上
集計世帯数	971	520	704	940				
生活扶助相当支出計	117,687	116,198	108,001	95,407	1.09	1.08	1.00	0.88
第1類費相当支出計	65,000	57,435	47,982	41,245	1.35	1.20	1.00	0.86
第2類費相当支出計	52,687	58,763	60,019	54,162	0.88	0.98	1.00	0.90
食料	35,941	35,355	32,428	28,761	1.11	1.09	1.00	0.89
住居	189	503	615	178	0.31	0.82	1.00	0.29
光熱・水道	7,426	8,817	10,123	9,337	0.73	0.87	1.00	0.92
家具・家事用品	3,246	4,488	4,247	4,176	0.76	1.06	1.00	0.98
被服及び履物	12,547	8,419	5,717	4,270	2.19	1.47	1.00	0.75
保健医療	1,881	2,007	3,175	2,970	0.59	0.63	1.00	0.94
交通・通信	13,842	11,110	8,476	6,829	1.63	1.31	1.00	0.81
交通	4,646	3,663	3,008	2,552	1.54	1.22	1.00	0.85
通信	9,107	7,383	5,370	4,245	1.70	1.37	1.00	0.79
教育	1	0	3	0	0.32	0.11	1.00	0.11
教養娯楽	22,255	17,437	14,085	12,553	1.58	1.24	1.00	0.89
その他の消費支出	20,359	28,062	29,132	26,333	0.70	0.96	1.00	0.90
諸雑費	9,969	11,329	12,735	9,056	0.78	0.89	1.00	0.71
こづかい（使途不明）	206	137	53	138	3.89	2.59	1.00	2.61
交際費	9,315	14,486	16,031	16,767	0.58	0.90	1.00	1.05
仕送り金	869	2,111	312	372	2.78	6.76	1.00	1.19

資料：平成16年全国消費実態調査特別集計

注 『20～59歳における年間収入：第1～3・五分位の世帯』及び『60歳以上における「年間収入＋（貯蓄残高－負債残高）／平均余命」：第1～3・五分位の世帯』を抽出して集計

単身世帯（20歳以上）の年齢区別にみた生活扶助基準額

単位：円

	20歳～40歳	41歳～59歳	60歳～69歳	70歳以上	20歳～40歳	41歳～59歳	60歳～69歳	70歳以上
生活扶助基準額	83,700	81,610	79,530	75,770	1.05	1.03	1.00	0.95
第1類費	40,270	38,180	36,100	32,340	1.12	1.06	1.00	0.90
第2類費	43,430	43,430	43,430	43,430	1.00	1.00	1.00	1.00

(参考)費目別に消費支出に年齢差があるか

○統計的分析によると、ほぼ全ての費目で年齢別の消費支出額に差がみられる。

単身世帯（20歳以上）の年齢区分別に見た消費支出額

単位：円

	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳以上	差の有無
集計世帯数	704	268	153	367	306	398	399	541	
生活扶助相当支出計	119,473	114,067	127,146	111,117	108,716	107,459	99,806	92,043	○
第1類費相当支出計	68,079	58,761	64,724	54,052	49,898	46,529	45,137	38,269	○
第2類費相当支出計	51,394	55,306	62,422	57,065	58,818	60,930	54,670	53,774	○
食料	36,132	35,554	38,667	33,818	33,571	31,561	30,406	27,503	○
住居	66	438	107	686	381	793	108	231	—
光熱・水道	6,900	8,489	8,797	8,827	10,451	9,875	9,496	9,215	○
家具・家事用品	3,158	3,425	4,808	4,339	4,307	4,202	4,127	4,214	○
被服及び履物	14,299	8,997	11,075	7,186	5,954	5,537	5,217	3,546	○
保健医療	1,657	2,334	2,163	1,934	3,492	2,935	2,353	3,442	○
交通・通信	15,098	11,297	13,118	10,178	8,825	8,211	7,030	6,675	○
交通	5,664	2,583	3,243	3,858	3,003	3,012	2,645	2,481	○
通信	9,301	8,714	9,835	6,246	5,608	5,190	4,321	4,187	○
教育	1	0	0	0	7	0	1	0	—
教養娯楽	22,297	22,170	20,431	16,048	13,313	14,670	12,220	12,808	○
その他の消費支出	19,865	21,362	27,980	28,100	28,415	29,674	28,851	24,408	○
諸雑費	9,458	11,006	10,070	11,913	11,995	13,296	10,003	8,333	○
こづかい（使途不明）	256	105	324	50	107	12	218	77	—
交際費	9,055	9,843	13,175	15,094	16,011	16,046	18,085	15,759	○
仕送り金	1,096	409	4,411	1,043	302	320	545	239	○

資料：平成16年全国消費実態調査特別集計

注1 『20～59歳における年間収入：第1～3・五分位の世帯』及び『60歳以上における「年間収入＋（貯蓄残高－負債残高）／平均余命」：第1～3・五分位の世帯』を抽出して集計

注2 一元配置分散分析により、5%水準で年齢による有意な差のある項目は○、ない項目は—

### 3 地域差の検証に用いたデータ

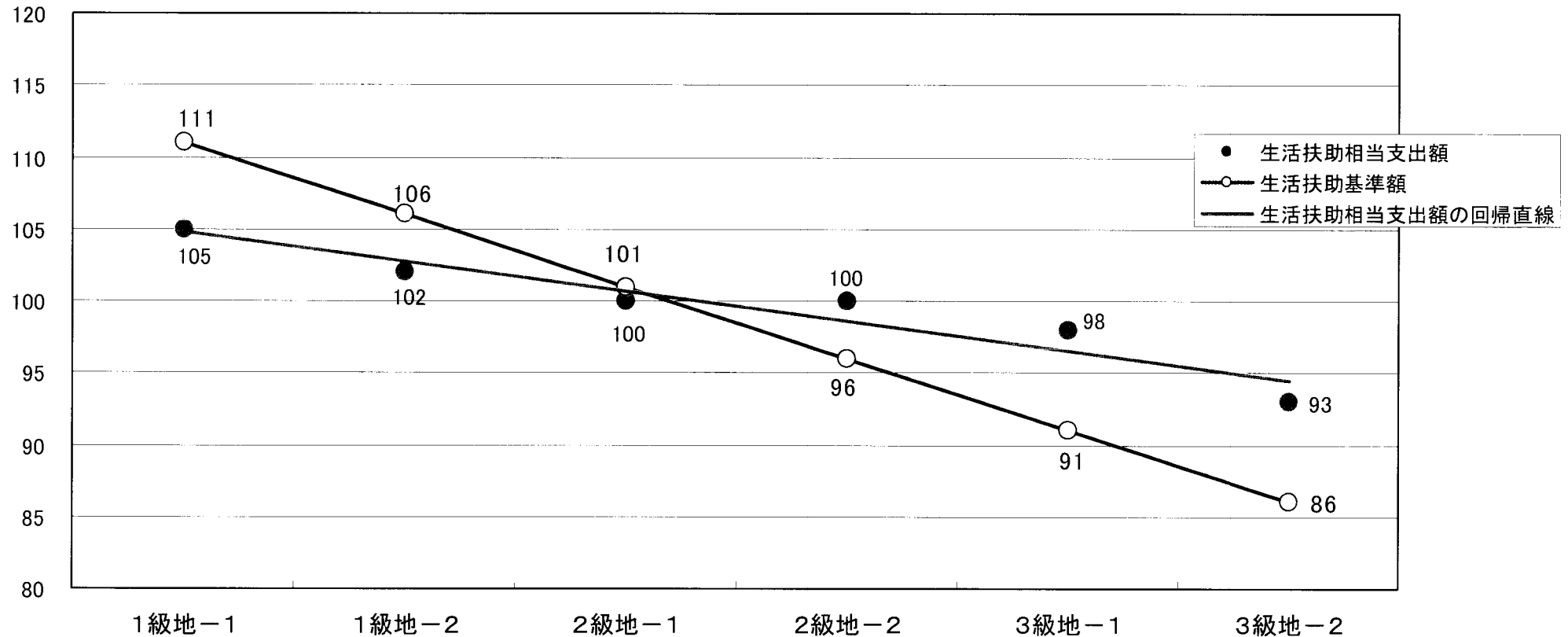
#### ○ 一般世帯の生活扶助相当支出額と生活扶助基準額の地域差の比較

生活扶助基準額の地域差は、一般世帯の生活扶助相当支出額の地域差よりも大きくなっている。

#### ①2人以上全世帯(1人あたり)、全収入階級

### 一般世帯の生活扶助相当支出額と生活扶助基準額の比較

指数(全国平均=100)



資料:平成16年全国消費実態調査特別集計

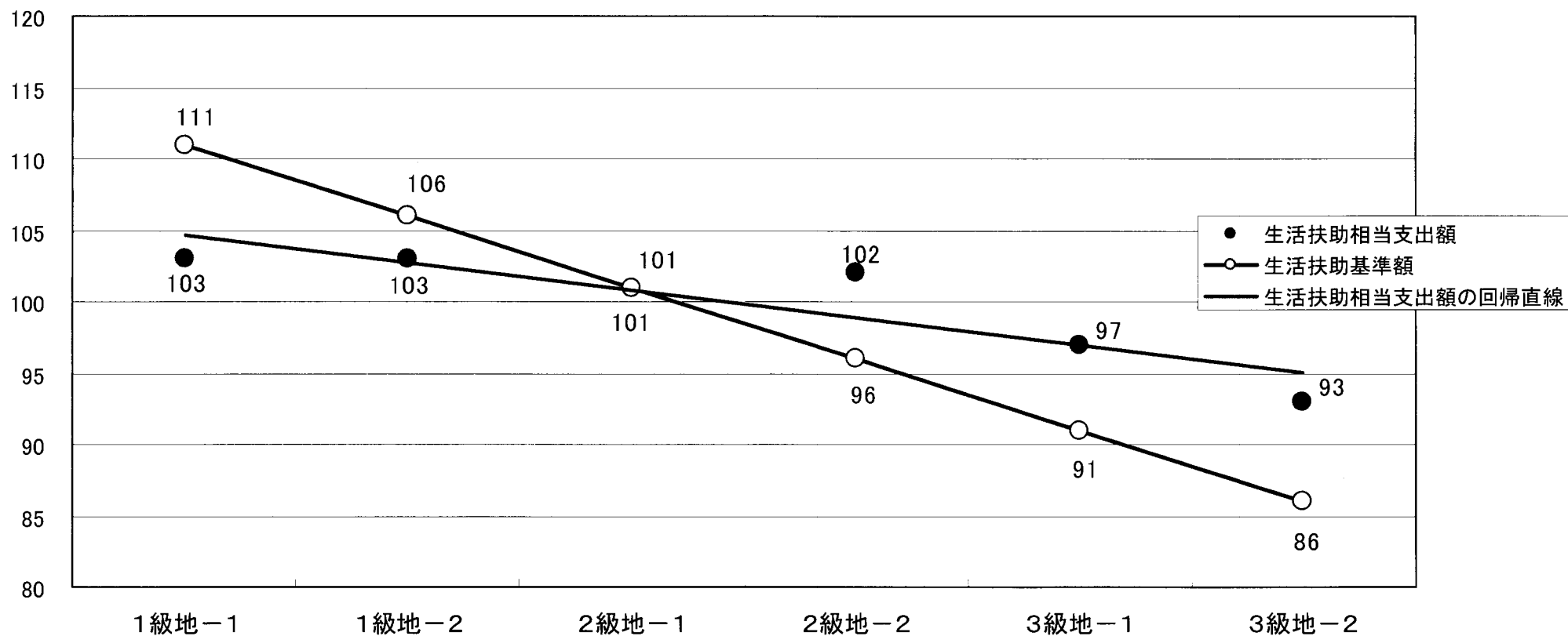
注1)1人あたりの生活扶助相当支出額は「1世帯あたりの生活扶助相当支出額」÷「平均世帯人員の平方根」で算出した。

注2)生活扶助基準の全国平均は、全国消費実態調査の級地別世帯数によるウェイトで加重平均して算出した。

②2人以上全世帯(1人あたり)、年間収入第1～3・五分位

一般世帯の生活扶助相当支出額と生活扶助基準額の比較

指数(全国平均=100)



資料:平成16年全国消費実態調査特別集計

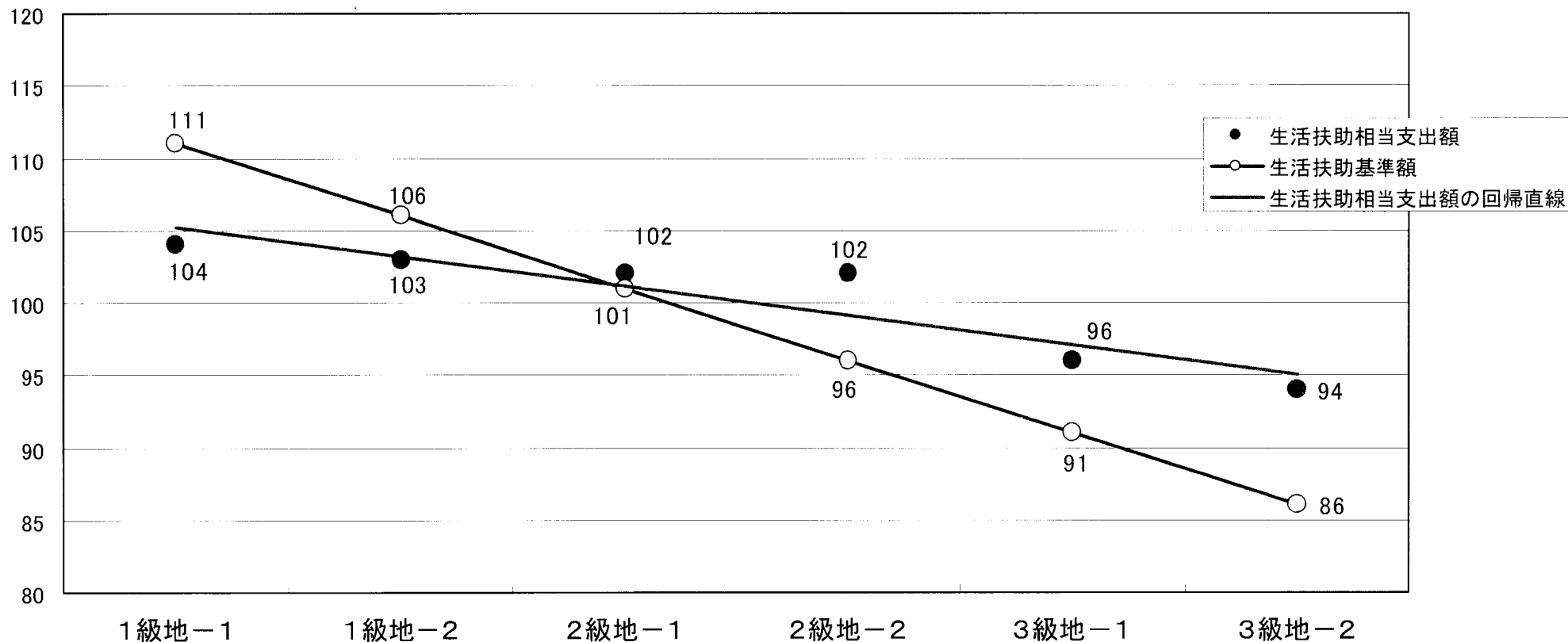
注1)1人あたりの生活扶助相当支出額は「1世帯あたりの生活扶助相当支出額」÷「平均世帯人員の平方根」で算出した。

注2)生活扶助基準の全国平均は、全国消費実態調査の級地別世帯数によるウエイトで加重平均して算出した。

③2人以上全世帯(1人あたり)、年間収入第1・五分位

一般世帯の生活扶助相当支出額と生活扶助基準額の比較

指数(全国平均=100)



資料:全国消費実態調査特別集計(平成16年)

注1)1人あたりの生活扶助相当支出額は「1世帯あたりの生活扶助相当支出額」÷「平均世帯人員の平方根」で算出した。

注2)生活扶助基準の全国平均は、全国消費実態調査の級地別世帯数によるウェイトで加重平均して算出した。



○ 単身世帯における消費実態の地域差について

単身世帯(60歳以上)と夫婦子1人世帯の比較

単身世帯(60歳以上)と夫婦子1人世帯について、生活扶助相当支出に占める品目分類の構成割合を比較すると(図表1)、大きな差はみられないが、単身世帯の方が構成割合の大きい品目であり、かつ、構成割合の約半分を占める食料及び光熱・水道の地域差の推移をみてみると(P50の図表2)、地域差が縮小する傾向にあることから、単身世帯においても2人以上世帯と同様に、地域差は縮小しているのではないかと推察される。

(図表1)生活扶助相当支出に占める品目分類の構成割合

○ 第1・十分位

	単身(60歳以上)	夫婦子1人
生活扶助相当支出計	100.0%	100.0%
食料	36.0%	30.0%
住居	1.7%	0.1%
光熱・水道	13.7%	9.8%
家具・家事用品	4.3%	4.1%
被服及び履物	3.4%	6.0%
保健医療	2.2%	2.7%
交通・通信	8.0%	11.8%
教育	0.0%	0.5%
教養娯楽	9.2%	10.3%
その他の消費支出	21.3%	24.6%

○ 第1・五分位

	単身(60歳以上)	夫婦子1人
生活扶助相当支出計	100.0%	100.0%
食料	34.5%	30.3%
住居	0.8%	0.1%
光熱・水道	12.5%	9.7%
家具・家事用品	4.5%	4.2%
被服及び履物	3.8%	5.7%
保健医療	2.9%	2.6%
交通・通信	8.2%	10.9%
教育	0.0%	0.5%
教養娯楽	10.9%	10.6%
その他の消費支出	21.9%	25.4%

資料:全国消費実態調査特別集計(平成16年)

(参考)一般世帯における消費支出額の地域差の推移

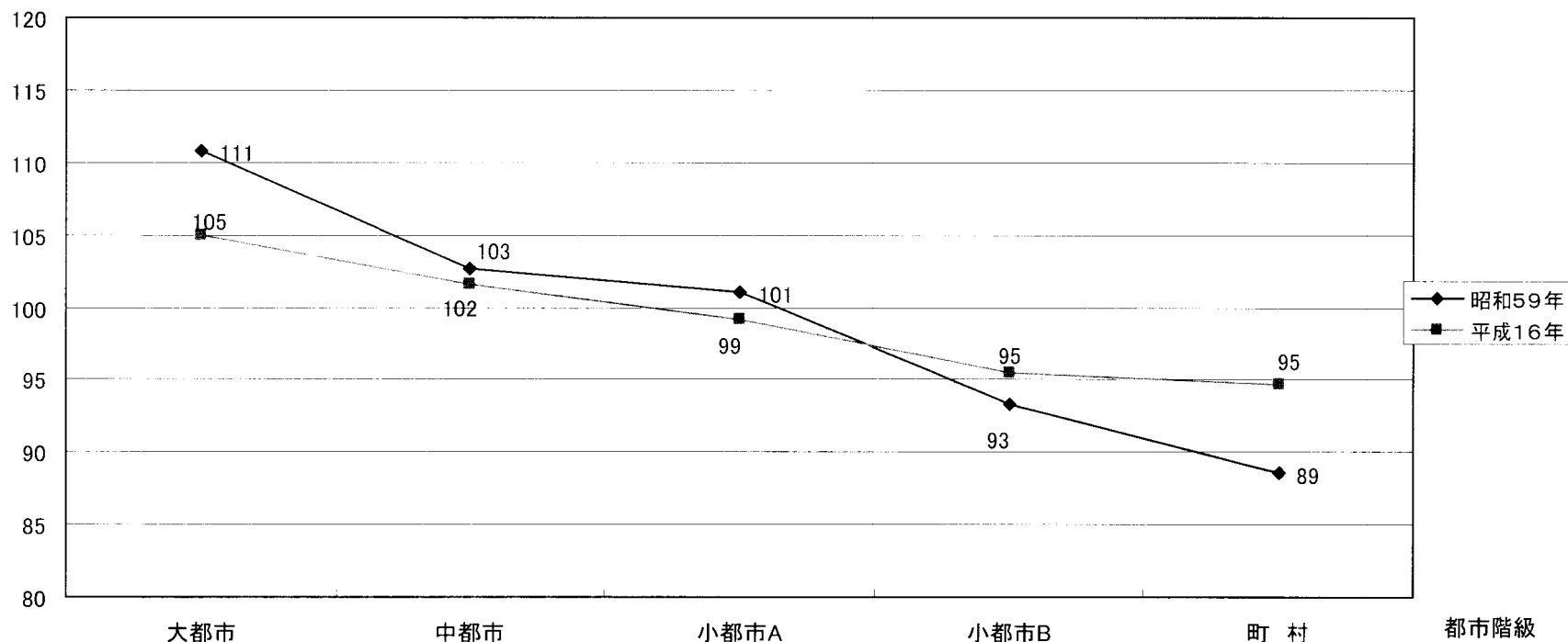
一般世帯における都市階級別1人あたり消費支出額等の推移(2人以上全世帯の昭和59年と平成16年の比較)

一般世帯における消費支出額及び生活扶助相当支出額の地域差は共に縮小する傾向

①消費支出額

1人あたり消費支出額の推移(2人以上全世帯)

指数(全国平均=100)



(平均世帯人員) 3.59人→3.11人	3.75人→3.18人	3.89人→3.27人	3.96人→3.29人	4.17人→3.54人
(集計世帯数) 4,757世帯→5,751世帯	16,851世帯→20,330世帯	11,307世帯→10,808世帯	6,069世帯→5,676世帯	10,969世帯→10,547世帯

資料:全国消費実態調査

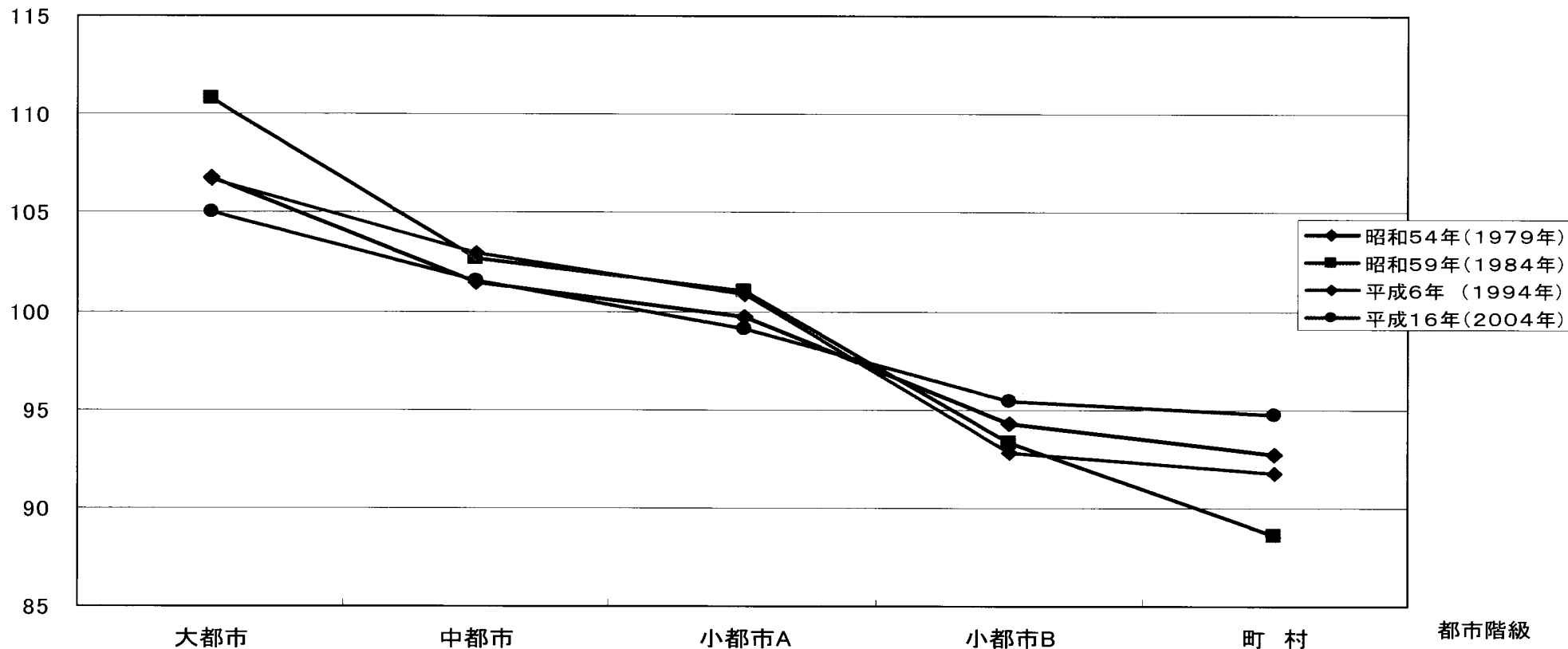
注1)都市階級 大都市:政令指定都市及び東京都区部、中都市:人口15万以上100万未満の市(大都市除く)、小都市A:人口5万以上15万未満の市、小都市B:人口5万未満の市

注2)1人あたり消費支出額は「1世帯あたりの消費支出額」÷「平均世帯人員の平方根」により算出した。

前ページに中間年等を追加したもの

1人あたり消費支出額の推移(2人以上全世帯)

指数(全国平均=100)



消費支出額

	各年の全国平均を100とした指数					10年前の指数との差(※)				
	大都市	中都市	小都市A	小都市B	町 村	大都市	中都市	小都市A	小都市B	町 村
昭和54年	106.8	101.4	99.7	94.3	92.7	—	—	—	—	—
昭和59年	110.8	102.7	101.0	93.3	88.6	4.0	1.3	1.3	-1.0	-4.1
平成6年	106.7	102.9	100.8	92.8	91.7	-4.1	0.2	-0.2	-0.5	3.1
平成16年	105.0	101.5	99.1	95.4	94.7	-1.7	-1.4	-1.7	2.6	3.0

※昭和59年は昭和54年との差

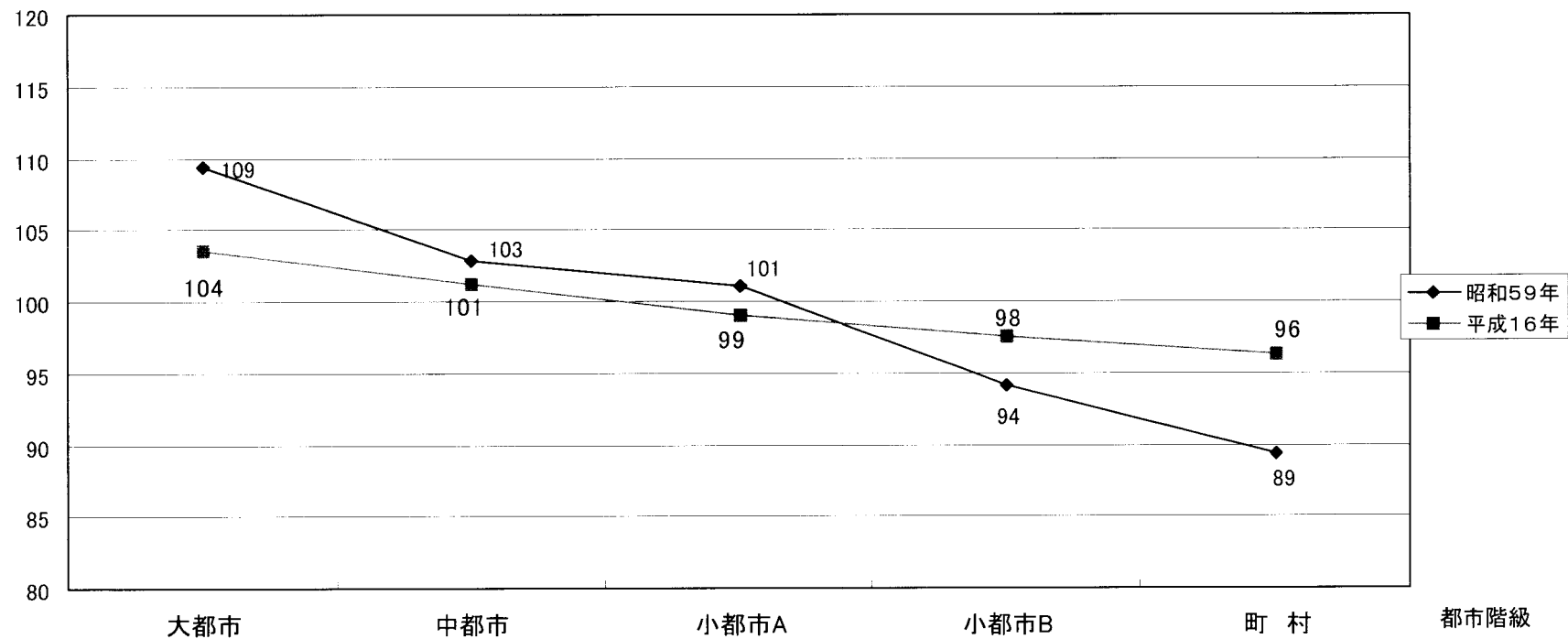
資料: 全国消費実態調査

注) 1人あたりの消費支出額は「1世帯あたりの消費支出額」÷「平均世帯人員の平方根」で算出した。

## ②生活扶助相当支出額

### 1人あたり生活扶助相当支出額の推移(2人以上全世帯)

指数(全国平均=100)



資料: 全国消費実態調査

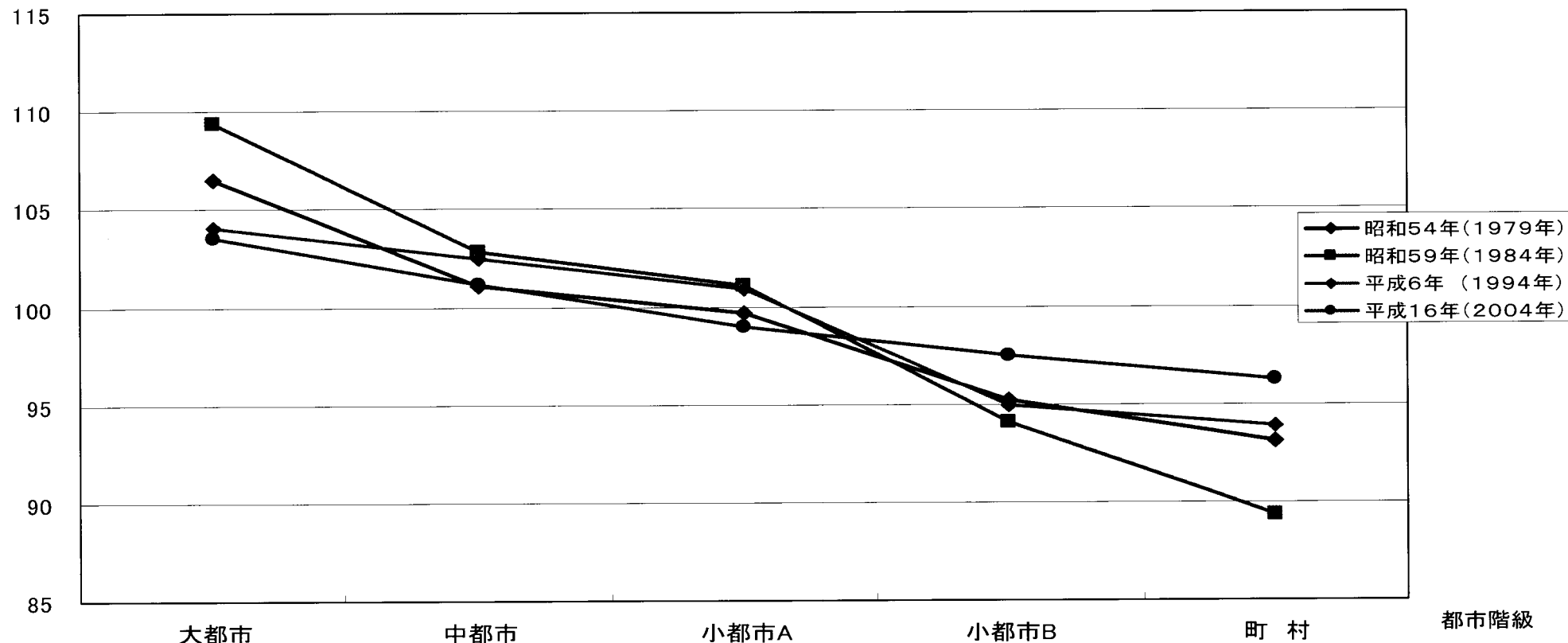
注1) 生活扶助相当支出額は消費支出額-(家賃地代+保健医療+自動車等関係費+教育)で算出した。

注2) 1人あたり生活扶助相当支出額は「1世帯あたり生活扶助相当支出額」÷「平均世帯人員の平方根」で算出した。

前ページに中間年等を追加したもの

### 1人あたり生活扶助相当支出額の推移(2人以上全世帯)

指数(全国平均=100)



#### 生活扶助相当支出額

	各年の全国平均を100とした指数					10年前の指数との差(※)				
	大都市	中都市	小都市A	小都市B	町 村	大都市	中都市	小都市A	小都市B	町 村
昭和54年	106.5	101.1	99.7	95.2	93.1	—	—	—	—	—
昭和59年	109.4	102.8	101.1	94.1	89.4	2.9	1.7	1.4	-1.1	-3.7
平成6年	104.1	102.5	100.9	95.0	93.9	-5.3	-0.3	-0.2	0.9	4.5
平成16年	103.5	101.2	99.0	97.5	96.3	-0.6	-1.3	-1.9	2.5	2.4

※昭和59年は昭和54年との差

資料: 全国消費実態調査

注1) 生活扶助相当支出額は消費支出額-(家賃地代+保健医療+自動車等関係費+教育)で算出した。

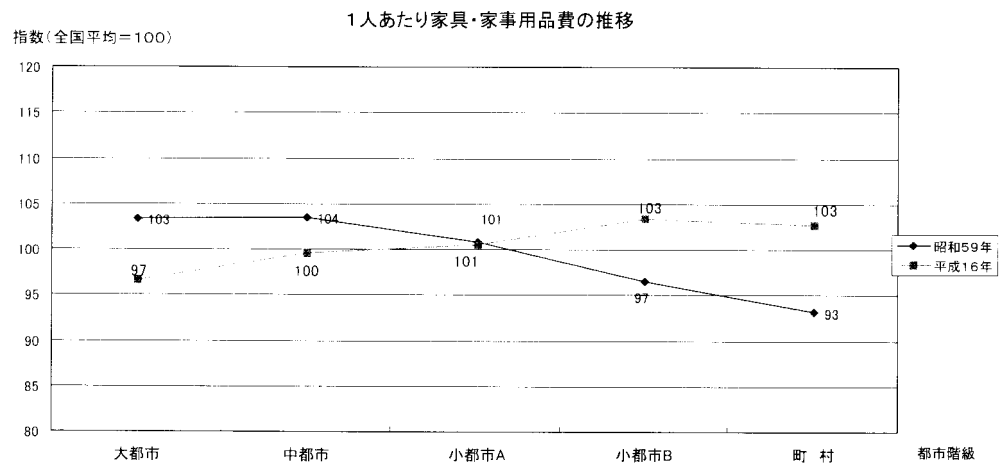
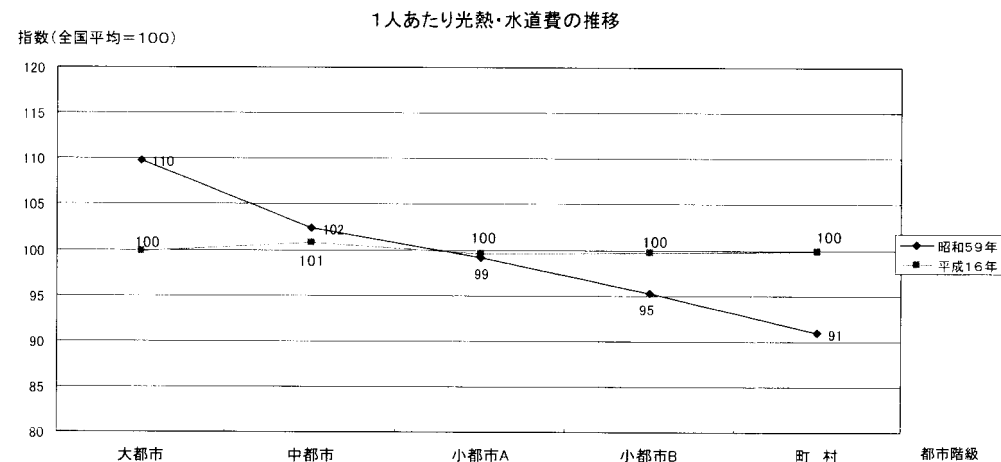
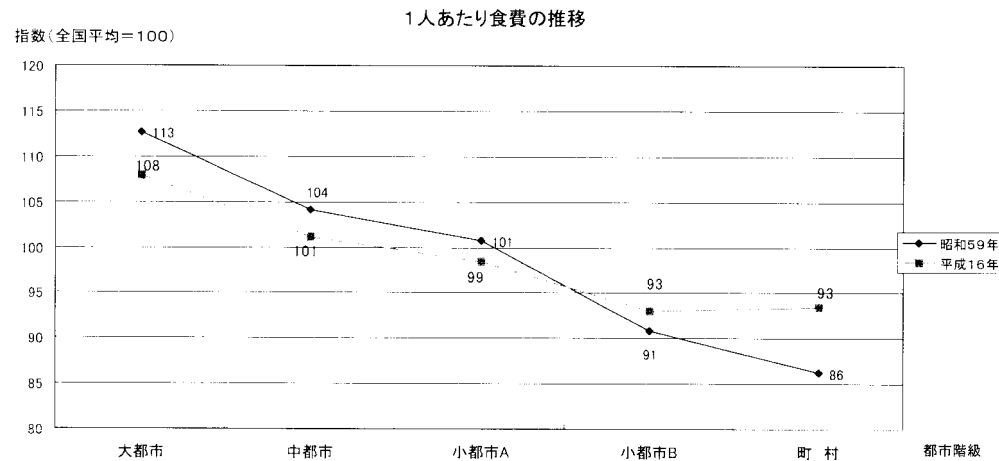
注2) 1人あたり生活扶助相当支出額は「1世帯あたり生活扶助相当支出額」÷「平均世帯人員の平方根」で算出した。

### ③費目別消費支出額の地域差の推移

地域差が縮小する傾向にある費目 → 食費、光熱・水道費、家具・家事用品費

地域差に大きな変化が認められない費目 → 被服及び履物費、交通・通信費、教養娯楽費

#### ○(図表2)地域差が縮小する傾向にある費目



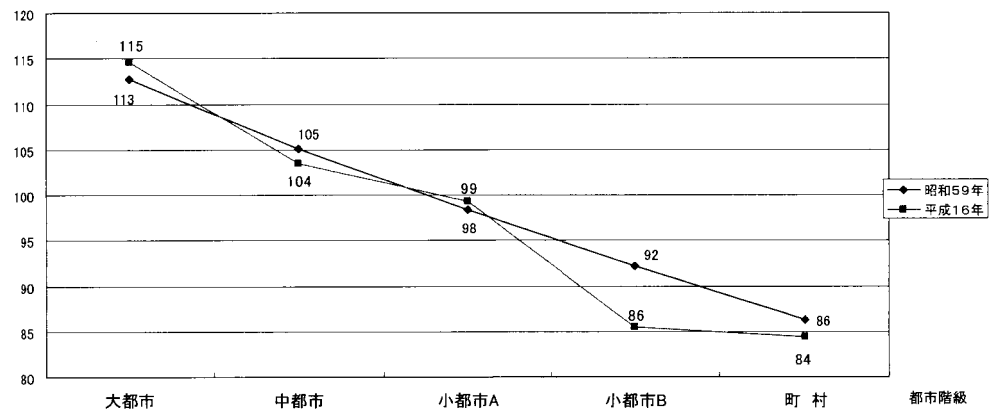
資料: 全国消費実態調査

注) 1人あたりの費目別支出額は「1世帯あたりの費目別支出額」÷「平均世帯人員の平方根」で算出した。

## ○地域差に大きな変化の認められない費目

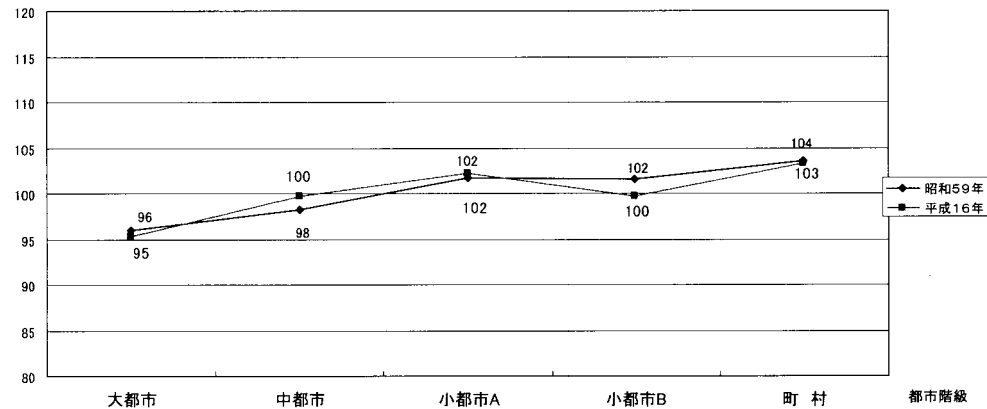
### 1人あたり被服及び履き物費の推移

指数(全国平均=100)



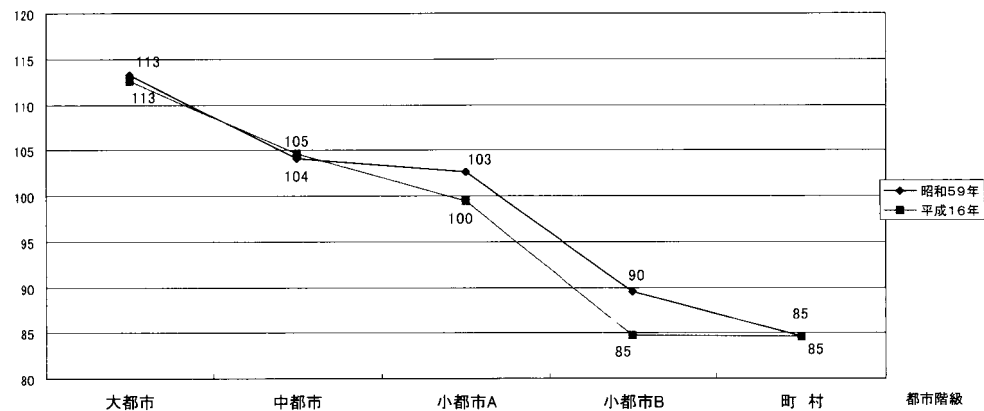
### 1人あたり交通・通信費の推移

指数(全国平均=100)



### 1人あたり教養娯楽の推移

指数(全国平均=100)



資料: 全国消費実態調査

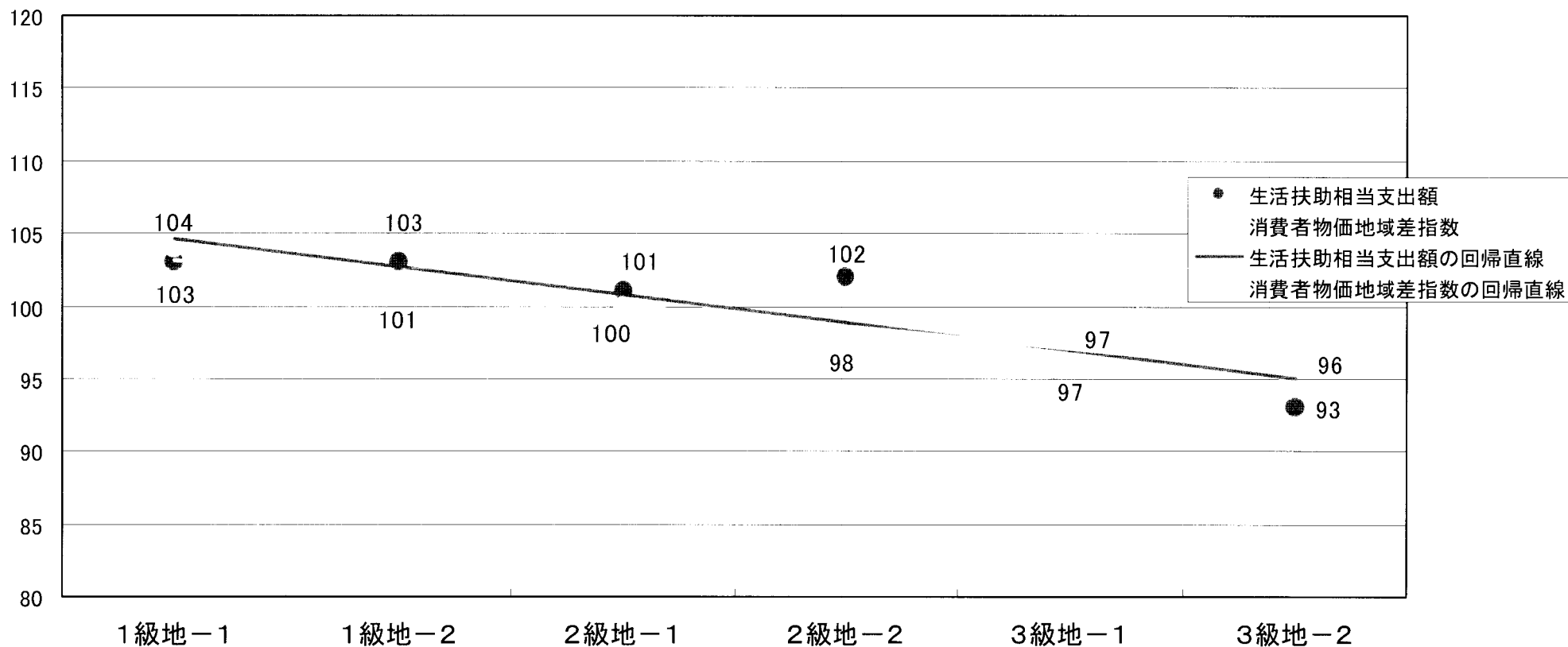
注) 1人あたりの費目別支出額は「1世帯あたりの費目別支出額」÷「平均世帯人員の平方根」で算出した。

(参考)生活扶助相当支出額と消費者物価地域差指数の地域差の比較

一般世帯の生活扶助相当支出額と消費者物価地域差指数の地域差はほぼ同様となっている。

一般世帯の生活扶助相当支出額と消費者物価地域差指数の比較

指数(全国平均=100)



資料:平成16年全国消費実態調査特別集計、平成14年全国物価統計調査

注1)一般世帯の生活扶助相当支出額は、2人以上全世帯(1人あたり)、年間収入第1~3・五分位におけるデータである。

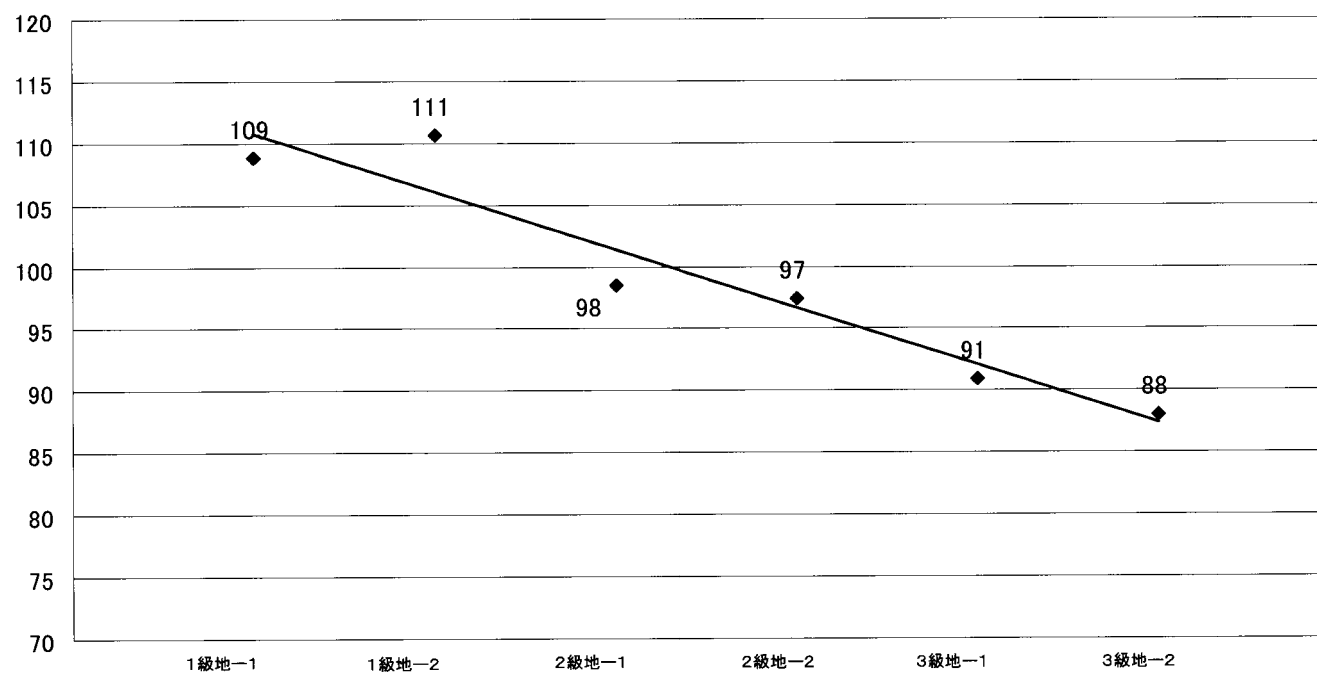
注2)1人あたりの生活扶助相当支出額は「1世帯あたりの生活扶助相当支出額」÷「平均世帯人員の平方根」で算出した。



## (参考)被保護世帯における消費実態の地域差について

### 1人あたり生活扶助相当支出額(2人以上世帯)

指数(全国平均=100)



資料: 社会保障生計調査(家計簿)

注1) 平成14~16年の平均値である。

注2) 生活扶助相当支出額は消費支出額-(住居+保健医療+教育)で算出した。

注3) 1人あたり生活扶助相当支出額は「1世帯あたり生活扶助相当支出額」÷「平均世帯人員の平方根」で算出した。

#### 4 勤労控除の検証に用いたデータ

##### ○ 就労に関連する経費

○単身世帯における就労に関連する経費は、平均で就労収入の1割程度となっている。

○夫婦子1人世帯における就労に関連する経費についても、平均で就労収入の1割程度となっている。

※就労に関連する経費は、就労に伴う経費と考えられる支出品目を幅広く抜き出して集計しているものであり、実際には、就労とは関係がない支出が含まれることがあること、また、むしろ家事上の支出と見るべきものも含まれることがあることに留意する必要がある。

一般世帯における就労に関連する経費

単位:円

	単身有業世帯(60歳未満) 年間収入:第1・五分位	夫婦子1人世帯(有業1人) 年間収入:第1・五分位	(備考)就労に関連する経費として集計した品目
集計世帯数	415	756	
①外食費	8,735	8,346	一般外食
②スーツ、ワイシャツ、ネクタイ等の被服費	2,489	1,687	背広服、男子用コート、婦人服、婦人用スラックス、婦人用コート、ワイシャツ、ブラウス、ネクタイ、男子靴、婦人靴
③クリーニング代	180	283	洗濯代
④文房具等の事務用品	230	439	耐久性文房具、消耗性文房具
⑤雑誌、書籍	1,259	1,224	雑誌・週刊誌、書籍
⑥習い事の月謝	156	167	語学月謝、他の教育的月謝
⑦理美容	2,220	1,977	理髪料、パーマ、カット代、化粧品
⑧定期入れ、名刺入れ等の身の回り品	105	215	他の身の回り用品
⑨つきあい費(接待等会社関係のつきあい)	321	586	つきあい費
⑩こづかい	7	14,176	世帯主こづかい
就労に関連する経費合計(①~⑩) (A)	15,702	29,098	
就労収入 (B)	150,270	271,411	
(A)÷(B)	10.4%	10.7%	

資料:平成16年全国消費実態調査特別集計

# ○ 就労収入階級別にみた就労に関連する経費

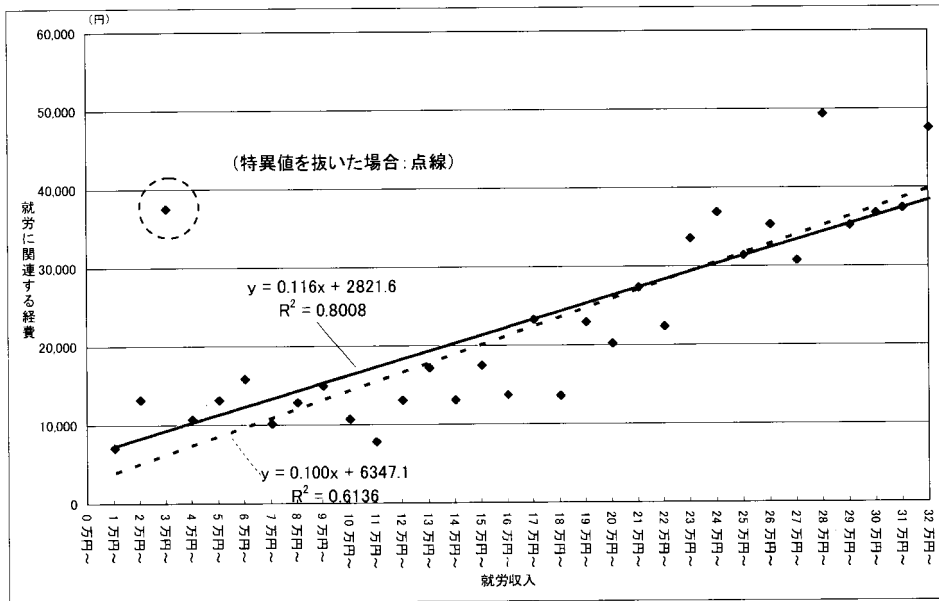
○ 単身世帯、夫婦子1人世帯のいずれも、就労に関連する経費と就労収入階級の間には正の相関関係がみられる。

○ 就労に関連する経費と就労収入の回帰直線の傾きは、約0.1となっており、就労に関連する経費は就労収入が1万円増えるごとに1千円程度増える傾向がみられる。

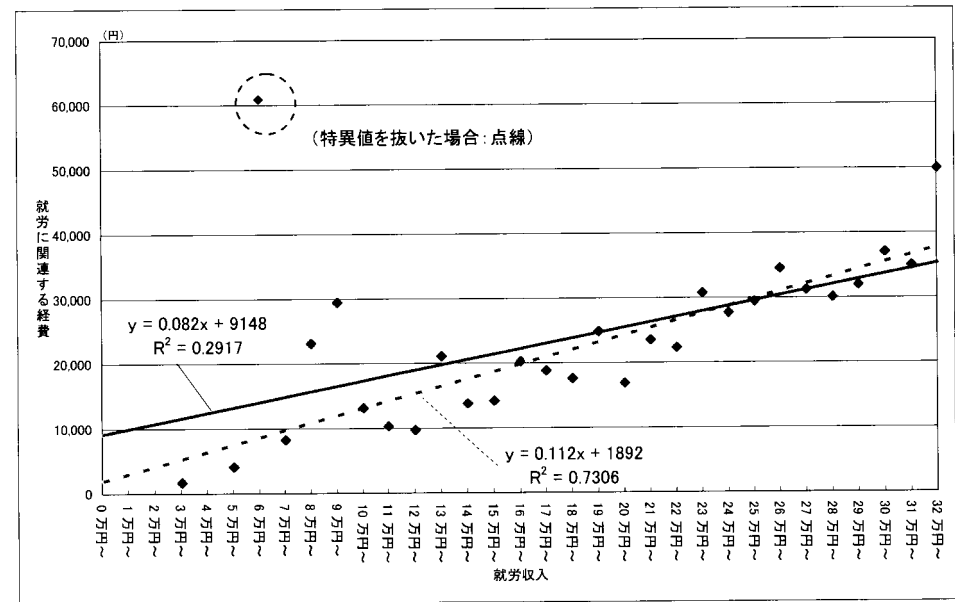
(単位:円)

世帯類型	集計世帯数	就労に関連する経費の合計																																
		1万円未満	1万円～2万円未満	2万円～3万円未満	3万円～4万円未満	4万円～5万円未満	5万円～6万円未満	6万円～7万円未満	7万円～8万円未満	8万円～9万円未満	9万円～10万円未満	10万円～11万円未満	11万円～12万円未満	12万円～13万円未満	13万円～14万円未満	14万円～15万円未満	15万円～16万円未満	16万円～17万円未満	17万円～18万円未満	18万円～19万円未満	19万円～20万円未満	20万円～21万円未満	21万円～22万円未満	22万円～23万円未満	23万円～24万円未満	24万円～25万円未満	25万円～26万円未満	26万円～27万円未満	27万円～28万円未満	28万円～29万円未満	29万円～30万円未満	30万円～31万円未満	31万円～32万円未満	32万円以上
単身	有業1人	2,569	7,081	13,188	37,517	10,698	13,141	15,851	10,134	12,840	14,971	10,717	7,799	13,090	17,200	13,084	17,472	13,710	23,269	13,570	22,936	20,184	27,334	22,369	33,563	36,876	31,367	35,274	30,718	49,353	35,180	36,743	37,378	47,545
夫婦子1人	有業1人	3,052	-	-	1,665	-	4,086	60,854	8,200	23,088	29,415	13,114	10,277	9,667	21,060	13,760	14,166	20,235	18,779	17,551	24,818	16,824	23,474	22,260	30,716	27,649	29,386	34,466	31,167	30,028	31,932	37,004	34,929	49,897

単身世帯



夫婦子1人世帯



資料:平成16年全国消費実態調査特別集計

## V 生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書(抜粋)

### 生活保護制度の在り方に関する専門委員会 報告書(抜粋)

平成16年12月15日  
生活保護制度の在り方に関する専門委員会

#### 第1 (略)

#### 第2 生活保護基準の在り方について

##### 1 生活扶助基準の評価・検証等について

###### (1) 評価・検証

先の中間取りまとめにおいて報告したとおり、いわゆる水準均衡方式を前提とする手法により、勤労3人世帯の生活扶助基準について、低所得世帯の消費支出額との比較において検証・評価した結果、その水準は基本的に妥当であったが、今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要がある。なお、生活扶助基準の検証に当たっては、平均的に見れば、勤労基礎控除も含めた生活扶助基準額が一般低所得世帯の消費における生活扶助相当額よりも高くなっていること、また、各種控除が実質的な生活水準に影響することも考慮する必要がある。

また、これらの検証に際しては、地域別、世帯類型別等に分けるとともに、調査方法及び評価手法についても専門家の知見を踏まえることが妥当である。同時に、捕捉率(生活保護の受給要件を満たす世帯がどれだけ実際に生活保護を受けているか)についても検証を行う必要があるとの指摘があった。

###### (2) 設定及び算定方法

現行の生活扶助基準の設定は3人世帯を基軸としており、また、算定については、世帯人員数分を単純に足し上げて算定される第1類費(個人消費部分)と、世帯規模の経済性、いわゆるスケールメリットを考慮し、世帯人員数に応じて設定されている第2類費(世帯共同消費部分)とを合算する仕組みとされているため、世帯人員別にみると、必ずしも一般低所得世帯の消費実態を反映したものとなっていない。このため、特に次の点について改善が図られるよう、設定及び算定方法について見直しを検討する必要がある。

### ① 多人数世帯基準の是正

かねてより、生活扶助基準は多人数になるほど割高になるとの指摘がなされているが、これは人数が増すにつれ第1類費の比重が高くなり、スケールメリット効果が薄れるためである。このため、中間取りまとめにおいて指摘した第2類費の構成割合及び多人数世帯の換算率に関する見直しのほか、世帯規模の経済性を高めるような設定等について検討する必要がある。

### ② 単身世帯基準の設定

中間取りまとめで指摘したとおり、単身世帯の生活扶助基準についても、多人数世帯の基準と同様、必ずしも一般低所得世帯の消費実態を反映したものとなっていない。また、被保護世帯の7割は単身世帯が占めていること、近年、高齢化の進展や扶養意識の変化に伴って高齢単身世帯の増加が顕著となっており、今後もさらにその傾向が進むと見込まれる。これらの事情にかんがみ、単身世帯については、一般低所得世帯との均衡を踏まえて別途の生活扶助基準を設定することについて検討することが必要である。

### ③ 第1類費の年齢別設定の見直し

中間取りまとめにおいても指摘したとおり、人工栄養費の在り方も含めた0歳児の第1類費や、第1類費の年齢区分の幅の拡大などについて見直しが必要である。

## 2 (略)

## 3 級地

現行級地制度については昭和62年度から最大格差22.5%、6区分制とされているが、現在の一般世帯の生活扶助相当消費支出額をみると、地域差が縮小する傾向が認められたところである。このため、市町村合併の動向にも配慮しつつ、さらに今後詳細なデータによる検証を行った上、級地制度全般について見直しを検討することが必要である。

## 4 その他

なお、1(1)で述べた定期的な評価を次回行う際には、今回行われた基準の見直しに係る事項についても評価の対象とし、専門家による委員会等において詳細な分析や検証を行い、被保護世帯の生活への影響等も十分調査の上、必要な見直しを検討することが求められる。

## 第3～第5 (略)

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(抜粋)

【社会保障】

＜生活保護＞

- ・ 以下の内容について、早急に見直しに着手し、可能な限り2007年度に、間に合わないものについても2008年度には確実に実施する。
  - － 生活扶助基準について、低所得世帯の消費実態等を踏まえた見直しを行う。
  - － 母子加算について就労支援策を講じつつ廃止を含めた見直しを行う。
  - － 一級地の見直しを行う。
  - － 自宅を保有している者について、リバースモーゲージを利用した貸付け等を優先することとする。
- ・ 現行の生活保護制度は抜本的改革が迫られており、早急に総合的な検討に着手し、改革を実施する。